

水俣市議会会議録

令和7年12月第4回定例会 (11月27日開会)
(12月18日閉会)

水俣市議会

令和7年12月第4回定例会（11月27日招集）会期日程表

（会期 11月27日から12月18日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月27日	木	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 先議案件に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 令和6年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	28日	金		休 会	議案調査
3	29日	土			市の休日
4	30日	日			市の休日
5	12月1日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	2日	火			議案調査
7	3日	水			議案調査
8	4日	木			議案調査
9	5日	金			議案調査
10	6日	土			市の休日
11	7日	日			市の休日
12	8日	月			議案調査
13	9日	火	午前9時30分		本会議
14	10日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（真野頼隆君、吉野誠君、肥山美緒君）
15	11日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（牧下恭之君、木戸理江君） 議案質疑 委員会付託
16	12日	金	————	委員会	委員会
17	13日	土		休 会	市の休日
18	14日	日			市の休日
19	15日	月	————	委員会	委員会（予備）
20	16日	火		休 会	議事整理日
21	17日	水			議事整理日
22	18日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

令和7年12月第4回水俣市議会定例会会議録目次

令和7年11月27日（木） —— 1日目 ——

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
陳情文書表	3
開 会	3
開 議	3
諸般の報告	4
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定について	4
議案上程	6
日程第3 議第84号 水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	6
日程第4 議第85号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第5 議第86号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第6 議第87号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第7 議第88号 水俣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	6
日程第8 議第89号 水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第9 議第90号 水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第10 議第91号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	6
日程第11 議第92号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	6

日程第12	議第 93 号	令和 7 年度水俣市一般会計補正予算（第 6 号）	1 - 6
日程第13	議第 94 号	令和 7 年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	6
日程第14	議第 95 号	令和 7 年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	6
日程第15	議第 96 号	令和 7 年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	6
日程第16	議第 97 号	令和 7 年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	6
日程第17	議第 98 号	令和 7 年度水俣市水道事業会計補正予算（第 1 号）	6
日程第18	議第 99 号	令和 7 年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）	6
日程第19	議第100号	令和 7 年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）	6
日程第20	議第101号	令和 7 年度水俣市病院事業会計予算の追認について	6
日程第21	議第102号	令和 7 年度水俣市病院事業会計補正予算（第 2 号）	6
日程第22	議第103号	工事請負契約の変更について	6
日程第23	議第104号	工事請負契約の変更について	6
		市長の提案理由説明	7
		先議案件に対する質疑	11
		委員会付託	13
		休憩・開議	13
		○総務産業委員長の報告	13
		○厚生文教委員長の報告	14
		委員会審査報告書	16
		委員長報告に対する質疑	17
		討 論	17
		採 決	18
日程第24	議第74号	令和 6 年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてから	
日程第30	議第83号	令和 6 年度水俣市介護保険特別会計決算認定についてまでの 7 件に関	
		する委員会の審査報告	18
		○総務産業委員長の報告	18
		○厚生文教委員長の報告	20
		○一般会計決算特別委員長の報告	22
		委員会審査報告書	24
		委員長報告に対する質疑	25
		討 論	25
		採 決	25

日程第31 陳情の取下げについて	1 - 26
日程第32 陳情の取下げについて	26
散 会	27

令和7年12月9日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○小路貴紀君の質問	3
1 台湾交流について	3
2 エコパーク水俣の運動施設整備の充実について	3
3 配慮を要する児童に即した学校施設の整備について	4
4 中学校部活動の地域展開について	4
5 次期市長選について	4
市長の答弁	5
○小路貴紀君の再質問	7
市長の答弁	8
産業建設部長の答弁	9
○小路貴紀君の再質問	10
産業建設部長の答弁	11
教育委員会事務局教育課長の答弁	12
○小路貴紀君の再質問	12
教育委員会事務局教育課長の答弁	13
教育長の答弁	13
○小路貴紀君の再質問	14
市長の答弁	15
○小路貴紀君の再々質問	16

市長の答弁	2 - 16
○小路貴紀君の再質問	19
休憩・開議	19
○藤本壽子君の質問	19
1 水俣のスローフードを生かしたまちづくりについて	20
2 株式会社吉永商会の堆肥化作業における悪臭などについて	20
3 風力発電の計画予定である（仮称）肥薩ウインドファームの環境影響評価法における、現段階の進捗状況について	20
産業建設部農林水産課長の答弁	20
○藤本壽子君の再質問	21
産業建設部長の答弁	23
教育委員会事務局教育課長の答弁	23
○藤本壽子君の再々質問	23
産業建設部長の答弁	24
福祉環境部環境課長の答弁	25
○藤本壽子君の再質問	26
福祉環境部環境課長の答弁	27
○藤本壽子君の再々質問	27
福祉環境部長の答弁	28
福祉環境部環境課長の答弁	28
○藤本壽子君の再質問	29
福祉環境部長の答弁	30
○藤本壽子君の再々質問	30
福祉環境部長の答弁	31
休憩・開議	32
○平岡朱君の質問	32
1 小中学校での生理用品の設置について	32
教育長の答弁	32
○平岡朱君の再質問	33
教育長の答弁	34
○平岡朱君の再々質問	34
教育長の答弁	36

散 会	2 - 36
-----	--------

令和7年12月10日（水） —— 3日目 ——

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○真野頼隆君の質問	3
1 市有地の有効活用について	3
2 先端環境技術等開発促進事業について	3
3 学校図書館について	3
総務企画部財政課長の答弁	4
○真野頼隆君の再質問	4
総務企画部財政課長の答弁	4
○真野頼隆君の再々質問	5
市長の答弁	5
○真野頼隆君の再質問	6
市長の答弁	7
○真野頼隆君の再々質問	7
教育委員会事務局教育課長の答弁	8
○真野頼隆君の再質問	9
教育長の答弁	11
○真野頼隆君の再々質問	11
休憩・開議	12
○吉野誠君の質問	12
1 未来への投資について	13
(1) 本市における子ども施策について	13
(2) 水俣高校への支援について	13

2 学校での読書活動の推進について	3 - 13
(1) 学校で行っている読書の取組について	14
(2) 学校図書館図書標準について	14
福祉環境部長の答弁	14
総務企画部地域振興課長の答弁	15
○吉野誠君の再質問	15
総務企画部長の答弁	16
○吉野誠君の再々質問	17
教育委員会事務局教育課長の答弁	17
○吉野誠君の再質問	18
教育長の答弁	19
○吉野誠君の再々質問	20
休憩・開議	20
○肥山美緒君の質問	21
1 市内の小中学校における I C T環境整備体制について	22
2 学校に行けない児童・生徒の支援と福祉との連携について	22
3 潜在的な社会的孤立（ひきこもり状態）の方々への支援について	22
教育委員会事務局教育課長の答弁	22
○肥山美緒君の再質問	23
教育委員会事務局教育課長の答弁	24
○肥山美緒君の再々質問	25
教育委員会事務局教育課長の答弁	25
教育長の答弁	26
○肥山美緒君の再質問	26
教育長の答弁	27
○肥山美緒君の再々質問	27
福祉環境部福祉課長の答弁	28
○肥山美緒君の再質問	29
福祉環境部福祉課長の答弁	30
○肥山美緒君の再々質問	31
福祉環境部長の答弁	32
散 会	33

令和7年12月11日（木） —— 4日目 ——

出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○牧下恭之君の質問	3
1 5歳児健診について	3
2 市営住宅の連帯保証人について	3
3 合併処理浄化槽補助について	4
4 多様な子どもが育つ環境づくりのための基金について	4
福祉環境部いきいき健康課長の答弁	5
○牧下恭之君の再質問	5
福祉環境部いきいき健康課長の答弁	5
○牧下恭之君の再々質問	6
福祉環境部長の答弁	6
産業建設部都市計画課長の答弁	7
○牧下恭之君の再質問	8
産業建設部長の答弁	8
○牧下恭之君の再々質問	8
産業建設部長の答弁	8
福祉環境部環境課長の答弁	9
○牧下恭之君の再質問	9
福祉環境部長の答弁	10
○牧下恭之君の再々質問	10
副市長の答弁	10
○牧下恭之君の再質問	11
副市長の答弁	12

○牧下恭之君の再々質問	4-12
副市長の答弁	12
休憩・開議	13
○木戸理江君の質問	13
1 本市のスポーツ推進事業について	14
2 国保水俣市立総合医療センターの現状について	14
産業建設部長の答弁	15
○木戸理江君の再質問	17
産業建設部長の答弁	19
○木戸理江君の再々質問	20
産業建設部長の答弁	22
病院事業管理者の答弁	22
○木戸理江君の再質問	25
病院事業管理者の答弁	27
○木戸理江君の再々質問	28
病院事業管理者の答弁	28
休憩・開議	29
質 疑	29
日程第2 議第85号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	29
日程第3 議第86号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	29
日程第4 議第87号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	30
日程第5 議第88号 水俣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	30
日程第6 議第89号 水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	30
日程第7 議第90号 水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	30
日程第8 議第91号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定	

	について	4 - 31
日程第9	議第93号 令和7年度水俣市一般会計補正予算(第6号)	31
日程第10	議第97号 令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号)	31
日程第11	議第100号 令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第3号)	31
日程第12	議第103号 工事請負契約の変更について	31
日程第13	議第104号 工事請負契約の変更について	32
委員会付託		32
散 会		32

令和7年12月18日(木) — 5日目 —

出欠席議員		5 - 1
事務局職員出席者		1
説明のため出席した者		1
議事日程第5号		2
開 議		3
諸般の報告		3
日程第1	議第85号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
から日程第13	陳第11号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情について	まで13件に関する委員会の審査報告
		4
	○総務産業委員長の報告	4
	○厚生文教委員長の報告	6
委員会審査報告書		9
委員長報告に対する質疑		10
討 論		10
	○平岡朱君の反対討論(議第91号)	10
	○平岡朱君の賛成討論(陳第11号)	11
	○藤本壽子君の賛成討論(陳第11号)	12
採 決		13
日程第14	委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	14
閉会中継続審査・調査申出書		15

議案上程	5 - 17
日程第15 議第105号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	17
市長の提案理由説明	17
休憩・開議	17
質 疑	17
委員会付託	17
休憩・開議	18
日程第15 議第105号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第7号）に関する委員会の審査報告	18
○総務産業委員長の報告	18
○厚生文教委員長の報告	18
委員会審査報告書	19
委員長報告に対する質疑	19
討 論	19
採 決	19
閉 会	20

令和7年11月27日

令和7年12月第4回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明並びに
先議案件（令和7年度補正予算等）の表決

令和7年12月第4回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、令和7年11月27日水俣市長第4回水俣市議会定例会を招集する。

1、令和7年11月27日午前10時0分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、令和7年12月18日午後1時35分水俣市議会議長第4回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

令和7年11月27日（木曜日）

午前10時0分 開会

午後3時3分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	肥 山 美 緒 君
吉野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	高 岡 朱 美 君
藤 本 壽 子 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事 務 局 長（岡本 広志 君）	主 幹（小路 幹雄 君）
主 任（森 ちひろ 君）	主 査（藤井 美樹 君）

（説明のため出席した者） 12人

市 長（高岡 利治 君）	副 市 長（小林 信也 君）
総務企画部長（梅下 俊克 君）	福祉環境部長（今別府 隆宏 君）
産業建設部長（柿本 英行 君）	教 育 長（蓑田 誠一 君）
病院事業管理者（坂本 不出夫 君）	上下水道局長（永田 久美子 君）
総合医療センター事務部総務課長（竹下 昭博 君）	総務企画部市長公室長（白本 亮 君）
総務企画部総務課長（赤司 和弘 君）	総務企画部財政課長（中村 優志 君）

○議事日程 第1号

令和7年11月27日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第84号 水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(総務産業)

第4 議第85号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議第86号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第87号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第88号 水俣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第8 議第89号 水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第90号 水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議第91号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議第92号 令和7年度水俣市一般会計補正予算(第5号) (各委)

第12 議第93号 令和7年度水俣市一般会計補正予算(第6号)

第13 議第94号 令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) (厚生文教)

第14 議第95号 令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) (厚生文教)

第15 議第96号 令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号) (厚生文教)

第16 議第97号 令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号)

第17 議第98号 令和7年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号) (総務産業)

第18 議第99号 令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第2号) (総務産業)

第19 議第100号 令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第3号)

第20 議第101号 令和7年度水俣市病院事業会計予算の追認について (厚生文教)

第21 議第102号 令和7年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号) (厚生文教)

- 第22 議第103号 工事請負契約の変更について
- 第23 議第104号 工事請負契約の変更について
- 第24 議第 74 号 令和 6 年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 第25 議第 75 号 令和 6 年度水俣市公共下水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 第26 議第 76 号 令和 6 年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 第27 議第 80 号 令和 6 年度水俣市一般会計決算認定について
- 第28 議第 81 号 令和 6 年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 第29 議第 82 号 令和 6 年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第30 議第 83 号 令和 6 年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 第31 陳情の取下げについて
- 第32 陳情の取下げについて

令和 7 年12月第 4 回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件 名	代表者の住所及び氏名	付託委員会
陳第 8 号	安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につながる報酬10%以上の引き上げを求める陳情について	熊本市中央区神水 1-21-8-202 熊本県医療介護福祉労働組合連合会 執行委員長 一二三 美香	厚生文教
陳第 9 号	介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情について	熊本市中央区神水 1-21-8-202 熊本県医療介護福祉労働組合連合会 執行委員長 一二三 美香	厚生文教
陳第10号	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情について	熊本市中央区神水 1-21-8-202 熊本県医療介護福祉労働組合連合会 執行委員長 一二三 美香	厚生文教
陳第11号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情について	水俣市洗切町 4 番地20号 徳永 極	厚生文教

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長（岩村龍男君） ただいまから令和 7 年第 4 回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（岩村龍男君） これから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

総務産業、厚生文教の各常任委員会及び一般会計決算特別委員会から、閉会中の継続審査となっていた令和6年度の一般会計、特別会計及び企業会計に関する決算7件について、それぞれ委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日までに受理した陳情4件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、各委員会に付託します。

次に、監査委員から、関係法令に基づき送付を受けました報告書類は、事務局に備え付けてありますから、御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、梅下総務企画部長、今別府福祉環境部長、柿本産業建設部長、白本市長公室長、赤司総務課長、中村財政課長、蓑田教育長、永田上下水道局長、竹下総合医療センター事務部総務課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者の出席を要求いたしました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岩村龍男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、森川武治議員、桑原一知議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（岩村龍男君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

令和7年12月第4回定例会（11月27日招集）会期日程表

（会期 11月27日から12月18日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月27日	木	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 先議案件に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 令和6年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告

					委員長報告に対する質疑 討論 採決
2	28日	金		休 会	議案調査
3	29日	土			市の休日
4	30日	日			市の休日
5	12月1日	月			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	2日	火			議案調査
7	3日	水			議案調査
8	4日	木			議案調査
9	5日	金			議案調査
10	6日	土			市の休日
11	7日	日			市の休日
12	8日	月			議案調査
13	9日	火	午前9時30分		本会議
14	10日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
15	11日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
16	12日	金	————	委員会	委員会
17	13日	土		休 会	市の休日
18	14日	日			市の休日
19	15日	月	————	委員会	委員会（予備）
20	16日	火		休 会	議事整理日
21	17日	水			議事整理日
22	18日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（岩村龍男君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月18日までの22日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、22日間と決定いたしました。

- 日程第3 議第84号 水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第85号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第86号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第87号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第88号 水俣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議第89号 水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議第90号 水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第91号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第92号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議第93号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第13 議第94号 令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議第95号 令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議第96号 令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議第97号 令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議第98号 令和7年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議第99号 令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議第100号 令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議第101号 令和7年度水俣市病院事業会計予算の追認について
- 日程第21 議第102号 令和7年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議第103号 工事請負契約の変更について
- 日程第23 議第104号 工事請負契約の変更について

○議長（岩村龍男君） 日程第3、議第84号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから、日程第23、議第104号工事請負契約の変更についてまで、21件を一括して議題とします。

○議長（岩村龍男君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第84号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和7年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第85号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、虐待防止体制の強化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第86号水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、健康管理の円滑な実施等を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第87号水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴う地域限定保育士制度の導入等のため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第88号水俣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、こども誰でも通園制度の創設に伴い、設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第89号水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和7年人事院勧告等に基づく国家公務員の給与改定等及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第90号水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和7年人事院勧告等に基づく国家公務員の給与改定等及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第91号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、昨今の物価、光熱水費等の高騰及び人件費の上昇等により文書作成に要する経費や施設の維持管理等を含む各種コストが増加していることなどから、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第92号令和7年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5,465万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ162億36万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、給与改定等に伴う人件費の調整を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第19款繰越金、第20款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第93号令和7年度水俣市一般会計補正予算第6号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億1,175万1,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ164億1,211万8,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第3款民生費に、後期高齢者医療制度経費、放課後児童健全育成事業、第4款衛生費に、先端環境技術等開発促進事業、第7款土木費に、県道路整備事業負担金、第8款消防費に、水俣芦北広域行政事務組合負担金などを計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整いたしております。

このほか、債務負担行為の補正として、広報みなまた印刷業務外10件の追加、塵芥収集車購入の変更を計上いたしております。

また、地方債の補正として、災害復旧事業の追加、過疎対策事業外1件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第94号令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ164万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ33億7,129万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、給与改定等による人件費の増額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第6款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第95号令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ73万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ5億5,843万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、給与改定等による人件費の増額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第96号令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ168万7,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ38億658万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費において、給与改定等に伴う人件費の増額及び人事異動に伴う調整を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第7款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第97号令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ54万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ38億712万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費において、水俣芦北広域行政事務組合負担金及び第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国庫支出金等返還金等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第7款繰入金及び第8款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第98号令和7年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和7年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める、収益的収入の額を22万6,000円減額して、補正後の収益的収入の額を4億2,906万1,000円に、収益的支出の額を103万7,000円減額して、補正後の収益的支出の額を4億204万6,000円に、第4条に定める資本的支出の額を3万8,000円減額して、補正後の資本的支出の額を5億3,961万5,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、収益的収入には児童手当に係る一般会計繰入金の減額、収益的支出及び資本的支出には給与改定等に伴う人件費の調整を行っております。

次に、議第99号令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和7年度水俣市公共下水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を173万3,000円増額して、8億4,025万円に、収益的支出の額を173万3,000円増額して、8億3,739万9,000円とし、第4条に定める資本的収入の額を19万5,000円増額して、2億4,495万円に、資本的支出の額を19万5,000円増額して、5億1,439万1,000円とするものです。

補正の内容といたしましては、収益的収入及び資本的収入において、給与改定等に係る一般会計繰入金の増額を行っております。また、収益的支出及び資本的支出において、給与改定等に伴う人件費の調整を行っております。

次に、議第100号令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、令和7年度水俣市公共下水道事業会計予算第4条に定める資本的収入の額を130万円増額して、2億4,625万円に、資本的支出の額を130万円増額して、5億1,569万1,000円とするものです。

補正の内容といたしましては、資本的収入において、企業債の増額を、資本的支出において、大規模下水道管路特別重点調査等事業に伴う委託費の増額を行っております。

このほか、企業債の補正といたしまして、公共下水道事業の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第101号令和7年度水俣市病院事業会計予算の追認について申し上げます。

本案は、地方公営企業法施行令第17条第1項の規定により、債務負担行為について、新たな債務負担行為を設定する場合は、令和7年度予算書へ記載し、議会の議決が必要でしたが、職員の確認不足により欠落していたため、今回追認いただきたく提案をするものです。

今後は、予算書の必要な記載事項につきましては、改めて職員に注意を促すとともに、予算書作成手続のチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいりますので、御承認いただきますようお願いを申し上げます。

次に、議第102号令和7年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和7年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的収入及び支出の額をそれぞれ920万5,000円増額し、補正後の収益的収入の額を83億6,176万7,000円、収益的支出の額を83億5,839万円とするものです。

また、第4条に定める資本的収入の額を610万円減額し、補正後の資本的収入の額を2億2,835万4,000円とし、資本的支出の額を618万2,000円減額し、補正後の資本的支出の額を9億6,238万

7,000円とするものです。なお、資本的収支不足額に対しましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填をすることとしております。

補正の内容といたしましては、平成28年12月26日に本市を被告として熊本地方裁判所に提訴された損害賠償請求事件について、慰謝料額が確定したため、必要となる損害賠償金530万5,000円及び弁護士委託料に係る経費390万円を収益的支出に計上するものであります。なお、この賠償金及び経費の財源といたしまして、本市が加入をしております病院賠償責任保険からの保険金920万5,000円を収益的収入に計上するものであります。

資本的収支につきましては、薬剤科空調設備更新に係る経費について、企業債及び建設改良費の減額を計上するものであります。

このほか、債務負担行為として米購入業務外13件を追加しております。また、重要な資産の取得について1件のリース資産の追加及び1件の建物資産の削除を行うものであります。

次に、議第103号工事請負契約の変更について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備（護岸その8）工事請負契約の変更について、護岸に使用する石材の単価が上昇したため、本案のように提案するものであります。

次に、議第104号工事請負契約の変更について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備（護岸その9）工事請負契約の変更について、護岸上部工の施工条件が海上施工から陸上施工に変更となったため、本案のように提案するものであります。

以上、本市議会に提案をいたしました、議第84号から議第104号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第84号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議第92号令和7年度水俣市一般会計補正予算第5号、議第94号令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号から、議第96号令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号、議第98号令和7年度水俣市水道事業会計補正予算第1号、議第99号令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第2号、議第101号令和7年度水俣市病院事業会計予算の追認について及び議第102号令和7年度水俣市病院事業会計補正予算第2号の9件については、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第84号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑はあり

ませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

○議長(岩村龍男君) 次に、議第92号令和7年度水俣市一般会計補正予算第5号について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

○議長(岩村龍男君) 次に、議第94号令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

○議長(岩村龍男君) 次に、議第95号令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

○議長(岩村龍男君) 次に、議第96号令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

○議長(岩村龍男君) 次に、議第98号令和7年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

○議長(岩村龍男君) 次に、議第99号令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第2号について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

○議長（岩村龍男君） 次に、議第101号令和7年度水俣市病院事業会計予算の追認について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

○議長（岩村龍男君） 次に、議第102号令和7年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第84号、議第92号、議第94号、議第95号、議第96号、議第98号、議第99号、議第101号及び議第102号は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時20分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案9件について、各常任委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長、真野頼隆議員。

（総務産業委員長 真野頼隆君登壇）

○総務産業委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第84号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和7年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第92号令和7年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、給与改定等に伴う人件費の調整を計上している。

財源としては、第19款繰越金、第20款諸収入をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第98号令和7年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和7年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める、収益的収入の額を22万6,000円減額して、補正後の収益的収入の額を4億2,906万1,000円に、収益的支出の額を103万7,000円減額して、補正後の収益的支出の額を4億204万6,000円に、第4条に定める資本的支出の額を3万8,000円減額して、補正後の資本的支出の額を5億3,961万5,000円とするものである。

補正の主な内容としては、収益的収入には児童手当に係る一般会計繰入金の減額、収益的支出及び資本的支出には給与改定等に伴う人件費の調整を行っているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第99号令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和7年度水俣市公共下水道事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を173万3,000円増額して、8億4,025万円に、収益的支出の額を173万3,000円増額して、8億3,739万9,000円とし、第4条に定める資本的収入の額を19万5,000円増額して、2億4,495万円に、資本的支出額を19万5,000円増額して、5億1,439万1,000円とするものである。

補正の内容としては、収益的収入及び資本的収入において、給与改定等に係る一般会計繰入金の増額を行っている。また、収益的支出及び資本的支出において、給与改定等に伴う人件費の調整を行っているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、厚生文教委員長、木戸理江議員。

（厚生文教委員長 木戸理江君登壇）

○厚生文教委員長（木戸理江君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第92号令和7年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、給与改定等に伴う人件費の調整を計上しているとの説明を受け、質疑を

行いました。

質疑の中で、退職者の人数をただしたのに対し、10月に1名が退職したとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第94号令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ164万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ33億7,129万1,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、給与改定等による人件費の増額を計上している。

この財源としては、第6款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第95号令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ73万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ5億5,843万5,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、給与改定等による人件費の増額を計上している。

この財源としては、第3款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第96号令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ168万7,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ38億658万1,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費において、給与改定等に伴う人件費の増額及び人事異動に伴う調整を計上している。

これらの財源としては、第7款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第101号令和7年度水俣市病院事業会計予算の追認について申し上げます。

本案は、地方公営企業法施行令第17条第1項の規定により、債務負担行為について、新たな債務負担行為を設定する場合は、令和7年度予算書に記載し、議会の議決が必要だったが、職員の確認不足により欠落していたため、今回提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第102号令和7年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、令和7年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的収入及び支出の額をそれぞれ920万5,000円増額し、補正後の収益的収入の額を83億6,176万7,000円、収益的支出の額を83億5,839万円とするものである。

また、第4条に定める資本的収入の額を610万円減額し、補正後の資本的収入の額を2億2,835万4,000円とし、資本的支出の額を618万2,000円減額し、補正後の資本的支出の額を9億6,238万7,000円とするものである。なお、資本的収支不足額に対しては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補填することとしている。

補正の内容としては、平成28年12月26日に本市を被告として熊本地方裁判所に提訴された損害賠償請求事件について、慰謝料額が確定したため、必要となる損害賠償金530万5,000円及び弁護士委託料に係る経費390万円を収益的支出に計上するものである。なお、この賠償金及び経費の財源として、本市が加入している病院賠償責任保険からの保険金920万5,000円を収益的収入に計上するものである。

資本的収支については、薬剤科空調設備更新に係る経費について、企業債及び建設改良費の減額を計上するものである。

このほか、債務負担行為として米購入業務外13件を追加している。また、重要な資産の取得について、1件のリース資産の追加及び1件の建物資産の削除を行うものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、損害賠償請求事件について、どのような内容だったのかただしたのに対し、詳細としては、腹部大動脈瘤人工置換術の翌日に両下肢の動脈塞栓症を発症され、血栓除去術を行ったが、高カリウム血症により逝去されたというものであり、家族に対し、人工血管置換術に際し、下肢の動脈塞栓により両下肢切断に発展し、状況次第では死亡に至る可能性があることの説明不足に対する慰謝料であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和7年11月27日

水俣市議会議長 岩村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第84号	水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第92号	令和7年度水俣市一般会計補正予算（第5号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第98号	令和7年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第99号	令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和7年11月27日

厚生文教常任委員長 木戸 理 江

水俣市議会議長 岩村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第92号	令和7年度水俣市一般会計補正予算（第5号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第94号	令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第95号	令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第96号	令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第101号	令和7年度水俣市病院事業会計予算の追認について	原案可決	全員賛成
議第102号	令和7年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成

○議長（岩村龍男君） 以上で、委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって、討論なしと認めます。

これから採決します。

議第84号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議第92号令和7年度水俣市一般会計補正予算第5号、議第94号令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号から、議第96号令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号、議第98号令和7年度水俣市水道事業会計補正予算第1号、議第99号令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第2号、議第101号令和7年度水俣市病院事業会計予算の追認について及び議第102号令和7年度水俣市病院事業会計補正予算第2号の9件について、一括して採決します。

本9件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

本9件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本9件は、委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第24 議第74号 令和6年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第25 議第75号 令和6年度水俣市公共下水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第26 議第76号 令和6年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第27 議第80号 令和6年度水俣市一般会計決算認定について

日程第28 議第81号 令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第29 議第82号 令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第30 議第83号 令和6年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

○議長(岩村龍男君) 日程第24、議第74号令和6年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてから、日程第30、議第83号令和6年度水俣市介護保険特別会計決算認定についてまで、7件を一括して議題とします。

順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長、真野頼隆議員。

(総務産業委員長 真野頼隆君登壇)

○総務産業委員長(真野頼隆君) ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第74号令和6年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

まず、上下水道局長から、水道事業の業務概況等について説明を受けた後、決算報告書、その他財務諸表に基づき、詳細な説明を受けました。

まず、収益的収入及び支出については、事業収益 4 億5,675万円、事業費 3 億9,361万円で、差引き6,314万円となり、消費税等調整後の損益計算によると、当年度純利益は、4,120万円となる。

次に、資本的収入及び支出については、資本的収入 1 億671万円、資本的支出 3 億1,714万円となり、差引き不足額 2 億1,043万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,191万円、建設改良積立金 1 億円、過年度分損益勘定留保資金2,135万円、当年度分損益勘定留保資金 6,717万円で補填している。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高 1 億4,120万円については、一般会計に44万円を納付、資本金に 1 億円を組み入れる処分を行い、処分後残高4,076万円を繰越利益剰余金とするとの説明を受けました。

本決算及び剰余金処分については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定及び原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第75号令和 6 年度水俣市公共下水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

まず、上下水道局長から、下水道事業の概要説明を受けた後、決算報告書、その他財務諸表に基づき、詳細な説明を受けました。

収益的収入及び支出については、事業収益 8 億6,677万円、事業費 8 億5,176万円で、差引き 1,501万円となり、消費税等調整後の損益計算によると、当年度純利益は1,088万円となる。

次に、資本的収入及び支出については、資本的収入 1 億9,049万円、資本的支出 4 億6,293万円となり、差引き不足額 2 億7,244万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額413万円、過年度分損益勘定留保資金4,478万円及び当年度分損益勘定留保資金 2 億2,353万円で補填している。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高2,093万円については、一般会計に1,005万円を納付する処分を行い、処分後残高1,088万円を繰越利益剰余金とするとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、浄化センターの耐震化を含む改築工事に取り組むとのことだが、管路の耐震診断の状況はどうかとただしたのに対し、平成 9 年度に耐震基準が改定されており、それ以前のものについては耐震計算がされているわけではないが、その後設置された幹線については耐震化がなされている。また、枝線についても、ある程度の耐震性はあると考えているとの答弁がありました。

本決算及び剰余金処分については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定及び原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、厚生文教委員長、木戸理江議員。

（厚生文教委員長 木戸理江君登壇）

○厚生文教委員長（木戸理江君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第76号令和6年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

総合医療センター事務部総務課長から、事業概要、決算報告書、財務諸表、決算附属書類に基づき、詳細な説明を受けました。

まず、収益的収入及び支出については、収益的収入70億8,563万円、収益的支出76億616万円となり、差引き5億2,053万円の損失となる。

消費税等調整後の損益計算によると、当年度純損失は5億4,648万円となる。

次に、資本的収入及び支出については、資本的収入6億2,902万円、資本的支出10億9,601万円となり、差引き不足額4億6,699万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額2,595万円、減債積立金4億4,104万円で補填している。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高16億5,291万円については、減債積立金に3億7,719万円を積み立てる処分を行うとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、医療センターの外来患者数が減少し、入院患者数が増加している要因についてただしたのに対し、人口減少の影響で外来患者数が減少しているが、伊佐地域などと急性期の連携をすることにより、入院患者数は増加傾向にあるとの答弁がありました。

また、4名の研修医の受入れについて、本市にとってどのような効果があるかただしたのに対し、地域医療に貢献できる医師を育てることを目的に受け入れており、研修医がいることで、教える側も学ぶことにつながっており、病院の活性化に寄与しているとの答弁がありました。

さらに、水俣高校と熊本保健科学大学との連携についてただしたのに対し、水俣市、水俣市立総合医療センター、水俣高校、熊本保健科学大学の4者で、将来的な地域の保健医療福祉人材の確保を目的として、協定を結んでおり、水俣高校から熊本保健科学大学看護学科に進学した場合は、医療センターの奨学金を優先的に貸与し、大学卒業後は医療センターへ入職してもらうという支援を行っているとの答弁がありました。

本決算及び剰余金処分については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定及び原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第81号令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき、詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計33億3,553万円、歳出合計32億7,606万円、歳入歳出差引き5,947万円は全額翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入93.6%、歳出92.0%となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、医療費削減のための取組についてただしたのに対し、日頃から通院している人と、重症化してから病院を受診する人とは、医療費に明らかに差があることから、病気の早期発見、早期治療のため、日常的に健診を受けてもらうよう市民へ周知を図っていくとの答弁がありました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第82号令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき、詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計5億529万円、歳出合計5億396万円、歳入歳出差引き133万円は全額翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入96.5%、歳出96.3%となっているとの説明を受けました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

最後に、議第83号令和6年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

いきいき健康課長から、決算書、事項別明細書に基づき、詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計37億8,392万円、歳出合計36億9,563万円、歳入歳出差引き8,829万円は全額翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入99.4%、歳出97.1%となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、ボランティアドライバーについてただしたのに対し、高齢者など移動が困難な人を、ボランティアで車による送迎をしてもらうことを想定しているが、まだ制度化できておらず、モデルとして実施している段階であるとの答弁がありました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、一般会計決算特別委員長、小路貴紀議員。

（一般会計決算特別委員長 小路貴紀君登壇）

○一般会計決算特別委員長（小路貴紀君） ただいま議題となりました議案のうち、一般会計決算特別委員会に付託されました議第80号令和6年度水俣市一般会計決算認定について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

審査に先立ち、総務企画部長から、本決算の概要について、次のような説明を受けました。

令和6年度の一般会計決算額は、歳入が175億5,080万円、歳出が164億6,865万円、差引き10億8,215万円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、10億6,595万円となった。

決算の主な内容は、まず、歳入のうち、市税は、市民税、固定資産税の減収等により減少し、地方交付税は、普通交付税、特別交付税ともに増加した。

繰入金は、財政調整基金繰入金の増加等により増加し、市債は、事業量の増加等により増加した。

歳入全体では、前年度比4.2%、約7億1,000万円の増加となった。

次に、歳出のうち、義務的経費については、人件費が、退職手当の増加等により増加、扶助費は減少、公債費は、災害復旧事業債の償還額の減少等により減少した。

義務的経費全体では、前年度比0.1%、約800万円増加した。

投資的経費では、普通建設事業費は、橋りょう整備事業、小中学校施設整備事業の増加等により増加し、災害復旧事業費は、事業量の増加等により増加した。

投資的経費全体では、前年度比8.4%、約1億1,900万円増加した。

その他の経費では、物件費が、電算システム管理運用経費の増加等により増加し、補助費等も水俣芦北広域行政事務組合負担金の増加等により増加、繰出金は、国民健康保険事業特別会計繰出金の増加等により増加した。

歳出全体では、前年度比5.3%、約8億2,800万円の増加となった。

次に、財政調整基金の年度末の現在高は、約1億300万円増加した。

市債の年度末の現在高は、約10億5,100万円減少した。

次に、決算額に基づいて算出する財政指標については、経常収支比率は、人件費が増加したこと等により、3.2ポイント上昇した。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定める指標については、引き続き、早期健全化基準等に該当するものはなかった。

このほか、実質公債費比率は、0.8ポイント悪化したが、将来負担比率は、前年度よりも改善し、充当可能財源額が将来負担額を上回り、比率なしとなった。

以上のような説明を受けた後、予算の効率的な執行及び投資的効果という見地から、事項別明細書等の関係資料をもとに、各担当課長から、款別に逐次説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主なものを申し上げますと、まず、自立支援給付費（就労支援）において、障害者の一般就労への移行者について、情報共有は行われているのかただしたのに対し、定期的ではないが、利用者のサービス更新の際や相談員からの報告のタイミングで行っているとの答弁がありました。

次に、海岸漂着物の処理について、昨年、国土交通省の海洋環境整備船「海煌」が来て処理を行ったが、今年も実施してもらえるのかただしたのに対し、今後の状況を見ながら考えていきたいとの答弁がありました。

次に、観光プロモーション強化事業の今後の展開についてただしたのに対し、湯の児、湯の鶴の両方の温泉に入浴するという機能温泉浴を広げていこうと思っている。それと併せて、今年度から新たに創設した賑わい創出等活性化緊急支援事業補助金を活用して、旅館業の支援及び温泉地での飲食店創業につながる取組を進めていこうと思っているとの答弁がありました。

次に、県道路整備事業負担金の中で、市町村道路代行事業について、事業の概要と今後のスケジュールをただしたのに対し、梅戸・明神町ほか1路線は市道であるが、技術的な問題もあり、県が事業を代行し、実施をしている。8月から測量設計に入っており、現在、交差点部分の協議を警察と行っている状況である。その後、住民説明会を実施し、用地補償に進み、令和12年3月末くらいを目標に工事を進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、有害鳥獣駆除事業について、処理方法及び狩猟免許保有者登録数は何人くらいかただしたのに対し、処理方法については、ほとんど埋設であり、捕獲に従事される猟友会の方は、現在80人以上登録されているとの答弁がありました。

次に、環境保全型農業推進事業について、面積が減った理由は何か、目標面積を増やす予定はないのかただしたのに対し、環境保全型農業は難しいところがあり、取り組んでみたものの、環境保全型直接支払事業として認めることができないような状態になってしまったというところもある。目標面積も拡大していければという思いはあるが、通常の農業に比べて大変なところがあるので厳しいと思われるとの答弁がありました。

次に、学力向上推進事業について、熊本県学力・学習状況調査において、平均を上回った2教科は何か。また、タブレットを導入する以前と導入してからの調査結果に何かしらの因果関係があるかただしたのに対し、平均を上回った2教科は、小学校6年生の算数と中学校1年生の英語である。因果関係については、本調査が小学校3年生から中学校2年生までを調査するもので、今回が平均を2教科しか上回っていないが、同一集団を追いかけてみると、若干改善されているという状況ではあるとの答弁がありました。

最後に、本決算の審査に関して、所管課の担当職員も出席されるが、答弁の多くは課長級職が担っています。せっかくの機会ですので、職員の人材育成の観点からも担当職員が積極的に答弁

するなど、スキルアップの場として活用していただくことを今後期待します。

本決算については、水俣市監査委員の令和6年度水俣市一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況審査意見書の22ページ上段に記載があるとおり、令和6年度決算における市民税の収入済額に、関連帳簿等との差異が存在している状況での審査であった。特に違法、不当という事項はないが、歳入第1款市税のうち市民税について、担当部署におかれては、当該委員会で説明されたとおり、令和7年度に適正に処理する措置を講じていただきたいとの意見を添えることを全員で確認した上で、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で、一般会計決算特別委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和7年9月30日

総務産業常任委員長 真野頼隆

水俣市議会議長 岩村龍男様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第74号	令和6年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	認定及び原案可決	全員賛成
議第75号	令和6年度水俣市公共下水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	認定及び原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和7年10月17日

厚生文教常任委員長 木戸理江

水俣市議会議長 岩村龍男様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第76号	令和6年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	認定及び原案可決	全員賛成
議第81号	令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認定	全員賛成
議第82号	令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認定	全員賛成
議第83号	令和6年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	認定	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記の意見をつけ認定すべきものと決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和7年10月30日

一般会計決算特別委員長 小路 貴 紀

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第80号	令和6年度水俣市一般会計決算認定について	認 定	全員賛成

意見

令和6年度決算における歳入第1款市税のうち市民税について、担当部署におかれては、当該委員会で説明されたとおり、令和7年度に適正に処理する措置を講じていただきたい。

○議長（岩村龍男君） 以上で、委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって、討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第74号令和6年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について、議第75号令和6年度水俣市公共下水道事業会計決算認定及び剰余金処分について、及び議第76号令和6年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について、以上3件を一括して採決します。

本3件に対する委員長報告は、いずれも認定及び原案のとおり可決であります。

本3件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本3件は、いずれも委員長報告のとおり認定及び原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（岩村龍男君） 次に、議第80号令和6年度水俣市一般会計決算認定についてから、議第83号令和6年度水俣市介護保険特別会計決算認定についてまで、以上4件を一括して採決します。
本4件に対する委員長報告は、いずれも認定であります。
本4件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。
したがって本4件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第31 陳情の取下げについて

○議長（岩村龍男君） 次に、日程第31、陳情の取下げについてを議題とします。
お諮りします。
ただいま議題となっております令和6年陳第3号の取下げについては、これを承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。
したがって、令和6年陳第3号の取下げについては、これを承認することに決定いたしました。

日程第32 陳情の取下げについて

○議長（岩村龍男君） 次に、日程第32、陳情の取下げについてを議題とします。
お諮りします。
ただいま議題となっております陳第2号の取下げについては、これを承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。
したがって、陳第2号の取下げについては、これを承認することに決定いたしました。

○議長（岩村龍男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
明日28日から12月8日までは、議案調査のため休会であります。
次の本会議は、12月9日に開き、一般質問を行います。
なお、議事の都合により、12月9日の会議は、午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は12月1日正午まで、議案質疑の通告は12月9日正午まで、それぞれ通告願います。

本日はこれで散会します。

午後3時3分 散会

令和7年12月9日

令和7年12月第4回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

令和7年12月第4回水俣市議会定例会会議録（第2号）

令和7年12月9日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後1時48分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	肥 山 美 緒 君
吉野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	高 岡 朱 美 君
藤 本 壽 子 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志 君）	主 幹（小路 幹雄 君）
主 任（森 ちひろ 君）	主 査（藤井 美樹 君）

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高岡 利治 君）	副 市 長（小林 信也 君）
総務企画部長（梅下 俊克 君）	福祉環境部長（今別府 隆宏 君）
産業建設部長（柿本 英行 君）	教 育 長（蓑田 誠一 君）
上下水道局長（永田 久美子 君）	総合医療センター事務局総務課長（竹下 昭博 君）
総務企画部市長公室長（白本 亮 君）	総務企画部総務課長（赤司 和弘 君）
総務企画部財政課長（中村 優志 君）	福祉環境部環境課長（岩田 幸哉 君）
産業建設部農林水産課長（山村 良一 君）	教育委員会事務局教育課長（設楽 聡 君）

○議事日程 第2号

令和7年12月9日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|---|
| 1 小路貴紀君 | 1 台湾交流について |
| | 2 エコパーク水俣の運動施設整備の充実について |
| | 3 配慮を要する児童に即した学校施設の整備について |
| | 4 中学校部活動の地域展開について |
| | 5 次期市長選について |
| 2 藤本壽子君 | 1 水俣のスローフードを生かしたまちづくりについて |
| | 2 株式会社吉永商会の堆肥化作業における悪臭などについて |
| | 3 風力発電の計画予定である（仮称）肥薩ウインドファームの環境影響評価法における、現段階の進捗状況について |
| 3 平岡 朱君 | 1 小中学校での生理用品の設置について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、岩田環境課長、山村農林水産課長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩村龍男君） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、小路貴紀議員に許します。

(小路貴紀君登壇)

○小路貴紀君 おはようございます。真志会の小路貴紀です。

昨日深夜の青森県沖の地震について、今朝時点で死者は出ていないとの報道を見ましたが、被災された皆様におかれましては、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、令和7年が過ぎようとしています。皆様にとって、今年1年はどんな年だったでしょうか。

私は、年明けの1月3日早朝に神奈川県の大磯にいました。箱根駅伝を現地でじかに応援する機会を得たことから、保土ケ谷、そして鶴見と渡り歩き、間近で見た何重にも及ぶ人だかりは、テレビから伝わる映像をはるかにしのぐ、本当に想像以上のものでした。

移動の電車内では、老若男女がスマホで視聴している姿が多く見られ、まさに、筋書のない往復10区間、217.1キロメートルのドラマには、人を熱狂させる見えない何かがあるのもうなずけます。実は誰にも教えたくない、箱根駅伝の一番の楽しみ方があります。それは、家の中で、テレビとこたつが一番です。録画をしておくとなおよいです。

残りの日々も、市内で火災や交通事故などが発生することなく、市民の皆様が大過なく過ごされ、少し早いですが、すばらしい新年を迎えられるよう、御祈念申し上げます。

それでは、通告に従い質問に入ります。

1、台湾交流について。

近年、高岡市長は、トップセールスで台湾を訪問され、このたび台中市大安区との協定締結を実現されました。

私は、岩村議長と共に、本市議会における水俣市台湾友好促進議員連盟の事務局長として、協定締結、及び台湾花蓮太平洋国際ドラゴンボートフェスティバルに同行する貴重な機会を得ました。

今後、協定に沿った相互交流をはじめ、中華台北ドラゴンボート協会との友好関係の構築により、台湾における本市の認知度アップ及び発展的な交流が図られることを期待しまして、以下質問します。

①、去る10月27日に締結に至った、台中市大安区との友好交流協定の経緯はどうであったか、お尋ねします。

②、友好交流協定内容及び今後の取組の方向性はどう考えているか、お尋ねします。

③、第50回記念みなまた競り舟大会及び台湾花蓮太平洋国際ドラゴンボートフェスティバルの相互交流をどう評価しているか、お尋ねします。

2、エコパーク水俣の運動施設整備の充実について。

エコパーク水俣は、年間53万人が訪れる施設へと大きく成長し、その中でも運動・スポーツ面

での施設整備が少しずつ進められてきましたが、さらなる整備が図られることで、もっと多くの利用者呼び込むことが可能と考えていることから、以下質問します。

①、市民に親しまれている水俣広域公園、通称エコパーク水俣の運動施設の状況について、市はどのように認識しているか、お尋ねします。

3、配慮を要する児童に即した学校施設の整備について。

令和8年度から配慮を要する児童が第一小学校に入学する予定と伺っています。当該児童の学校生活の全てに対応することは難しいと思いつつも、一定程度の施設整備は必要と考えます。これまで、関係者間で協議を行い、当該児童が快適な学校生活を送れる環境の検討をされてきたことについて、以下質問します。

①、水俣第一小学校のバリアフリーに向けた設計の進捗はどうなっているか、お尋ねします。

②、設計をする中で、どのような整備を行う方針か、お尋ねします。

4、中学校部活動の地域展開について。

これまで、地域移行と言っておりましたが、現在は地域展開となっていますので、そのように統一します。

当初、国の計画では、令和7年度末までに、休日の部活動を地域に展開する計画でしたが、その後数度の方針変更がなされています。本議会では、私も含め、ほかの議員からも質問がなされた経緯がありますが、教育委員会では、有識者等による検討協議会を設置、議論を重ねられ、令和7年3月には、「水俣市中学校部活動地域展開推進計画」を策定、市議会全員協議会の場で説明も受けた次第ですが、現在、新聞報道等によりますと、国・県での具体的運用方法等が定まっておらず、市町村自治体が苦慮している状況にあるとの懸念から、以下質問します。

①、本市における地域展開に向けたこれまでの取組と、国・県の動向も含めた現在の状況はいかがか、お尋ねします。

②、地域展開を行うに当たって、懸念される課題等はあるか、お尋ねします。

③、令和8年度以降、本市で学校部活動を地域展開につなげていく指針をどう考えているか、お尋ねします。

5、次期市長選について。

さきの9月定例会において、同様の質問をし、高岡市長からは、「熟慮を重ね適切に判断したい」との答弁を受け、私から投げたボールはいまだ高岡市長の手中にある状況と認識しています。そこで、率直に質問します。

①、私は現市政の継続を願う一人であり、多くの市民もそう期待しています。現在の任期が残る僅かとなった今、来年2月の市長選に向けて、高岡市長の思いはいかがか、お尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、台湾交流について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 初めに、台湾交流について、順次、お答えします。

まず、去る10月27日に締結に至った、台中市大安区との友好交流協定の経緯はどうであったか、との御質問にお答えします。

本市では、台湾企業であるTSMCの熊本進出について、その波及効果を本市の地域活性化に生かすため、様々な取組を行ってまいりました。

その中で、台湾との交流を目指し、私自身、これまで大きく2つの目的を持って、令和5年度から台湾本土でのトップセールスを行ってまいりました。

1つ目に、学術面において、高度な人材育成に向けた台湾との連携を創出すること。

2つ目に、観光や経済面における台湾と水俣の新たな連携を創出すること。

このうち、観光や経済面における新たな連携の創出のための取組の一つが、今回の友好交流協定の締結です。

令和6年11月の台湾訪問時に、台中市政府を訪れ、観光やスポーツ等を核とした自治体間交流を打診いたしました。

あわせて、台湾が福岡市に設置している、在外公館に当たる、「台北駐福岡経済文化弁事処」を通じて、同様に台中市政府にアプローチを行ってまいりました。

その後、台中市政府から弁事処を通じて、水俣市との交流推進に関する書簡が送付をされ、大安区との交流協定について提案がございました。

この提案を受け、大安区について調査を行うとともに、大安区職員とオンラインで意見交換を行いました。

意見交換の中では、大安区側から、「交流の要と考える大安区最大の観光資源は美しい海であり、双方の観光資源等を生かしながら、双方の交流とともに、住民の活気を生み出したい」といった考えが示されました。

複数回の意見交換を重ねた結果、「水俣市と大安区はともに『海』をブランドとして捉え、観光資源として活用しており、地域への誘客により経済の発展に結びつけたいという共通の考えを持っていること」、そして、「台中市政府も大安区の海洋観光に大きく関与しており、先々は台中市政府との連携も生まれ、より大きな取組につながる可能性があること」を見だし、相互の自治体の発展に向けて、共に協力し合える関係であると判断し、大安区との友好交流協定締結を決めました。

協定調印式には台中市政府の代表として、呉民政局長をはじめ、台中市議会議員の方々に立会

人を務めていただくとともに、協定締結直後の11月4日には、先方の意向により、台中市民政局副局長をはじめとした台中市政府訪問団の水俣訪問が行われるなど、台中市政府との関係もしっかりと築くことができたと感じております。

次に、友好交流協定内容及び今後の取組の方向性はどう考えているか、との御質問にお答えします。

まず、友好交流協定の主な内容を申し上げます。

1つ目として、両者は、友好的な関係を築き、両者の繁栄、発展について協力をすること。

2つ目に、両者は、観光、スポーツ、経済、産業、文化、教育などの各分野での交流を促進する。

3つ目に、両者は、行政、住民、民間団体等の様々な主体による交流を促進する。

このような内容となっております。

今後の取組の方向性として、まず相互のホームページ等で、自治体やイベントの情報を発信してまいります。

本市では、台湾を含む外国人向け旅行商品を造成しており、台湾現地や国内在住の台湾出身者へのPRを行ってまいりました。

大安区とのつながりをアピールすることで、水俣に足を運んでいただきやすい機運を醸成しながら、本市への観光客流入を狙います。

次の段階では、先方と協議を行いながら、住民相互の交流や、スポーツ大会を通じた交流等を具体化し、お互いの自治体に活力が生まれるような事業を、共に実施できればと考えております。

最終的には、互いの事業者や産業が結びつくことで、双方の経済発展に良い影響を与える、新たな取組が生み出せるような交流につなげたいと考えております。

次に、第50回記念みなまた競り舟大会及び台湾花蓮太平洋国際ドラゴンボートフェスティバルの相互交流をどう評価しているか、との御質問にお答えします。

今回の相互交流は、本市伝統の競り舟大会が50回の記念大会を迎えるに当たり、以前から交流があった中華台北ドラゴンボート協会との交流を20年ぶりに復活をしたものです。

まず、7月末の競り舟大会に台湾の2チームを招待し、盛大に大会を開催することができました。

また、10月には台湾花蓮太平洋国際ドラゴンボートフェスティバルに招待を頂き、本市から2チーム38名を派遣いたしました。参加した選手は、貴重な世界大会を経験し、併せて各国の選手との親睦を深めることができ、本市のパドル文化を発信できる絶好の機会となりました。

このように、今回の相互交流はほかのスポーツの交流を含めて、今後の台湾交流に大きくつな

がるものであり、中華台北ドラゴンボート協会との関係もしっかり築くことができたと感じております。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 TSMCの県北進出については、県関係者をはじめとして、県北及び県央の波及効果を県南に広げたいと、多く聞いております。

実際のところ、意図的に波及効果を県南へ広げる具体的な取組ははまだ見えていないと感じています。

そういった中で、高岡市長の積極的なトップセールスと、職員の方々の見えないところでの根回しの積み重ねにより、大安区との友好交流協定の締結及び競り舟を通した相互交流の成果を上げられたことは、県関係者が言う波及効果を指をくわえて待った結果ではなく、本市が独自の行動で活路を見いだした結果であることから、高く評価されるべきと考えます。

大安区役所では、台湾の国民性とも言える寛大な歓迎を受け、すばらしい調印式に同席できたことは、貴重な経験となりました。

私は、記念写真に収まる高岡市長、岩村議長のこわもての表情を何とか緩められないかと苦心しましたが、力及ばずで反省しています。

また、区役所の女性職員がなぜか一緒に写真をとリクエストするので、私は現地好みの台湾顔をしているのかなと思いきや、大安区長にお尋ねしたところ、日本人が大安区役所に訪れたことはほぼないとのことで、非常にこの日本人を珍しがられたという経験をいたしました。

今般の協定締結は、海をブランドとして捉えることが相互で理解された重要なポイントだったと共感します。

現地で案内いただいた広大なビーチパークの海岸線には、50基を超える風力発電機がそびえ立ち、海との調和を保っていました。

台湾国内の10大ビーチの一つで、マリンアクティビティの体験、台湾中部の有名な夕日観光スポットにもなっており、本市との共通、相性もぴったりと感じました。

これからがスタートであり、大安区との友好交流を具体化していくためには、1年ないし2年くらいで、集中的に基盤を整える必要があります、特に担当課におかれては、急な人員増は難しい中、台湾を含めた国際的な戦略を構築していくことが求められます。

県内では、御船町及び益城町が本市と同じ台中市政府内の行政区と友好交流協定を締結していることから、相互に連携することもあれば、ほかの自治体に負けない、差別化した独自の戦略によって、結果的に成果の違いに表れてくると思います。

ぜひとも、担当課の名のとおり、具体的な観光戦略を立てて、具体的な取組につなげて、具体的な成果を目指していくために、早急に行動してほしいと願います。

今後も、市長のトップセールス及び担当課の取組を大いに期待しつつ、引き続き、市議会議連としても、相互交流等に関して、積極的に関与していければと思います。

さて、競り舟を通じた相互交流に関して、台湾花蓮太平洋国際ドラゴンボートフェスティバルは、言わば台湾国内の全国大会に数十か国の海外チームが参加する総勢2,000人の大規模な大会でした。

本来、日本からの参加となれば、国内の予選会を突破するなり、狭き門が当たり前ですが、日本の一自治体から招待枠で出場できたことは、大会規模からして奇跡に近いと感じました。

中華台北ドラゴンボート協会の親切かつ過分なおもてなしは想像を超えるもので、7月に20年ぶりに復活した本市での交流時に、高岡市長をはじめ、職員の皆様が短い交流時間の中で築かれた信頼関係のたまものと強く思った次第です。

本市での交流会には、市議会にもお声かけいただいたこともあって、私も数名の方と花蓮の会場で再会を果たすことができました。

本市から参加されたチーム、選手にとっては、慣れないドラゴンボートレースということで、厳しい戦い、そして結果ではあったかと思いますが、何事も百聞は一見にしかずで、貴重な経験をこれからの人生の糧にしていいただければ幸いです。

日本の数ある自治体の中で、こぎの文化で交流している自治体はそう多くはないと思います。

競り舟大会の継続的発展と、若手の尽力によるパドルフェスティバル開催の相乗効果、何よりも中華台北ドラゴンボート協会とは、本市だからこそその貴重なパイプになることから、相互交流を単発で終わらせずに、強い信頼関係のもと、保ち続けてほしいと願います。

そこで、1点質問します。

競り舟やドラゴンボートを通じた台湾との交流について、今後の見通しはいかがか、お尋ねします。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

競り舟やドラゴンボートを通じた台湾との交流についての今後の見通しということでお尋ねがございました。

今後の見通しにつきましては、今回相互交流することができたことで、中華台北ドラゴンボート協会と本市の関係をしっかりと築くことができたというふうに考えております。今後は、本市競り舟協会との交流も視野に入れながら、引き続き相互交流を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、余談になりますけれども、この中華台北ドラゴンボート協会の事務局の方、本当に、今、小路議員がおっしゃられたようにおもてなしをしていただきました。大会が終わった後、

我々は、大安区との協定等にいろいろ奔走しながら、途中で別れたんですけども、最終日、帰国する際にですね、帰国の便も何時くらいというのも大まかにしか分かっていない中で、我々が桃園空港のほうに搭乗手続に向かうときに、そこにわざわざ、お見送りに来ていただきまして、長い時間そこで待っていただいたという経緯もございます。

本当に、台湾の方々のそういった日本に対する思いというのを改めて、私も感じましたし、やはりこれは、今までその信頼関係を築いてきた、職員の力も大きいのかなというふうに思っております。

まず、何よりも人と人との信頼関係というのが、大事だということを今回改めて、確認をしたところもありますので、そういったこともしっかりと確認をしながらですね、今後とも交流を進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（岩村龍男君） 次に、エコパーク水俣の運動施設整備の充実について、答弁を求めます。

柿本産業建設部長。

（産業建設部長 柿本英行君登壇）

○産業建設部長（柿本英行君） 次に、エコパーク水俣の運動施設整備の充実について、お答えします。

市民に親しまれている水俣広域公園、通称エコパーク水俣の運動施設の状況について、市はどのように認識しているか、との御質問にお答えします。

エコパーク水俣は、県が所有する都市公園であり、総面積41.8ヘクタールの広大な敷地に、陸上競技場やサッカー場、フットサル兼用コートを含むテニスコートのほか、1周1キロ、約8ヘクタールの面積を誇る「潮騒の広場」では、ソフトボールや軟式野球、サッカーやフライングディスク種目など多目的に利用ができる施設となっております。

エコパーク水俣のスポーツに係る令和6年度の来場者数は、約7万4,000人と聞いております。

近年、ソフトテニスコートが8面から16面、陸上競技場の直線タータンレーンが2レーンから5レーンに増設、軟式野球場に観客席が整備されるなど、公園施設だけでなく、スポーツ関連施設も年々整備が進んでおります。

熊本県の所管課である都市計画課、また指定管理者であるハートリンク水俣によって、様々な施設や備品が整備されるなど、スポーツ施設としての規模拡大、機能向上に取り組んでいただいております。

このようなことから、市民のみならず、県内外から多くのスポーツ大会や合宿で利用されており、本市におけるスポーツを軸とした経済活性化の取組の拠点となっております。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 エコパーク水俣の見方・考え方など、少し視点を変えて課題提起につなげられればと考えています。

エコパーク水俣は、熊本県が管理する都市公園の一つであり、県の土木部都市計画課の所管で、指定管理者であるハートリンク水俣によって、これまでも公園施設だけではなく、スポーツ関連施設の整備に御尽力いただいていることに、まずは感謝申し上げたいと思います。

エコパーク水俣と同じ、県営都市公園について調べたところ、一般的な緑地公園4か所と運動公園2か所の計6か所あります。

運動公園といえば、皆様御存じの熊本県民総合運動公園と、熊本県八代運動公園がそれに該当しますので、エコパーク水俣は一般的な緑地公園という見方になります。

参考までに、2か所の運動公園は、県営の都市公園内にある施設ということでは、エコパーク水俣と同じですが、違う点を言えば、所管が県都市計画課ではなく、教育委員会にある体育保健課になっていることです。

指定管理者は、一般財団法人熊本県スポーツ振興事業団とミズノグループの2者の共同になっています。

この場で、県所管の違いを俎上に上げる考えでは全くなくて、単純に、今申し上げた2か所の運動公園はスポーツに特化した施設と認知され、エコパーク水俣はまだその域には達していないと、個人的な所感を持っている次第です。

これまでの整備に加え、屋根つき施設の設置構想も運動施設の充実に向けて期待大ですが、一方で、陸上競技場のスタンド設置も以前から要望に上がっています。

潮騒の広場は、野球・ソフトボール・サッカーやフライングディスク等、多目的に使用される施設ですが、ソフトボール場の応援席設置や、全国大会規模で必要とされる移動式外野フェンスの整備がなされれば、サッカーやフライングディスクの応援や荷物置場、会場設営にも兼用可能です。

また、潮騒の広場内のあずまやは大きな屋根つきが1つで、広場外周に小さなあずまやが2か所あるものの、圧倒的に夏場の強い日差しを避ける、そして、雨をしのぐ施設が不足しています。

今申し上げたものは、今ある運動施設を補完する整備の充実になりますが、単なるエコパーク水俣ではなく、相対的に緑地公園と運動公園という見方、考え方、位置づけを変えることで、整備にかかる費用の投げ方を今よりスピードアップしてもらえないか、あわせて、そういった視点での指定管理に対する管理運営と経費を見直してもらうきっかけにならないか、誠に勝手ではありますが、県には期待したいところです。

多くの市民が親しみ、利用しているエコパーク水俣ですが、熊本県民総合運動公園などは、土

日及び長期休暇シーズンは明らかに飽和状態で、そのバッファーとして、今般エコパーク水俣へ流れてきている傾向が、強くなってきているのも明らかです。

その方々が、エコパーク水俣の運動施設の充実さを体験して、リピーターとなってくれることは、本市にとっては大きなプラスとなります。

本市から県に要望する際も、ちょっとしたニュアンスの違いだけになるかもしれませんが、運動公園的な視点で働きかけていただく契機になればと思います、1点質問します。

エコパーク水俣の陸上競技場周辺及び潮騒の広場は運動公園的な見地で認知度アップを図るとともに、今以上に施設整備が進められるよう、県に働きかけていく考え方について、お尋ねします。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 小路議員の2回目の御質問にお答えします。質問は、1点でした。

エコパーク水俣の陸上競技場周辺及び潮騒の広場は、運動公園的な見地で認知度アップを図るとともに、今以上に施設整備が進められるよう県に働きかけていく考え方についてお尋ねでした。

エコパーク水俣につきましては、現在、第八次を迎えた水俣・芦北地域振興計画において、これまで長きにわたり、その整備が位置づけられてきました。

近年は、「スポーツ大会や合宿の誘致による交流人口の拡大を目指す」市の取組にも多大なる御理解、御協力を頂き、振興計画の重点施策として掲げていただいております、さらにスポーツ施設の充実が図られているところであります。

特に、第七次では、振興計画で位置づけられ、事業が進められている屋根つき施設等の設置につきましては、天候に左右されず、練習やイベントが開催できる施設の設置を求める地元要望に基づいた事業であり、スポーツ施設としてエコパーク水俣の魅力をさらに向上させる施設であると認識しております。

小路議員がおっしゃられる熊本県民総合運動公園、熊本県営八代運動公園と、エコパーク水俣を比較した場合、運動施設一つ一つの規模や機能については、劣る面もありますが、広大で自然豊かな公園に、様々なスポーツ施設が整備されているエコパーク水俣は、ほかにはない、水俣が誇ることのできる公園であると考えております。

議員御指摘の認知度アップを図るための取組として、本市としましては、ホームページでの紹介や、市内のスポーツ施設を紹介する動画を作成するなど、PRを行っておりますし、指定管理者でありますハートリンク水俣が、新たにインスタグラムを開設されるなど、魅力ある施設や、様々なスポーツ体験等のPRの取組を進められております。

施設整備につきましても、利用者や来場者が快適に利用できる公園としまして、施設や備品の整備が行われることは必要であると考えておりますので、市内スポーツ団体や、利用される団体のニーズをお聞きしながら、さらによりよい施設となるよう、本市としまして、今後も引き続き、様々な機会を捉えて、県への働きかけを行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、配慮を要する児童に即した学校施設の整備について、答弁を求めます。

設楽教育課長。

（教育委員会事務局教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 次に、配慮を要する児童に即した学校施設の整備について、順次、お答えします。

まず、水俣第一小学校のバリアフリーに向けた設計の進捗はどうなっているか、との御質問にお答えします。

令和6年7月に、令和8年度に入学予定の配慮を要する児童の保護者、学校、教育委員会による現地立会いを実施し、令和7年1月に対象児童を交えた現地立会いを行いました。

その後、令和7年8月に「水俣第一小学校バリアフリー化改修工事設計業務」を発注し、11月にバリアフリー化に係る基本的事項に関する学校との打合せを完了し、エレベーターを設置することについて、保護者への説明を終えましたので、今後、実施設計へと移行してまいります。

次に、設計をする中で、どのような整備を行う方針か、との御質問にお答えします。

令和6年度から、対象児童の状況を踏まえ、校内での動線等について検討を開始し、以後、協議を重ねてまいりました。

その中で、校舎内移動の基本的事項として、平行移動については、移動がスムーズにできるように、段差が著しい渡り廊下をかき上げし、フラットになるようにしたいと考えています。

上下移動については、過去に使用していた給食コンテナ用リフトのシャフトを利用して、バリアフリー仕様の小型エレベーターの設置を計画しております。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 保護者や学校を交えた関係者間で協議を重ねられ、具体的な整備内容も定まり、最大限の配慮を頂けるということで安心しました。

全ての小中学校のバリアフリー化は理想ですが、費用面の課題は当然ながら、現在老朽化した校舎で、かつ現状のレイアウトに適した工事が必要となれば、別の課題もクリアしなければなりません。

また、少子化が進む現状において、将来的な学校統廃合の議論を避けては通れません。

そういった背景を考えれば、まずは必要なときに必要な場所の整備を優先していくことが大切と考えます。

配慮が必要な児童の情報は、こども子育て課との連携で入手可能と考えますので、今後も庁内の情報共有をもとに、適宜適切な対応をお願いします。

そこで、1点質問します。

整備に向けた改修工事のスケジュールはいかがか、お尋ねします。

○議長（岩村龍男君） 設楽教育課長。

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 小路議員2回目の御質問にお答えをいたします。

改修工事のスケジュールについての御質問でありました。

令和8年度に実施を予定しておりますバリアフリー化の工事につきましては、児童の夏季休業日に合わせて着手することとし、可能な限り騒音・振動による影響が出ないようにする予定でございます。

エレベーター機材の納入時期等の関係で、工事の完了は10月頃を想定していますが、その間、授業の妨げとならないように工事を進めてまいります。

工事が完了するまでは、配慮を要する児童の移動に制約が生じると思われませんが、その間は、保護者の理解を頂きましたので、学校の協力を得ながら対応してまいりますことといたします。

以上でございます。

○議長（岩村龍男君） 次に、中学校部活動の地域展開について、答弁を求めます。

蓑田教育長。

（教育長 蓑田誠一君登壇）

○教育長（蓑田誠一君） 次に、中学校部活動の地域展開について、順次、お答えします。

まず、本市における地域展開に向けたこれまでの取組と、国・県の動向も含めた現在の状況はいかがか、との御質問にお答えします。

令和4年6月に、国は、少子化に伴い子供たちのスポーツ及び文化・芸術活動の環境確保が難しくなってきたこと、教職員の働き方改革に対応することを目的として、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革集中期間」として、休日の部活動を地域移行する旨を示しました。

しかし、当該期間内に地域移行を行うことは難しいという声が全国から寄せられたことを受け、令和4年12月に、改革集中期間を「改革推進期間」と改め、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すことと変更されました。

県においては、令和5年4月及び10月に運動部活動、文化部活動それぞれの地域移行推進計画が策定され、各自治体の進捗状況等に係るヒアリングや、普及啓発の事業が定期的に行われているところです。

本市では、平日と休日で指導者が異なることによる混乱を避けるため、平日も含めた地域移行を目指し、令和5年8月に、関係校長、各種団体、PTA、市議会議員等による検討協議会を設立し、その中で、送迎支援等の実証事業、先進地視察、関係団体へのヒアリング等を行うとともに、制度設計について議論をしてまいりました。

その結果、子供たちの安心安全な活動環境を確保するためには、現在の学校部活動の仕組みを生かし、教育委員会と校長が責任主体となり、地域との連携を図りながら地域展開することが望ましいという結論に至りました。

また、思春期の中学生にとって、部活動は単なる技術向上の場ではなく、挨拶や礼儀作法等を学ぶ場でもあること、不登校傾向の生徒の居場所になっているなどの事情も踏まえ、令和7年3月に「水俣市中学校部活動地域移行（展開）推進計画」を策定し、夏の中体連大会が終了した後の、令和8年9月から地域移行することとしておりましたが、その後、令和7年5月に、国は、全国的に地域展開が進んでいない状況を受け、令和8年度から令和13年度までの6年間で新たに「改革実行期間」と位置づけ、この期間内に休日の部活動を地域展開する、という方針を示しました。

それを受け、本市においても、具体的にどのように地域展開を進めていくのか、改めて検討し、全ての部活動顧問の意見を聴取の上で、種目ごとの状況や課題を確認し、詳しく分析しているところです。

次に、地域展開を行うに当たって、懸念される課題等はあるか、との御質問にお答えします。

地域展開を行うに当たっての課題としては、指導者の確保や送迎支援、報酬や運営費に係る財源、活動保険、コンプライアンス体制の確保等があります。

また、国・県の方針が定まらないまま、内容、実施時期を含む制度設計が各自治体に委ねられていることも、懸念事項の一つになります。

教職員には異動があるため、自治体によって制度が異なれば支障を来すことが想定され、運営経費についても、財政力によって自治体間格差が生じる可能性が考えられます。

次に、令和8年度以降、本市で学校部活動を地域展開につなげていく指針をどう考えているか、との御質問にお答えします。

本市としては、これまでの検討状況を踏まえ、当面の間、学校部活動を継続することとし、全校統一のガイドラインを整備するとともに、本市の推進計画に基づき、地域指導者との連携、合同部活動及び拠点校部活動の拡大、個人種目に係る合同練習会の創設、遠方から参加する生徒の送迎支援、活動日の調整など、各種施策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 中学校部活動の地域展開について、これまでの取組、国・県の動向、課題、今後の

指針と整理できました。

教職員の異動、運営経費に係る財政力の自治体格差で最も影響するのは、報酬だろうと思います。

現在、土日及び祝祭日における教職員の部活動対応に対しては、最大3,300円の特殊勤務手当が支払われていますが、これは県負担となっています。

しかしながら、完全に地域展開した自治体には支払わない意向を県が示していることも、各自治体の推進に影響を及ぼしていると推察します。

また、熊本市はいち早く地域展開はせずに、新しい学校部活動の在り方として方針を示しました。

その主な中身は、正顧問と副顧問にそれぞれ時間当たり1,600円と1,000円の報酬を設定、費用試算は年間6.5億円とし、半分を受益者負担、残りを公費と企業協賛で賄うとしており、その結果、月額受益者負担は3,000円程度としています。

指導者には、人材バンクを設置の上、確保する方針です。

政令都市だからと片づけられる問題ではなく、熊本市近隣の自治体にとっては、報酬の格差もさることながら、指導者確保にも多大な影響を与えかねないと、危機感を募らせている事情も聞き及んでおり、こういった点も県内で統一した制度設計ができない弊害としてあらわれてきていると感じます。

そこで、1点質問します。

地域展開を図る上では、将来に向けて安心安全な活動環境が確保されなければならないため、国・県の財政支援が必要不可欠と思いますが、本市から要望していく考えがあるか、お尋ねします。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員2回目の御質問にお答えをいたします。

この学校部活動の地域展開を図る上で、将来に向けて、安心安全な活動環境が確保されなければいけない。そのためには、国・県への財政支援が不可欠と思うけれども、本市からは要望していく考えがあるか、という御質問でございます。

御指摘のとおり、今後の地域展開におきましては、安心安全な活動環境を確保していくためには、教職員や地域指導者に対する報酬や交通費、その他運営経費等に対する安定的な財源が必要となりますけれども、それらの全てを受益者負担で賄うとなるなら、子供たちが活動を継続できなくなることも想定をされます。

国においても、現在、国・県・市による公的負担と、受益者負担の在り方につきまして検討がなされているところであります。

本市としましては、財政支援等に関し、熊本県市長会、熊本県市町村教育委員会連絡協議会等を通じまして要望を行っております。

さらに、令和7年10月には、全国の28市町村の長によります「部活動を含めた子供たちのスポーツ・文化芸術活動を応援する首長会」が設立されまして、私も構成員として参加をしておりますけれども、現在は34市町村まで増加をしていると伺っております。

今後も、本市の子供たちのスポーツ・文化芸術活動を支えていくために、各方面で提案・要望等を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 全国34の市町村の首長会に、高岡市長も構成員になっていただいていることは、心強い限りです。

国会においては、地域展開に向けて、年間数百億円の恒久的な財源確保が必要として、新たに超党派の議員連盟が設立され、全国の自治体から財政支援を求める声に対して、国による長期的な予算措置を講ずるよう、早ければ来年の通常国会での成立を目指す、との新聞報道もあり、追い風になればと期待します。

本市の地域展開は、教育委員会と学校長が責任主体となることから、ガバナンスの部分も継続され、生徒や保護者の安心感が保たれることから、いい方向に進んでいると感じます。

一方で、懸念される課題として、さきの答弁でありましたコンプライアンス体制は非常に重要なファクターになっていきます。

子供たちの安心安全な活動環境の確保と、指導者が指導に従事し続けられる環境が両立しなければなりません。

コンプライアンスやハラスメントはもとより、場合によっては訴訟や損害賠償への対応も視野に体制を整えることが必要です。

これからは、スポーツキッズクラブとも大いに関係する事項ですので、今後の検討課題として指摘させていただきます。

地域展開によって、拠点校活動や合同練習、送迎支援等、これまでになかった新たな施策への期待と、教職員の働き方改革の成果に結びつくことを望み、今後の取組に関しても引き続き関心を持ち続けることを申し上げて、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、次期市長選について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、次期市長選について、私は現市政の継続を願う一人であり、多くの市民もそう期待している。現在の任期が残り僅かとなった今、来年2月の市長選に向けて、高岡

市長の思いはいかがか、との御質問にお答えいたします。

今振り返りますと、この2期8年は、「市政の改革と変革、そして挑戦の8年」であったと感じています。

1期目は市の将来を見据えながら、長年山積していた課題を一つ一つ確実に解消していくことに注力をした4年間でありました。

長い間放置されていた市内小中学校への空調設備の導入や、建築後20年以上適切な管理が行われてこなかった駅前広場ふれあい館の大規模改修をはじめ、市民生活に直結するものでありながら、過去の市政において先送りにされていた大型事業に着手しつつ、長年、抜本的な改善措置が取られず悪化の一途をたどってきた市の財政の立て直しに、取り組んでまいりました。

市政を引き継いだ1年目はマイナスからのスタートであり、逆境に立ち向かう苦悩の毎日であったことを、鮮明に覚えております。

そのような中でも、市政の改革を行いながら、職員の知恵と努力、私自身の人脈と知見を総結集して、市民の皆様生活を第一とした施策を打ち出してまいりました。

子育て世代の支援として、水俣市独自の「小中学校の給食費助成」をスタートするとともに、「子ども医療費の無償化」や「インフルエンザ予防接種費全額助成」の対象を18歳まで引き上げることができました。

また、75歳以上の高齢者、障害者の方々の生活向上を目指した「みなくるバスの無償化」や、これまで放置されていた「光回線未整備地区への回線整備」については、任期の4年間をかけて実現するに至りました。

多くの事業に挑戦し、1期目の4年間の中では、市長就任前に市民の皆様にお約束をした施策の8割以上を成し遂げることができました。

私の市長2期目は、まさにコロナ禍の中で始まり、今なお続く物価高騰と併せ、混乱と不安が続く社会情勢の中でのスタートでした。

様々な事業やイベント等に影響を及ぼし、思うような進捗が望めない、そのような状況の中であったからこそ、私は市民生活や企業の経済活動を守ることを第一に据え、令和7年9月議会で小路議員の御質問でもお答えしましたとおり、産業、福祉、医療、教育をはじめ様々な分野において、国や県の交付金を最大限活用し、コロナ対応と物価高騰対応として、P a y P a y ポイントの還元や子育て世帯応援商品券の配布などをはじめとした100を超える事業を実施しております。

一方で、水俣に活力を生み出すため、並行して行ってきた、幅広い年代をターゲットに据えた「道の駅みなまたのリニューアル」や、市立総合体育館大小アリーナへの空調設備の設置、スポーツコミッションによる「大型大会の誘致」など、スポーツと観光を核とした戦略的な取組

は、市内への人の呼び込みに大きな成果を上げてまいりました。

これに呼応するように、マクドナルドの進出やドラッグストアコスモスの市街地への立地、民間企業による宿泊施設の整備など、市内での民間投資も進みつつあります。

また、次世代を担う子供たちや子育て世代を支えたいという思いから、小中学校施設の改修や学校給食費の無償化へ向けた補助の増額、アメリカのスタンフォード大学とのオンライン授業の実現によるグローバルな人材の育成をはじめとした水俣高校への多角的な支援、「子ども家庭総合支援拠点」や「こども家庭センター」の設置も次々と実施してまいりました。

T SMCの熊本進出の決定以降、水俣市への波及効果を見据えた様々な取組に挑戦をし、企業や熊本県の協力のもと、水俣高校への半導体情報科の設置も実現をするとともに、3年前から台湾との交流を通じて培ってきた人脈を生かし、台湾台中市大安区との友好協定の締結を実現することができました。

それにより、台湾との経済・観光・スポーツ等の交流を行う基盤が整うなど、水俣市ならではの施策もスタートしております。

これまでの8年間、水俣市を発展させるため、多くの挑戦をし、成果を生み出すことができたと感じております。

これも、議会の皆様の御協力と市職員の不断の努力、そして何よりも多くの市民の皆様の御理解のおかげだと思っております。

この場をお借りして、改めて、全ての皆様に感謝を申し上げたいと思います。

今、水俣発展のために、まき続けてきた多くの種が芽吹き、育っております。

水俣市は、このよき流れを止めることなく、さらなる高みを目指し、発展と進化をしていかなければなりません。

さきの9月議会で現市政の継続を問われ、市長として、これまでの2期8年の思いを巡らせ、熟考を重ねてまいりました。

今思うことは、市民の皆様の生活を第一とするからこそ、これまで進めてきた施策により育ったこの芽を、決して摘み取ってはならない、水を絶やしてはならない、ということです。

このような思いから、これまで市長として積み上げてきた経験と、培ってきた人脈を最大限に生かしながら、私にしかできない市政運営を目指し、このたび、3期目の市長選へ挑戦することを決意いたしました。

市民の皆様から、いま一度、負託を受けることができましたならば、引き続き市民の皆様の暮らしを第一としながら、希望ある水俣の礎となるよう、市政運営に真摯に取り組んでまいります。

○議長（岩村龍男君） 小路議員。

○小路貴紀君 ただいまの答弁をお聞きし、すっきりいたしました。

高岡市長の8年前の初挑戦から一市民として応援し続け、その気持ちに今も私自身変わりはありません。

希望ある水俣の礎のため、より高みを目指される3期目の挑戦の決意に対して、現市政の継続を願う多くの市民の皆様と共に、大いなるエールを送りまして、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 以上で、小路貴紀議員の質問は終わりました。

この際、10時45分まで休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時45分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 皆さんこんにちは。

今日、朝起きましてびっくりいたしました。青森で、そして北海道で、地震が起こっております。皆さんのことを、いろんな方の顔が思い浮かびました。ぜひ、この後、また揺れることがないようにと祈りながら、今日は質問をしたいと思います。

さて皆さん、高市早苗氏が首相となり、心配が募るのは私だけでしょうか。台湾有事をめぐる発言もそうですが、トランプ大統領が来日した折、米軍の前で大はしゃぎという姿を見て、ますますがっかりしました。沖縄では、進む軍事基地化、駐留する米軍による婦女暴行は収まるころを知らない。それだけではなく、熊本も長距離ミサイル配備という県民にとって大変重要な問題が説明なしで進められようとしております。首相は冷静になり、日本の平和を考えてもらいたいと願うばかりです。

さて、そんな中、水俣では、秋から冬にかけ、様々な催しがあり、スポーツチームや個人が大変な活躍をされました。その中でも、水俣定時制高校に通う69歳の森下さんが弁論大会で、文部科学大臣賞をもらわれました。この受賞に当たり、御挨拶の結びに、「この年になって学べることに感謝です。世界中で理不尽に命を奪われている子供たちがいます。平和であることのありがたさをかみしめています。」と結ばれました。

11月には水俣病患者の坂本しのぶさんが、アメリカのジョニー・デップと会ったとき、ジョニー・デップは、敬愛するあなたへと告げ、「水俣に来てください」と坂本さんが言うと、「行きますよ」と答えたということで、これもとてもうれしいことです。

水俣は、様々な人々が誇り高い思いで、世界の人たちと交流し、つながりを持ちながら前に進

んでいます。

世界中の人たちが水俣に求める未来を、力強く共に歩んでいきたいと思います。

その思いを胸に、質問に入りたいと思います。

大項目1、水俣のスローフードを生かしたまちづくりについて。

①、スローフードとは、どのような意味を持つのか。

②、本年11月に行われたテッラマードレ・ジャパン2025 in 水俣はどのような大会であったか。

③、テッラマードレ・ジャパンを水俣で行う趣旨はどのようなことであったかと承知しているか。

④、世界のどのような国、日本のどのような地域から参加があったのか。

大項目2、株式会社吉永商会の堆肥化作業における悪臭などについて。

①、今まで、市民から株式会社吉永商会本社周辺から臭いがひどいと苦情があったのか。

②、水俣市は、株式会社吉永商会本社へ立入検査は行ったのか。

③、株式会社吉永商会は、何が原因で臭いがひどくなったと答えたのか。

④、臭いなどを改善するよう指導したのか。

大項目3です。風力発電の計画予定である（仮称）肥薩ウインドファームの環境影響評価法における、現段階の進捗状況について、お尋ねします。

①、現在は、環境影響評価法においてどのような段階にあるのか。

②、準備書が公表されてからどれくらいの時間が経過したか。

③、業者は調査のため、市役所を訪れることがあるのか。

④、業者から進捗状況について市に何らかの報告はあるのか。

以上、本壇からの質問を終わります。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（岩村龍男君） 初めに、水俣のスローフードを生かしたまちづくりについて、答弁を求めます。

山村農林水産課長。

（産業建設部農林水産課長 山村良一君登壇）

○産業建設部農林水産課長（山村良一君） 初めに、水俣のスローフードを生かしたまちづくりについて、順次、お答えします。

まず、スローフードとは、どのような意味を持つのか、との御質問にお答えします。

一般社団法人日本スローフード協会の資料によると、「おいしい、きれい、ただしい食べ物をすべての人が享受できるように」をスローガンに、食べる人においしく、作る人に優しく、地球を元気にする食を未来につなぐ活動とのことです。

次に、本年11月に行われたテッラマードレ・ジャパン2025 in 水俣はどのような大会であったか、との御質問にお答えします。

主催である不知火海ローカルフードネット、日本スローフード協会の資料によると、テッラマードレはもともとイタリアのトリノで、平成16年から2年に1回開催される食の祭典であり、令和6年9月に第10回の世界大会が開催されたとのことでした。

隔年で世界大会が開催されない令和5年に、宮城県富谷市で「テッラマードレ・ジャパン2023」が、日本版テッラマードレとして開催され、令和7年の11月1日と2日に本市で第2回目が開催されました。

1日目は、もやい館で生産者会議として講演やセミナー、シンポジウム等、2日目は、エコパーク水俣でマーケットが開催され、約3,000人の来場があったとのことでした。

次に、テッラマードレ・ジャパンを水俣で行う趣旨はどのようなことであったかと承知しているか、との御質問にお答えします。

事前に主催団体から本市へ名義後援の申請があり、その中では「持続可能な食と農、漁業、地域文化の継承をテーマに、全国及び海外の生産者、料理人、研究者、消費者が集い、交流、発信を行うイベント」とされているとともに、開催地域の価値の掘り起こしを行うとのことでした。

次に、世界のどのような国、日本のどのような地域から参加があったのか、との御質問にお答えします。

海外からの参加につきましては、2日間を通して、台湾、タイ、韓国、香港、オーストラリア、イタリアなどから参加があり、日本につきましては、全国各地からの来場、マーケット出展は九州を中心に、北海道・沖縄などを含む17の都道府県から48店舗参加したとのことでした。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁を頂きましたので、2回目の質問をいたします。

テッラマードレ・ジャパン in 水俣は、日本で2回目の大会ということで、水俣の農業などに携わる若者が中心となり、熱心に準備をされてきました。その熱量もあり、様々な水俣をはじめ、近隣の市町村の若者、生産者などが関わりを持つことになった。

水俣での開催の趣旨を、熊本県水俣市は、豊かな自然とともに、公害という苦難も経験し、日本で初めて「環境首都」を名乗ったまちです。自然と人の関係を見詰め直しながら、地域文化や暮らしを大切に育んできた。

現在、水俣では、「環不知火海ネットワーク」という新たなつながりができつつある。生産者や料理人、食の担い手たちが立場を超えて協働し、自然とつながり直そうと動き始めている。また、答弁にもありましたように、開催地域の価値の掘り起こしですね。開催地域の価値の掘り起こしを行う。まさに、今回の大会が、このことへのつながりを目指していくことになればと、大

変期待をしております。そして、水俣市もぜひ今後の支援をお願いしたいと思います。

さて、質問に結びつけたいと思いますが、テッラマードレ・ジャパンの大きな柱に「生産者が一番」ということがあるようですが、大会は生産者会議があり、それぞれの地域の課題を持ち寄り話をする。さらに、市民向けには、スロー映画祭ということがあり、映画を見た後、監督を含めて議論するという催しもありました。

私は、「100年ごはん」という大分の佐伯市の取組などを映画にしたのを見ました。映画上映会にいた韓国の参加者から、「日本の学校給食では、食材などどのような状況か」という質問があり、農林水産省から参加されていた女性が、日本での有機農産物を使った自治体などの紹介がありましたが、残念ながら、韓国の取組には及ばないということ報告されています。

韓国では、1998年以降、全国の小中学校で、給食無償化が進み、給食は教育の一環と位置づけられ、有機、無農薬栽培の食品を推進しています。この歩みは、20年にわたる市民、保護者の取組があり、それを政府と自治体が支援してきたということでもあります。地域農家との連携を強化すること、市民が参加するフード委員会が大規模なオーガニック給食を進めたということ聞いています。

既に日本においても、学校給食のオーガニック化は施策の方針としてありますが、現実には自治体での住民の盛り上がり、実践が必要かと思います。特に、子供を持つ親の取組が必要かと思い、質問をしたいと思います。

質問は、学校給食だけではなく、スローフードの推進の意味も含むことになります。

1番です。スローフードの基盤となる環境配慮型農業を推進してほしいと思いますが、市民、取り組みたいという人、それから若い移住者などもあるようですけれども、水俣市で取組の現状はどのようなか、ということが1番です。

2番に、学校給食において、郷土料理、スローフードを意識したメニューはあるのか。

さらに、この基盤である生産、作ってみるといった試みを推進するためには、地域に根差した食材で作られた料理を、また、地域で日常的に食べてきた料理を改めて知ることが大切かと思います。水俣には、幸いに先進地があります。家庭料理大集合、その取組を進めてきたところがあると思いますが、その他含めて、どこでやっておられるのかをお尋ねしたいと思います。質問の3番です。

また、スローフードが地域の活性化、水俣市の活性化へとつながるものと考え、これまでの水俣の商品化について改めてお尋ねをしたいと思います。

水俣市の各地域の郷土料理、地域の活動から生まれた物産品があるのか。

質問は、4ついたしました。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 藤本議員の2回目の御質問についてお答えします。

そのうち、私のほうから、1番目、3番目と4番目の3点についてお答えいたします。

まず、1点目です。スローフードの基盤となる環境保全型農業を推進してほしいと思うが、水俣市の取組はどうか、とのお尋ねでした。

国・県、そして市の予算を活用して実施している、令和6年度環境保全型農業直接支払交付金の取組につきましては、5団体、27人の生産者がおられ、取組面積は約21ヘクタールでした。

令和7年度につきましては、現在、現地確認等を行っている状況ですので、年度末に判明いたします。

次に、2点目です。家庭料理大集合の水俣での取組は、どの地域で行われているか、とのお尋ねでした。

本市におきましては、久木野ふるさとセンター愛林館において、指定管理者の自主事業による取組が1年に1回程度あっております。

3点目です。水俣市の郷土料理はどのようなものがあるか、とのお尋ねについてお答えします。

代表的なものを挙げますと、干した大根を醤油などに漬けた「寒漬け」や、モチ米を竹の皮で包み、灰汁で煮て作った「あくまき」、そして、サツマイモを細長く切って揚げた「がねあげ」などがあります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 設楽教育課長。

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 議員2回目の御質問のうち、学校給食に関する御質問について、お答えをいたします。

学校給食において、郷土料理に由来するメニューがあるか、という御質問でございました。

現在、熊本県内の学校給食では、児童生徒の地域の食文化への理解を深めるために、「ふるさとくまさんデー」を設け、地場産物を用いた料理や郷土料理を提供するようになっています。

本市の学校給食におきましては、毎月1回ふるさとくまさんデーの中で、「水俣・芦北メニュー」としまして、水俣チャンポンや、つわんこ炒め、水俣産のお茶をまぶした太刀魚フライなど、水俣・芦北地域の食材を活用し、地域に根差した料理を提供しております。以上でございます。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁ありがとうございました。

3回目の質問をいたします。

環境配慮型農業の従事者ということでは、およそ半世紀ほど前から、水俣は幸いなことに都会の生協などとのつながりを持ち、独自の環境配慮型に取り組む生産者が多く、今回の大会にも参加されておりました。答弁以外にも、裾野は広いものがあると思っています。

さて、水俣に思いを持った方々の中に、全国有機農業研究会の会長がおられます。この方は、若いときから水俣を応援してくれた人です。あるとき、『『有機農業公園』をつくろう 有機で豊かな環境と人々のつながりを』という1冊の本を下さいました。

その冊子の中には、東京の足立区の農業公園で、町の人々と共に有機栽培の畑をつくったということが書いてありました。

それを読み、現在行っている18区の寄ろ会では、菜の花を栽培していましたが、活動として休耕田を市民農園とし、団地に住んでいる若い人たちと、まずは畑仕事ができないかという思いを持ちました。

そんな中、12月5日の熊日に、九州農政局長の有機栽培推進についての話が、記事になっておりました。自然と向き合い、手間を惜しまず、時には収穫量の減少ということもあるかもしれない。しかし、有機農業の営みは、土壌環境や生物多様性など生態系の保全につながる。将来にわたって持続可能な食糧システムを築くために、国も推奨しているとありました。

そこで、質問をします。

1、全国で有機農業を基盤とした市民農園があるが、これについて知っているか。また、今後、施策として考えられないか。

最後の2つ目の質問です。家庭料理大集合は、実は袋地区でも2回開催をしました。

1回目は、音楽なども演奏してもらい、独自に行いましたが、2回目は愛林館の沢畑館長が講演をされ、婦人会の主催で行われました。そのときのレシピは写真つきで残っております。

先日、愛林館を訪ね、レシピなどを見せていただきましたが、多種多様でした。サラたまちゃん料理、久木野大豆おから、コゴミとウドのきんぴらやシイタケ寿司、山菜おこわ、晩白柚の砂糖漬けなどなど、袋のレシピも併せると本当に面白いものがあります。そのとき思ったのは、これらの中から商品化できるものがあるのではないかということです。

今回、テッラマードレの日本大会に、津奈木の婦人会の方々がスローフードを提供されており、津奈木では、つなぎ型スローフード推進事業というものがあり、町挙げて家庭料理大集合をされ、レシピ本なども出されています。

ぜひ、一度、水俣市でも、水俣家庭料理大集合を取り組んでいただき、水俣の活性化に結びつけていただきたいと思いますと思うが、いかがでしょうか。

質問は、2ついたしました。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えします。質問は、2点でした。

まず1点目が、全国で有機農業を基盤とした市民農園の取組があるが、これについて知ってい

るか。また、今後施策として考えられないか、とのお尋ねでした。

有機農業を基盤とした市民農園の取組は把握しておりません。

また、本市の市民農園は、農業者以外の者が野菜や花等の栽培を通して自然に触れ合うとともに、農業や農村に対する理解を深めることを目的として、運営しております。

市民の方が利用しやすい状況を継続していくため、有機農業に特化した施策は考えておりません。

2点目です。津奈木町では、家庭料理大集合の取組を町を挙げて行っているが、本市も取り組めないか、とのお尋ねでした。

本市におきましては、久木野地域で既に取組があっており、改めて市で実施する予定はありません。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、株式会社吉永商会の堆肥化作業における悪臭などについて、答弁を求めます。

岩田環境課長。

（福祉環境部環境課長 岩田幸哉君登壇）

○福祉環境部環境課長（岩田幸哉君） 次に、株式会社吉永商会の堆肥化作業における悪臭などについて、順次、お答えします。

まず、今まで、市民から株式会社吉永商会本社周辺から臭いがひどいと苦情があったのか、との御質問にお答えします。

今年5月及び7月に、当該地域で悪臭に関する苦情があり、即日現地確認を実施したものの、風向き等の関係で原因を特定することができませんでした。

次に、水俣市は、株式会社吉永商会本社へ立入検査を行ったのか、との御質問にお答えします。

水俣保健所から悪臭に関する情報があり、7月24日午後1時頃に、熊本県循環社会推進課及び水俣保健所の立入調査に同行し、吉永商会の担当者から聞き取りを行い、保管場所及びペレット製造施設の確認を実施しました。

次に、株式会社吉永商会は、何が原因で臭いがひどくなったと答えたのか、との御質問にお答えします。

基本的に製品受注があった後に袋詰めを実施するため、一旦フレキシブルコンテナバッグで保管していましたが、今回、その期間が一時的に長期間となり、その保管場所の一部が、扉等がなく開放状態にあったため、外に臭気が漏れ、風向きによっては堆肥臭が周辺に流れることになってしまった、との説明を受けております。

次に、臭いなどを改善するよう指導したのか、との御質問にお答えします。

さきの立入調査後、株式会社吉永商会に対し、保管場所等の整備及び対応状況について確認を行い、保管場所の改修工事等の対応を計画、実施予定である旨の回答を得ております。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁を頂きましたので、2回目の質問をします。

今年に入り、私にも近隣の住民などから、吉永商会周辺の臭いがひどいと苦情が届くようになりました。市の環境課に相談すると、議員にも来たんですね、ということで、環境課にも市民から苦情が来ていることを知りました。そのときは、堆肥だから臭いもするだろうというくらいの受け止めをしておりました。なぜなら、私も、若いときから有機堆肥を作る仕事に加わっていました。50世帯くらいの減農薬の甘夏の生産者に、有機堆肥を自分たちで作り、それをじかにまいている、そのような仕事も若かったのでやっておりました。

ただですね、10月23日に掲載された熊日の記事を読み、今年になり、苦情が多くなったことの意味が理解できたように思いました。その記事には、「汚泥か、大量に野積み」とあり、芦北町山林、水俣市の業者搬入とありました。

フレコンバッグに最大1トン、汚泥と見られる黒い物質が野積みされている。同日、現地を確認した熊本県は、付近で黒い水が流れているとして、給水や土のうをシートで覆うよう行政指導をしたとあります。

また、同社は、熊本市が下水処理した汚泥を堆肥化する業務を受託しています。年間4,000トンの脱水汚泥を芦北町古石の同社リサイクルセンターで堆肥化する。委託料は、総額2億円です。水俣市の市民団体は、「土壌や地下水が汚染されないか心配だ」ということが、この記事に載っていました。

その後、10月31日、水俣の市民団体が廃棄物投棄疑いで、吉永商会を告発したという記事もありました。

さらに、月をまたぎ、11月13日には、熊本県が記者会見を行い、行政指導はしたが、廃棄物は法令違反ではなかった。「廃棄物処理法上の違反は認められなかった」という見解を公表したという記事が載っておりました。

しかしですね、この見解で市民が納得できるでしょうか。不安が残ったというのが、市民の反応ではなかったでしょうか。

さて、一連の記事の中で、水俣市民にとって、今後臭いや環境への懸念が改善されるのか、疑問がありますので、3つ質問をしたいと思えます。

1、芦北の山林の吉永商会の堆肥近くからは、黒い水が流れていたということですが、水俣本社ではどうだったんですか。

2、吉永商会の熊本市の下水脱水汚泥を年間4,000トン受託し、堆肥化するということだが、

本社の施設については具体的にどのように改善し、悪臭が出ないようにするのか。

3、熊本市は、2028年までの契約ですね、毎年、4,000トン、契約しているわけなんです、今後、堆肥化が円滑に行われ、水俣市の環境にも影響がなく進めることができると思うか。

この3つのことを、質問したいと思います。

○議長（岩村龍男君） 岩田環境課長。

○福祉環境部環境課長（岩田幸哉君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。質問は、3点ございました。

まず1点目、芦北の山林の吉永商会の堆肥近くから、黒い水が流れていたということですが、水俣本社はどのようだったか、との御質問でした。

株式会社吉永商会本社の保管場所内で、水たまり状の黒い液体を確認しておりますが、側溝等への流出はありませんでした。

次に2点目、株式会社吉永商会は、熊本市の下水脱水汚泥を年間4,000トン受託し、堆肥化するということだが、本社の施設については、具体的にどのように改善し、悪臭が出ないようにするのか、との御質問でした。

水俣市の本社においては、保管場所と外部を隔離するための電動シャッターや、屋内移動を可能とするための倉庫間の連絡通路、さらに臭気及び粉じん等の流出抑制を図るためのマイクロミスト噴霧装置を設置することなどが計画されているようです。

なお、改修工事は既に開始されたとの報告を受けております。

次に3点目、熊本市とは2028年までの契約となっているとのことだが、今後堆肥化が円滑に行われ、水俣市の環境にも影響なく進めることができると思うか、との御質問でした。

民間企業の個別事案に本市が言及することは控えさせていただきますが、法令等に基づき適切に実施されるものと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁を頂きました。3回目の質問をします。

堆肥化作業における総量の問題で懸念を持っていたところ、11月28日、吉永商会汚泥堆肥から環境基準を超える有害物質を検出ということで記者会見があったということは、熊日の記事に載っておりました。

関係市民団体に私は問合せをしました。問い合わせた理由は、水俣だけではなく、芦北住民からも不安の声が上がっていたからです。その内容としては、芦北町古石牧場跡の公道上に流出していた土のう袋の内容物を鹿児島市にある株式会社東洋環境分析センターで分析したところ、鉛が環境基準の1.1倍、ヒ素が環境基準値の7.5倍、フッ素が環境基準値の2.5倍、ホウ素1.5倍と、分析結果が出たという資料を見せていただきました。

ですね、私は、熊本市に2度ほど連絡をし、この原料となる脱水汚泥について中身を検査しているか。また、水俣市の脱水汚泥はどうしているのですかと聞きますと、クリーンセンターでほとんど焼却していると言われましたが、クリーンセンターが休みのときは吉永商會に頼んでいるということをお聞きし、汚泥についてその内容を分析しているか。また、有害なものは検出されていないかを両市に尋ねました。両方とも、特に有害物質は検出されていませんよ、ということでした。

しかしながらですね、環境省も問い合わせしてみたということですが、人体に悪影響を及ぼす物質が含まれている可能性があるかと述べているんですね。

では、有害物質が検出されたという懸念を払拭するにはどのようにすればよいのかと、私の頭の中で考えました。

以前から、水俣市民は、この堆肥を使用してきたわけですから、その懸念を拭うためには、市独自で吉永商會の堆肥を分析してもらえないかと思いますが、いかがでしょうか。

これが質問の1番です。

最後に、長年にわたりですね、水俣市民の生ごみを堆肥化し、ゼロ・ウェイストにも貢献している会社であるということで、市民も評価があり、なれ親しんでいたと思います。

だからこそ、臭いや水質汚染には十分配慮してもらおうよう、環境のまち水俣として、ぜひ指導する必要があるのではないかと思います、これについてはいかがでしょうか。

質問は以上です。

○議長（岩村龍男君） 今別府福祉環境部長。

○福祉環境部長（今別府隆宏君） 議員3回目の御質問にお答えします。2点ございました。

まず、株式会社吉永商會の堆肥化作業における堆肥について、市独自で分析する意向はないのか、との御質問でした。

廃棄物かどうかを判断する権限を有している熊本県が、「廃棄物に該当しない」と判断していることから、改めて市独自で分析をする考えはございません。

2点目、臭いや水質汚染などには、配慮してもらえるよう指導する必要があると思うがいかがか、との御質問でした。

今後も県や保健所と共に連携を取りながら、必要に応じて指導をまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、風力発電の計画予定である（仮称）肥薩ウインドファームの環境影響評価法における、現段階の進捗状況について、答弁を求めます。

岩田環境課長。

（福祉環境部環境課長 岩田幸哉君登壇）

○福祉環境部環境課長（岩田幸哉君） 次に、風力発電の計画予定である（仮称）肥薩ウインド

ファームの環境影響評価法における、現段階の進捗状況について、順次、お答えします。

まず、現在は、環境影響評価法においてどのような段階にあるのか、との御質問にお答えします。

令和6年1月に経済産業大臣勧告が発出され、環境影響評価準備書が終了した段階です。

次に、準備書が公表されてからどれくらいの時間が経過したか、との御質問にお答えします。

電源開発株式会社が環境影響評価準備書を公表したのが、令和5年5月10日でしたので、現在約2年7か月が経過しております。

次に、業者は調査のため、市役所を訪れることがあるのか、との御質問にお答えします。

落葉時期における景観調査の実施時に立ち寄られたことはあります。

業者から進捗状況について市に何らかの報告はあるのか、との御質問にお答えします。

現在、クマタカ等に係る第2回の環境配慮検討会を、今年度中に計画しているとの報告を受けております。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 2回目の質問をいたします。

肥薩ウインドファームの準備書は、2023年5月に公表されました。その後、市役所の皆さんの尽力で、ほかの自治体にはない住民に寄り添った意見書を提出していただきました。熊本県の関係者の方々も、さすがに水俣ですね、環境を大切にしてきたまちだからの意見書と評価をされました。

さて、既に意見書が出て丸2年という月日がたち、市民からも「もう、風力発電は、こんどやろ」、「風力発電は建ってしまうとかな」、との声をお聞きします。次は、業者からの市長意見に対する返事を書いた評価書というのが出るんですよ、とお答えします。このように、市民にとって大切な問題であることですが、忘れてしまわれるようなことになっています。

ここで改めてお聞きします。質問の1番です。

ほかの地域、ここでは分かりやすいほうがいいと思いますので、お聞きをいたします。例えば、水俣からも近い計画地である鹿児島県薩摩川内市にかかる八重山風力発電計画は、準備書が出てからどれくらいの期間で評価書が出たのか。これが、質問の1番ですね。

次に、評価書が出てからの心配があります。鹿児島八重山の風力発電所の計画は、評価書が事業者から提示され、経済産業省は、それをすぐ認可しました。県は、36の修正意見を出しましたが、7項目が反映されないまま、26年着工ということになっています。住民からは、県の景観条例にも反するというので、鋭い指摘が続いているわけなんですけれども、結局、認可となっています。

そこでですね、市に投げかけたんですけども、ある程度調査がまとまった段階で、評価書の

縦覧という前にですね、もう一度、市民の意見を聞く必要があると思いますが、業者がですね、意見を聞く必要があると思いますがいかがでしょうか。これが質問の1番です。

それから、評価書が出てから、市民に説明を求めているのではないかと、市は業者に対し、どのように臨むのか、お尋ねをしたいと思います。

すいません、さっきのは、2番目の質問でした。

質問の3番が、今の、評価書が出てから、市民に説明を求めているのではないかと、市は業者に対し、どのように臨むつもりかをお尋ねしたいと思います。

○議長（岩村龍男君） すいません。3点でいいですか。

○藤本壽子君 はい。

○議長（岩村龍男君） 今別府福祉環境部長。

○福祉環境部長（今別府隆宏君） 議員2回目の御質問にお答えします。3点ございました。

まず、八重山風力発電計画においては、準備書が出てからどれくらいの期間で評価書が出たのか、との御質問でした。

八重山風力発電計画における環境影響評価準備書の公示は、令和3年12月23日であり、評価書については、令和7年10月29日に公表されたことから、約3年10か月の期間となっております。

次に、他地区の計画を見ると、評価書が公表されると、たとえ意見書を十分に反映しなくとも認可されている例がある。ある程度調査がまとまった段階で、評価書の縦覧をする前に、市民はもとより、市に対して説明を求める必要があると思うがどうか、との御質問に回答します。

評価書の公表前に、その内容を確認することはできませんので、公表後に説明会を開催していただくよう、事業者要望をしたいと思います。

最後に、説明会などもなく評価書が出た場合、市としては、事業者に対しどのような姿勢で臨むのか、との御質問にお答えします。

準備書への市長意見及び熊本並びに鹿児島県両知事意見に対し、評価書がどのような回答をしているかを精査し、その結果をほかの手續等へ反映させていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁を頂きました。

この間、水俣の環境を守る市民会議では、大昔の水俣ということで、市教育委員会の学芸員の方からお話を聞き、建設予定地の歴史や文化も含めた勉強会をされたり、市出身の若者が、地熱発電会社で活動されており、話を聞く会に参加をし、また、湯出川方面の方々と風力発電計画などについて懇談会を持たれてきました。懇談をした地域の方たちは、どのような規模で、どのようなところに建つのか、というのを知らない人が多くあります。

特に、保安林の中に造るということで、話の中で、水俣の最上部、一番上の川から不知火海までおよそどれくらいの時間で流れ着くのかということの説明するとき、80分間で一番高い山から不知火海までたどり着くんですよと言うとびっくりされます。「そげん早かんなあ」という声が起こります。風力より太陽光発電機のほうが問題という方もおられます。「矢筈の山から水俣の山々を見ると、太陽光発電がどんなに多いかびっくりしますよ」と言う若者がいます。それだけ森林は開発され、再生エネルギーを作っているということですが、水俣は環境のまちとして、せめてですね、せめて保安林は守らなければならないという思いが募ります。クマタカや希少生物の生きる道は閉ざされます。そして、水俣の海を守ることもできません。できれば評価書が公表される以前から、評価書を見た時点で、経済産業省に意見を出していただけないかと思いますが、いかがでしょうか。これが、質問の1番です。評価書を見た段階ですね、経済産業省に意見書を同時に提出していただけないかと思いますが、いかがですか。

最後に、改めて市長意見書冒頭には、特に地域住民から懸念があることについて説明をするようにとあります。それはどのようなことですか。そのことをお聞きして、この質問は終わりたいと思います。

○議長（岩村龍男君） 今別府福祉環境部長。

○福祉環境部長（今別府隆宏君） 議員3回目の御質問に御回答します。2点ございました。

まず、準備書に対する事業者の評価書において、水俣市長意見を反映していない場合、経済産業省に対し、水俣市は意見書などを送る考えはあるのか、との御質問にお答えします。

環境影響評価法の手順において、市が意見を述べることができる段階は、環境影響評価準備書における意見で終了しており、その考えはございません。

ただし、当該事業区域の水源涵養保安林の解除手続、林地開発等において、熊本県に対し、意見を述べたいと考えております。

最後に、市長意見冒頭には、特に地域住民などから懸念があることについて、説明するようにとあるが、それはどのような点か、との御質問にお答えします。

市長意見の冒頭以降には、「本事業に関しては、低周波音による影響及び生態系の変化、土砂災害の懸念、工事車両の通行等について、地域住民等から多くの意見が寄せられている。現在、地域住民に対する説明会を実施されているところだが、説明が不十分であるとの声も多い。事業開始前に十分なコミュニケーションを取り、地域住民の理解を得るよう最大限努めること」と意見を述べております。

このことに対し、事業者からは、事業開始前に十分なコミュニケーションを取り、地域住民の理解を得るよう最大限努めます、との見解が出されているところです。以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時30分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平岡朱議員に許します。

（平岡朱君登壇）

○平岡 朱君 こんにちは。日本共産党の平岡朱です。

生理用品の設置についての質問は、今回で4度目となります。

コロナ禍で、生理用品が入手できない状況にある「生理の貧困」が注目されました。経済的な理由から生理用品を購入できないということに限られた話ではなく、様々な理由から生理用品にアクセスしづらい女性たちの現状が浮き彫りとなりました。また、このことを機に、これまでタブーとされがちだった「生理による困り事」が、個人の問題としてではなく、社会全体の問題として捉えられるようになりました。

水俣市においても、生理に関する困り事が少しずつでも解消されることを願って、以下、質問に入ります。

大項目1、小中学校での生理用品の設置について。

①、小中学校での生理用品の設置について、現在の取組状況はどのようになっているか。

②、小中学校のトイレに生理用品の設置を望む声があることを把握しているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） それでは、小中学校での生理用品の設置について、答弁を求めます。

蓑田教育長。

（教育長 蓑田誠一君登壇）

○教育長（蓑田誠一君） 小中学校での生理用品の設置について、順次、お答えします。

まず、小中学校での生理用品の設置について、現在の取組状況はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

市内全小中学校で、保健室に生理用品を準備しており、児童生徒が必要とするときには、保健室に来て、各種相談に対応するとともに、直接配付を行うようにしております。

次に、小中学校のトイレに生理用品の設置を望む声があることを把握しているか、との御質問にお答えします。

現在のところ、学校からは、児童生徒及び保護者から「生理用品をトイレに設置してほしい」と望む声があったという報告は、上がっておりません。

○議長（岩村龍男君） 平岡議員。

○平岡 朱君 まず、水俣市での取組状況についてですけれども、保健室に常備をされていて、トイレの設置ということに関しては、以前と状況は変わっていないということでした。

この間、全国的にも、熊本県内でも、学校のトイレに生理用品を設置する取組が広がっています。県内各自治体の取組内容にはそれぞれ差があるものの、「小学校だけでなく、中学校にも設置するようになった」など、さらに前進されている自治体もあります。

また、全国的な取組については、内閣府が2021年から自治体での生理用品の無償配布の取組を調べています。内閣府男女共同参画局が、「『生理の貧困』に係る地方公共団体の取組」について、5回目となる調査結果を今年2月に公表しています。全国での学校における取組も含めて、かなり具体的にまとめてあり、参考になる記述がたくさん紹介されています。

例えば、「今年度から開始した取組の創意工夫や、昨年度からの改善例」という項目では、「各学校に予算を配当し、生理用ナプキンの購入だけではなく、実態に応じて生理用品に係るものを購入可能とした」とか、あと「実態を把握するため、児童生徒にアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、トイレの個室に生理用品を配置した」など、取組の具体例や改善例などが紹介されています。内閣府の担当者は、「まだ自治体全てで行っているわけではなく、調査結果を公表することで広がってほしい」と語っています。水俣市でも、ぜひ、この内閣府が紹介する様々な取組を参考に、生理用品の設置について前進させていただきたいと思うんです。

生理用品の設置を望む声については、「学校からの報告は上がっていない」との答弁でしたが、正直びっくりです。

私は、「学校からの報告があったかなかったか」ではなく、「小中学校のトイレに生理用品の設置を望む声があることを把握しているか」とお聞きしました。

設置を望む声としては、児童生徒たちの現状や実際の声を、これまで、この議場でも伝え続けてきました。さらに、前回、昨年9月議会で行った生理用品設置に関する質問の後に、保護者から届けられた声を直接教育委員会にもお伝えしています。これほどまでに、その声を受け止めていただけないのかと大変残念に思っています。

ちなみにですが、昨年一般質問でも同じ答弁を頂いています。市議会のユーチューブ配信でやり取りを見た保護者からは、以下のような感想が寄せられました。「声が上がっていないなんて、実例を挙げているのに、何を聞いているのと言いたいです。」、9月10日の、これ昨年9月10日ですね、「9月10日の教育委員会の答弁を聞きました。トイレに生理用品が置いてある環境だと、安心して学校でも初潮を迎えられるのにとおもいます。」「生理用品の設置も重要なライフラインとして真剣に取り組んでいただきたいです。」。また、このような声もありました。「子供の試合でほかの学校に行ったとき、トイレに生理用品が置いてありました。うちの子供は男の子

ですが、そういう場所があると引率のママも急な生理が来たときに安心できます。これは、子供さんが水俣市内の小中学校に通う保護者から頂いた声の一部ですが、これ以外にも届けられた意見は教育委員会にお渡ししてあります。私自身も保護者の一人としてお伝えしてきました。それでも要望は聞いていないとのことですので、ここで1点質問をいたします。

トイレに生理用品を設置してほしいというニーズや、児童生徒の困り事について、学校でアンケート調査を行ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

ちなみにですね、熊本県教育委員会はアンケート調査を実際に行っています。前回は紹介しましたが、「各自治体の参考にしていただければ」との思いで通知まで出しておられます。そのことは、3年前のこの一般質問の際に、水俣市の答弁としても触れられています。私が、熊本県からの通知の内容を問うた際に、「熊本県教育委員会において、県立学校のトイレ等に生理用品を試験的に配備し、児童生徒の実態把握及び効果的な配備方法について検証された。この結果を踏まえて、2022年の10月から、全ての県立学校において生理用品を保健室に常備し、必要とする児童生徒に提供することと併せて、非対面で提供できる場所を校内に複数箇所設けることとしており、この県立学校の取組を参考とするよう通知されたものです。」と、水俣市が、このように答弁されています。ぜひ、その通知等も参考にしながら、アンケート調査を行ってみてはいかがでしょうか。

2回目の質問は、以上1点です。

○議長（岩村龍男君） 蓑田教育長。

○教育長（蓑田誠一君） 平岡議員の2回目の質問、「生理用品のニーズ・困り事」について、学校でアンケート調査を行ってどうか、という御質問にお答えいたします。

現在、生理に関する相談や困り事は、児童生徒が直接保健室に行くか、担任を通して養護教諭につなぎ、体調や生活状況の確認等、保健指導も兼ねて対面によるきめ細やかな相談対応をしており、アンケート調査の必要性を感じていないため、その実施は考えておりません。

○議長（岩村龍男君） 平岡議員。

○平岡 朱君 アンケート調査の実施もしないとのことでした。

児童生徒が困っているという現状や、設置を望む声をどれだけお伝えしても、設置の検討にすら至らず、熊本県教育委員会が参考にしてほしいと通知まで出したアンケート調査すら実施しないとのことでした。

私たち日本共産党水俣市委員会は、市民を対象にアンケート調査を行いました。200件を超える回答が寄せられ、「子育て支援策として力を入れてほしいことは何ですか」という項目では、複数の回答ができる中、トイレの個室に生理用品の設置を望むという声が50件を超えています。自由記述欄には、「トイレの生理用品は必須」、「水俣にも生理用品が買えない家庭が埋もれてい

ることに気づいてほしい」、「生理用品一つ、設置するにしても、どうして話が進まないのか理解できない」などの書き込みもありました。

私は、2021年からこの質問を続けています。この4年間の間に、小中学校、また高校のトイレではもちろんのこと、大学学内のトイレ、多くのお店、飲食店、駅や空港、観光施設、道の駅など、トイレの個室や共有スペースに生理用品の設置がどんどん進んでいます。ほかの市町村では、公共施設においても設置が増えていることを、私自身がトイレを利用する際に目の当たりにしています。女子トイレを利用される方なら実感されている方が多いかと思います。

経済的な理由でナプキンが購入できない方への支援となるのはもちろんのこと、トイレトペーパーと同じように、必要なときに手に取れる場所に生理用品があることは、女性の尊厳を守ることにつながります。

生理は、生命の始まりです。だからこそ、社会的にこうやってどんどん生理用品の設置が進んでいってるんだと思うんです。

毎月の生理は、いつどこで始まるのか分かりません。何時にどこのトイレに入ったときに、経血が出ていることに気づくのか分かりません。

水俣市でも公共施設を含めて幅広く生理用品の設置が実現することを願っていますが、まずは、小中学校での整備が整い、安心して学校で過ごせることを願って、今回は学校での設置に絞って質問を行いました。

過去3回にわたって、「生理用品を学校のトイレに設置してほしい」と質問してきましたが、その際の水俣市の答弁は以下のとおりです。

「衛生面の課題もある」、「トイレに設置した場合、児童生徒の状況も把握しにくくなり、一人一人の課題に応じた対応が難しくなる」、「生理用品は、児童生徒との対話の中で、体調や生活状況を確認し、保健指導につなげるため、保健室に常備することが適切」、本日もそうですが、このような答弁でした。

しかし、結局、児童生徒が、突然の生理に、しかも短い休み時間の間に対応が困難、実際に困っているという状況は、把握されていません。それに児童生徒からは、なかなか言い出しにくいことかと思えます。また、衛生面の課題も含めて、これらの理由からは、何で社会的にこれほどまでにトイレへの設置が広がってきているのか、説明がつかないのではないのでしょうか。地元の水俣高校を含め、県立高校にはトイレに生理用品が設置されています。全国的にも、熊本県内でも取組が広がっている。内閣府も熊本県教育委員会も取組が広がるようにと、調査結果の公表や通知も行っています。水俣市でもぜひとも、取り組んでいただきたいと思うんです。

生理の周期は本当に人それぞれで、予期せぬ時期に生理が始まることなんて幾らでもあります。ましてや、小学校・中学校に通う子供たちは、学校にいる時間に生まれて初めての生理を迎

えることがあります。そんなときに、手の届く場所にナプキンがある。それだけで、どれだけ安心するでしょうか。

保健室への常備や、保健室で相談する環境、それは必要であると、私ももちろんそう思っています。保健室でより相談しやすくするために、トイレ内のナプキンの設置をする場所に、「生理の困り事について気軽に相談してくださいね」と、このようなメッセージカードを添えているところもあります。このような例を含めて、内閣府が紹介している事例には、カラーの写真つきでトイレに設置してあるナプキンのそばに添えられた心温まるメッセージが幾つも紹介されています。内閣府のホームページから誰でも簡単に見ることができます。このような事例も参考にしながら、保健室での対応と併せて、トイレへの設置も実現していただきたいと思います。

最後に、1点だけお聞きします。

子供たちの生理での困り事にもっと真剣に寄り添い、学校で生理が始まったときに安心して、手に取れる場所に生理用品があることは、子供たちの人権や、そして健康、また時間的制約の面から、教育機会の保障にもつながります。小中学校のトイレに生理用品を設置してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

今回こそ、水俣市の前向きな答弁を期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 蓑田教育長。

○教育長（蓑田誠一君） 平岡議員の小中学校のトイレに生理用品を設置してほしいと思うのがいかか、という御質問にお答えします。

先ほどお答えしましたとおり、本市では、全ての学校で保健室に生理用品を常備し、相談等の保健指導も兼ねて対応しております。

現在のところ、学校からは、設置の要望についての報告はないため、現時点で学校のトイレに生理用品を設置することは考えておりません。

○議長（岩村龍男君） 以上で、平岡朱議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明日10日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は、午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後1時48分 散会

令和7年12月10日

令和7年12月第4回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

令和7年12月第4回水俣市議会定例会会議録（第3号）

令和7年12月10日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時11分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	肥 山 美 緒 君
吉野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	高 岡 朱 美 君
藤 本 壽 子 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志 君）	主 幹（小路 幹雄 君）
主 任（森 ちひろ 君）	主 査（藤井 美樹 君）

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高岡 利治 君）	副 市 長（小林 信也 君）
総務企画部長（梅下 俊克 君）	福祉環境部長（今別府 隆宏 君）
産業建設部長（柿本 英行 君）	教 育 長（蓑田 誠一 君）
上下水道局長（永田 久美子 君）	総合医療センター事務局総務課長（竹下 昭博 君）
総務企画部市長公室長（白本 亮 君）	総務企画部総務課長（赤司 和弘 君）
総務企画部財政課長（中村 優志 君）	総務企画部地域振興課長（竹本 和哲 君）
福祉環境部福祉課長（中村 俊彦 君）	教育委員会事務局教育課長（設楽 聡 君）

○議事日程 第3号

令和7年12月10日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|------------|--|
| 1 真野 頼 隆 君 | 1 市有地の有効活用について
2 先端環境技術等開発促進事業について
3 学校図書館について |
| 2 吉野 誠 君 | 1 未来への投資について
(1) 本市における子ども施策について
(2) 水俣高校への支援について
2 学校での読書活動の推進について
(1) 学校で行っている読書の取組について
(2) 学校図書館図書標準について |
| 3 肥山 美 緒 君 | 1 市内の小中学校におけるICT環境整備体制について
2 学校に行けない児童・生徒の支援と福祉との連携について
3 潜在的な社会的孤立（ひきこもり状態）の方々への支援について |
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（岩村龍男君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、竹本地域振興課長、中村福祉課長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（岩村龍男君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない1人30分となっておりますので、そのように御承知願

います。

初めに、真野頼隆議員に許します。

(真野頼隆君登壇)

○真野頼隆君 皆さん、おはようございます。真志会の真野頼隆です。

今年もあと残すところ、20日余りとなりました。皆さんにとって、この1年はどんな1年でしたか。私は古希を迎え、ようやく初孫も生まれましたし、孫が二十歳を迎えるまでは元気でいたと、新たな目標も生まれました。

社会に目を転じますと、毎日のように、熊がまちの中に現れたとか、人を襲ったりとかのニュースを見ない日はありません。それだけ山に食べ物がなくなることでしょうか。私たち日本人は太平洋戦争後、食糧難の時代もありましたが、今では飽食の時代で食べ残しも多く、もったいない気もします。熊が人里まで現れるということは、人間は食べ物が余っているのなら、俺たちにも分けてくれよと警告しているのかもしれませんが。さすがに野生の熊は九州にはいないのですが、イノシシや鹿、猿などによる被害は九州でも見られます。どうやったら野生の動物と共存できるのか、考えるときに来ているのではないのでしょうか。

それでは、通告に従い、順次、質問いたしますので、執行部の明快なる答弁、よろしく願いいたします。

1、市有地の有効活用について。

- ①、現在、普通財産となっていて、売却予定の市有地はどれくらいあるか。
- ②、旧高齢者福祉センター及び旧恵愛園は現在、行政財産となっているようだが、普通財産に変えて売却する考えはないか。

2、先端環境技術等開発促進事業について

- ①、令和7年度水俣市一般会計補正予算（第6号）に計上されている先端環境技術等開発促進補助金とはどういったものか。

3、学校図書館について。

- ①、現在、水俣市の各学校図書館の利用状況はどうなっているか。
- ②、各学校の図書の購入状況等はどうなっているか。
- ③、本市が進める読書のまちづくりの中で、児童・生徒に対してどう取り組んでいるか。
- ④、現在、市内の小・中学校の学校司書等の配置状況と、当該職員にかかる費用負担はどうなっているか。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、市有地の有効活用について、答弁を求めます。

中村財政課長。

(総務企画部財政課長 中村優志君登壇)

○総務企画部財政課長(中村優志君) 初めに、市有地の有効活用について、順次、お答えします。

まず、現在、普通財産となっていて、売却予定の市有地はどれくらいあるか、との御質問にお答えいたします。

普通財産のうち、売却を予定している市有地は、宅地が3件ございます。当該市有地の譲渡につきましては、売却に関する準備が整い次第、随時、広報みなまたや本市ホームページで公表する予定としております。

次に、旧高齢者福祉センター及び旧恵愛園は現在、行政財産となっているようだが、普通財産に変えて売却する考えはないか、との御質問にお答えいたします。

旧高齢者福祉センターと旧恵愛園につきましては、現在、ほかの公共利用の可能性がないかを確認するとともに、普通財産に変えて売却することも含め、検討を行っております。

○議長(岩村龍男君) 真野議員。

○真野頼隆君 それでは2回目の質問に入ります。

売却予定の市有地は宅地が3件あるということですが、宅地は人気があることが予想されま

す。そこで、市有地の購入希望者が多数の場合、どういった形で購入者を決定するのか質問します。

次に、旧高齢者福祉センター及び旧恵愛園ですが、面積が3,857平方メートル、坪数でいうと1,168坪と、ある程度広さがあり、有効活用が期待できます。

そこで、旧高齢者福祉センター及び旧恵愛園を普通財産にした場合、既存の建物の解体も含めてどのような形での売却を考えているのか質問します。

○議長(岩村龍男君) 中村財政課長。

○総務企画部財政課長(中村優志君) 真野議員の2回目の質問にお答えいたします。質問は、2つございました。

まず、1点目の、市有地の購入希望者が多数の場合、どのような形で購入者が決定するのか、との御質問にお答えいたします。

普通財産の売却手続としましては、まず、不動産鑑定等で最低売却価格を決定し、競争入札を行った上で、最低売却価格以上かつ最も高い金額を提示した方を購入者としております。

次に、2点目の、旧高齢者福祉センター及び旧恵愛園を普通財産にした場合、既存の建物の解体も含めてどのような形での売却を考えているか、との御質問にお答えいたします。

旧高齢者福祉センター及び旧恵愛園を普通財産として売却する場合、財政上の負担を軽減する

ため、既存の建物を含めての売却を念頭に検討いたします。以上です。

○議長（岩村龍男君） 真野議員。

○真野頼隆君 旧高齢者福祉センター及び旧恵愛園の売却の件ですが、既存の建物を含めての売却を念頭に検討するとのことでしたが、私もそのほうがいいと思います。

なぜなら、市が解体して売却する場合、解体を民間に委託しなければならず、販売予想価格が高くなる可能性があること、建物を含めての売却だと購入予定者は解体価格を抑えようと努めること、また、将来、市には固定資産税が入ることを考えれば、更地の相場価格より安い価格で販売することで、お互いにウィン・ウィンの関係になると思いますので、ぜひ有効活用できるよう、具体的に始動することを期待して、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、先端環境技術等開発促進事業について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、先端環境技術等開発促進事業について、お答えします。

令和7年度水俣市一般会計補正予算（第6号）に計上されている先端環境技術等開発促進補助金とはどういったものか、との御質問にお答えします。

この補助金は、JNC株式会社が行う先進的な環境技術の開発のための取組を支援するもので、財源として熊本県の「環境首都」水俣・芦北地域創造補助金を活用し、国が10分の8、県が10分の1、市が10分の1をそれぞれ負担するものです。

具体的な事業内容としては、同社が本市内を中心に実施する、環境技術に関する2つの実証試験に対して、社会実装に向けた初期段階の開発支援として補助金を交付します。

実証試験の1つ目は、「ペロブスカイト太陽電池」に関するものです。

ペロブスカイト太陽電池は、薄く、軽く、柔軟な特性から様々な場所に設置ができるというもので、国の第7次エネルギー基本計画においても、その早期の社会実装を推進することとされるなど、次世代の再生可能エネルギーとして大いに期待される新しい太陽電池です。

JNC株式会社は、同社が持つ材料技術等を生かして、その開発に参画することを念頭に、ペロブスカイトの設置から発電状況のモニタリング、データ分析など一連の実証試験を通して、今後の具体的な研究開発に当たっての基礎的知見を蓄積することとしております。

ペロブスカイトの設置は、JNC株式会社水俣製造所内及び水俣市役所庁舎の、2か所で実施をする予定です。

2つ目の実証試験は、「下水サーベイランス」に関するものです。

下水サーベイランスとは、下水中の流行性感染症ウイルスの量を監視することで、その流行や拡大の兆候を早期に捉え、対策に生かそうという取組です。

JNC株式会社は、同社が保有する「磁性微粒子技術」を活用し、従来よりも迅速で簡単なウイルス抽出手法の開発に取り組んでおります。

新型コロナウイルス流行期における試験では、当該技術の優位性を確認できた実績があり、今回は、季節性インフルエンザウイルスを対象とする実証試験を、インフルエンザの流行期に合わせて実施をいたします。

この実証試験は、水俣市浄化センターを含む2か所以上の下水処理施設からサンプルを採取して行う予定です。

○議長（岩村龍男君） 真野議員。

○真野頼隆君 それでは2回目の質問に入ります。

この事業は、国・県・市の補助金を使って、2つの実証実験を行うことが分かりました。

まず1つ目が、ペロブスカイト太陽電池に関するものです。ペロブスカイト太陽電池はペロブスカイトという鉱物の結晶構造を利用した太陽電池として注目されています。薄い、軽い、曲げやすいといった特徴があり、軽量で柔軟な太陽電池が作れる、レアメタルを必要としない、製造コストの低減が期待できるなどのメリットがあります。現在のパネルによる太陽光発電は広大な面積を必要としますが、ペロブスカイト太陽電池は、あらゆるところに設置可能であり、次世代の太陽電池であると言われています。

既の実証実験が行われていたり、予定されているところもあるので、幾つか紹介しますと、神奈川県藤沢市では、ガラス建材一体型のペロブスカイト太陽電池を開発し、「Fujisawa サステイナブル・スマートタウン」内のモデルハウスで、既の実証実験が開始されています。また、群馬県では、薄い、軽い、曲げやすいといった特性を生かし、無線通信を行う基地局でも実証実験が行われています。また、東京では、発電容量1,000キロワットを超える世界初のペロブスカイト太陽電池によるメガソーラー高層ビルの建設が2028年度完成で予定されています。

このように、ペロブスカイト太陽電池の普及は、これまで巨大なメガソーラーで発電した電気を送電網を使って、発電したところから消費地へ供給しているパターンから、その場で発電してその場で消費するパターンに代わることで、木材を伐採して太陽光パネルを設置することでの土砂災害の心配もなくなることや、遊休地の別途利用も考えられることから、環境に優しいものとなることが予想されます。

もう1つは、下水サーベイランスに関するものです。新型コロナウイルスの発生以降、にわかにクローズアップされたのが、下水中のウイルスを検査・監視することで、感染状況を把握できる下水サーベイランスであります。

JNC株式会社も下水疫学調査用ナノ粒子キットを山梨大学との共同開発で、既に昨年2月1日より販売を開始し、実際、下水処理場における新型コロナウイルスのモニタリングにも取り

組み、新型コロナウイルスの定量的検出が可能であることの確認もできているようであります。

そこで、2点質問します。

1つ目が、この事業に対し、市が補助を行うことによって、どのような効果を期待するのか。

2つ目が、この実証実験した成果をどのように生かすのか。また、今後の事業展開にどうつながっていくのか、質問します。

○議長（岩村龍男君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 真野議員2回目の御質問にお答えをいたします。

まず1点目が、この事業に市が補助を行うことによって、どのような効果を期待するか、というところでございます。

この事業の成果によりまして、JNC株式会社の新たな環境技術が社会実装されることとなれば、雇用の確保や地域の振興につながるほか、同社の収益を改善し、被害者補償の確かな継続にもつながるものと考えております。

また、水俣の環境再生への取組を改めて市内外に発信することにもつながります。

チッソ及びJNC株式会社は、補償の継続を含め、水俣病に対する責任の完遂を掲げる一方、社会問題解決を標榜し、先端環境技術などを駆使しながら、持続可能な社会の実現や、人の健康に貢献をする事業に取り組んでいます。

この事業を広く発信をすることで、市民に、とりわけ子供たちに、これからの水俣に対する希望を感じ取ってもらいたいというふうに考えております。

2点目の、この実証した成果をどのように生かしていくのか。また、今後の事業発展にどうつなげていくのか、という御質問でございます。

ペロブスカイト太陽電池に係る「設置、発電、そしてデータの取得と分析」といったノウハウを今回の事業で取得することで、今後の素材開発におきまして、例えば、試作した素材について、ペロブスカイト太陽電池が有する利点を生かした設置ができるか、想定どおりの発電ができるかなどを検証することが可能となり、今後の開発に生かすことができると考えております。

磁性微粒子技術につきましては、十分な実証成果を得ることで、抽出用試薬の製品化に向けた検討を進めることができると考えております。

また、下水だけでなく、湖や沼などの、いわゆる「環境水」から細菌、ウイルス等を検出することも可能な技術であることから、家畜伝染病ウイルス等の検出技術の開発にも生かすことができるものと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 真野議員。

○真野頼隆君 今回2つの補助事業がJNC株式会社へのもとなっているわけですが、私は2つとも、JNC株式会社が持っている技術を生かすものであり、それが実を結んで、新たな製品開

発・技術開発につながれば、雇用増も期待でき、水俣市にとっても明るい話題となることは間違いないと思っています。どうか執行部においては、この先端環境技術等開発促進事業を強力に推進されますことを願って、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、学校図書館について、答弁を求めます。

設楽教育課長。

（教育委員会事務局教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 次に、学校図書館について、順次、お答えします。

まず、現在、水俣市の各学校図書館の利用状況はどうなっているか、との御質問にお答えします。

学校図書館の利用状況としては、令和6年度の小学校の貸出冊数は、11万8,512冊、中学校は、7,530冊となっております。

なお、小中学生の中で1年間に最も多くの本を借りた子供は、小学生は795冊、中学生は246冊でした。

次に、各学校の図書の購入状況等はどうなっているか、との御質問にお答えします。

令和4年度から令和6年度までの購入冊数は、小学校では、令和4年度484冊、令和5年度566冊、令和6年度588冊、中学校では、令和4年度341冊、令和5年度336冊、令和6年度315冊でした。

市予算による購入金額は、それぞれ、小学校については、令和4年度127万2,436円、令和5年度124万390円、令和6年度123万1,653円、中学校は、令和4年度69万6,180円、令和5年度71万4,730円、令和6年度72万2,086円でした。

また、このほかに、民間企業から図書購入に係る御寄附を頂いた場合があります、対象年度中においては、令和4年度330万円、令和6年度24万円分の購入実績があります。

次に、本市が進める読書のまちづくりの中で、児童・生徒に対してどう取り組んでいるか、との御質問にお答えします。

各学校には、学校司書等が配置され、担当教諭と連携しながら、児童生徒の読書に対する好奇心を高める様々な取組が展開されています。

具体的には、「朝読書」やボランティアによる「読み聞かせ」、図書委員会の企画による「スタンプラリー」、親子で本を読み、感想を伝え合う「うちどく」、自分のお勧めの本を紹介し一番読みたい本に投票をする「ビブリオバトル」等の実施、貸出冊数をグラフにまとめ、「見える化」を図る取組などがあります。

また、市図書館では、所有している絵本を活用したワークショップとしまして、「つくってたべよう・まほうのわくわくおにぎり」や、学校の夏季休業日の夜間、怖い本の読み聞かせ、夜の

図書館をめぐるミニツアー等を実施しています。

次に、現在、市内の小・中学校の学校司書等の配置状況と当該職員に係る費用負担はどうなっているか、との御質問にお答えします。

第一小学校と第二小学校にはそれぞれ、育友会またはPTAの雇用による学校司書が配置されています。

その他の小中学校9校については、市の会計年度任用職員である「読書活動推進員」3人が各校を巡回する形で、学校図書館の職務を行っています。

費用負担につきましては、学校司書2人分は、「水俣市立小学校図書館司書事業補助金」で人件費の5割以内を補助し、読書活動推進員3人分は市費で対応をいたしております。

○議長（岩村龍男君） 真野議員。

○真野頼隆君 それでは、2回目の質問に入ります。

各学校図書館の利用状況ですが、まあそれなりに利用されていると思います。少し、中学生の利用が少ないなあとは感じましたけども、それにしても、小学生で1年間で最も本を借りた子供が795冊だったことには驚きました。1日2冊以上を借りたことになります。私の場合、2週間に1回、市の図書館に行きますが、5冊まで借りることができるので、月に10冊、年間にすると120冊にしかありません。本当にすごいと思います。「何か、あっぱれ賞でもあげたいですね」と思っているのは私だけでしょうか。

次に、本市が進める読書のまちづくりですが、朝読書やボランティアによる読み聞かせなど、様々な取組をされているようですが、いまひとつ読書が持っている効果があらわれていないように感じます。読書には、知識や語彙力、論理的思考力の向上といった学習面での効果に加え、想像力、コミュニケーション能力を高める効果があります。また、ストレス軽減や集中力強化、脳の健康維持にも寄与し、人生を豊かにする、様々なメリットが科学的にも示されています。

そこで私は、読書の方法として「丹田音読法」を提唱したいと思います。丹田とは、丹波篠山の丹に、田んぼの田と書きます。皆さん、丹田は体のどこにあるか御存じでしょうか。それは、へそ下3寸約10センチ前後辺りを言います。具体的な形があるわけではありませんが、気力が集まるところであり、生命力が生まれるところで、人体の中心であると考えられています。武道やスポーツでは、「もっと腰を入れろ」とか、「腰が入っていない」と注意されることがありますが、これは丹田を使って腰から力を出すことで、体の動きが全然違ってくるし、覇気を出すためです。

また、皆さん、呼吸はどういった呼吸をしていますか。呼吸には、胸式呼吸、腹式呼吸、丹田呼吸の3種類があります。普通の人には、ほとんど胸式呼吸だと思います。腹式呼吸をしている人は、歌手とかアナウンサーなどです。丹田呼吸をしている人はごく一部で、武道をしている人や

トップアスリートなどに見られます。

では、なぜ丹田呼吸がいいのか。それは、胸式呼吸だと1分間に16から18回ですが、丹田呼吸を練習して体得すると1分間に8から12回くらいに減ります。人は、いらいらやストレスがたまると、どうしても呼吸が速く、また浅くなり、リズムを乱し、体調を崩しやすくなります。しかし、呼吸の回数が減ると、それだけ多くの酸素を取り入れることにより、ストレス解消につながる、血流がよくなる、基礎体温が高まり、免疫力がアップする、悪玉活性酸素の大量発生を抑える、直感力が強くなり、精神力も強くなる等の効果があるそうです。丹田呼吸の基本は、丹田を使って息をできるだけゆっくり吐き切ることですが、無意識に行っている呼吸を実際に丹田呼吸にするのは難しいそうです。では、どうしたら丹田呼吸や深い呼吸を身につけることができるのでしょうか。

実は、その秘訣が丹田音読法にあることが、子供たちに音読指導を行うことで分かったそうです。丹田音読の基本は、「丹田一音読」で言葉を一音一音区切り、最初は、一音を10秒間隔で、2回目は5秒間隔、3回目は2秒間隔、最後1秒間隔といった具合に音読することにより、無理なく丹田音読ができるようになってくるそうです。その結果、子供たちの国語力は予想以上に伸び、ほかの科目に対しても学習意欲が高まり、いろいろなことに積極的に取り組むようになったそうです。

私たちの子供の頃は、兄弟も多く、学校から帰ってくると、晩御飯までは外でわいわい遊んだものですが、最近は一人っ子が増え、家でゲームしたり、塾通いだったりで、子供同士で大声を出して遊ぶ機会が減っていると感じます。

長々と持論を述べましたが、私の音読の推奨についての効果をどう考えているか、質問します。

次に、学校司書等のことですが、現在、学校司書等が配置されているのが一小、二小の2校、残り9校は3名の読書活動推進員で、1人3校を巡回して対応しているとのことでした。現在、一小、二小の育友会並びにPTAは、学校司書等の人件費の2分の1を負担しているわけですが、会員数の減により、将来的に2分の1の負担を続けることは難しいということで、二小のほうから、去る10月22日に市に対して、令和8年度図書館司書代予算要求がされています。二小の場合、令和6年度がPTA会費の73.8%、令和7年度が89.3%が図書司書の人件費となっていて、令和8年度には95.3%となる見込みです。このように、PTA会費のほとんどが図書司書等の人件費を占めていて、ほかの事業が行えない状況となっています。また、PTAのアンケートを見ますと、皆さん図書司書等の必要性は認めておられます。今後、二小に限らず、一小も同じような状況になることは間違いありません。そこで、今後、市として、このことにどう対応していくのか、質問します。

○議長（岩村龍男君） 蓑田教育長。

○教育長（蓑田誠一君） 真野議員 2 回目の御質問にお答えいたします。

2 つありましたが、まず、音読の推奨についての効果について、どう考えているか、との御質問についてお答えいたします。

音読については、視覚と聴覚を同時に使うため、脳が活性化し、記憶力や理解力を向上させるため有効な手段であると認識しております。

特に、複雑な文章を理解する上で、接続詞や文の流れを意識しやすくなり、文章全体の理解が深まるものと思います。

よって、黙読と併せて音読を日常的に取り入れることで、読書の効果をより高めることが期待できると考えております。

次に、2 点目の、学校司書等に係る P T A 負担の厳しさがある。今後、市はどうするのか、という御質問にお答えいたします。

水俣第一小学校及び水俣第二小学校の P T A 会費による学校司書の人件費の負担について、厳しい状況であることは、市教育委員会もその内容を把握しております。

今後の方向性としましては、少子化による会員減少が続き、P T A の予算が厳しくなる中、どのようにしたら学校における子供たちの読書活動を維持していくことができるか、学校・両校の P T A とも検討し、持続可能な体制を整備していきたいと考えています。

○議長（岩村龍男君） 真野議員。

○真野頼隆君 音読については、ぜひ各学校で取り組んでもらいたいと思います。しかし、ただ喉から声を出すのではなく、あくまでも腹の底からの丹田発声による丹田音読でなければならないと思っています。私も、現在、毎朝登校する小学 3 年生を相手に、丹田音読の実証実験を行っています。僅か 5 分間ではありますが、宮沢賢治の雨ニモマケズの音読をしていて、毎日 2 行は言えるようになり、音読の効果を感じています。また、それを聞いている高学年や低学年の反応も、自分たちにも構ってほしいという、視線を感じています。蓑田教育長、どうか蓑田教育長のときに音読をしてよかったと言われるよう、ぜひ取り組んでほしいと思います。

また、学校司書等の問題については、できるだけ早期に方向性を示していただくよう、よろしくお願いします。

それと、ちょっと気になったのが、毎年の図書購入額が学校ごとに違っていることです。教育を受ける権利は公平でなければなりません。できれば、その辺のところも検討いただくようお願いして、今回の質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 以上で、真野頼隆議員の質問は終わりました。

この際、10時25分まで休憩します。

午前10時7分 休憩

午前10時25分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉野誠議員に許します。

（吉野誠君登壇）

○吉野 誠君 皆さん、こんにちは。こども未来会の吉野です。

早速、大項目1、未来への投資について、質問したいと思います。

今、新NISAなどが話題になり、投資という言葉が身近になりました。しかし、一昔前までは投資は縁遠いものでした。なぜなら、かつては郵便局に預けておけば、年利数%で確実にお金が増え、貯蓄こそが最大の資産形成だった時代だったそうです。

しかし、今はどうでしょうか。守っているだけ、貯めているだけでは、インフレにより価値が目減りしていく時代です。だからこそ今、国も個人も、リスクを取ってでも未来への投資へと大きく舵を切りました。

私は、これは行政経営においても全く同じことが言えると考えます。

人口減少社会において、ただ財政を守るだけでは、まちの活力は失われる一方です。では、行政にとって、最高のリターンを生む投資対象とは何か。それは「人」ではないでしょうか。

一人の人間が生まれ、地域で育ち、生活することは、その生涯を通じて消費活動や納税を生み出します。民間シンクタンクの試算や一般的な推計によれば、一人の子供が成人し、生涯にわたって行う消費や経済波及効果は、億単位に上るとも言われております。

これは単なる推測や理想論ではありません。ノーベル経済学賞を受賞したジェームズ・ヘックマン教授の研究によれば、特に乳幼児期への公的投資は、極めて高い収益率を生むと実証されております。子供への投資は、将来的な所得向上だけでなく、生活保護費の抑制や犯罪率の低下などを含め、社会全体に年間数%から10%以上もの高いリターンをもたらすとされているのです。

現状を見ますと、昨今の物価高騰や、社会保険料の上昇により、実質賃金は伸び悩み、子育て世帯の家計は非常に厳しい状況に置かれております。

理想の子供数を持たない理由のトップは、長年、「子育てや教育にお金がかかるから」が占めております。この経済的な不安を取り除くことこそが、少子化対策、そして子育て支援として有効な課題だと考えます。水俣市も独自に給食費への助成や、保育料への補助、子育て世帯応援商品券給付事業など、こちらとても有効な取組だと考えております。

ここで一つ伝えたいことは、このような支援は、決して子育て世帯だけの利益ではないということです。

将来、私たちの医療や年金制度を支え、地域の商店で買物をし、伝統行事を担うのは、今の子供たちです。高齢者にとっても、事業者にとっても、子供が増え、健やかに育つということは、自分たちの生活基盤を守る公益そのものです。そのことを整えることが、その子供のさらに子供につながるということでもあります。

社会全体で子供を育てるということは、きれいなスローガンではなく、地域のためのことでもあります。

現在、国も「こども未来戦略」を掲げ、次元の異なる少子化対策へと動き出しております。

以上のような「人への投資」という観点から、本市の未来を担う「子ども施策」と、「水俣高校への支援」について、順次、質問いたします。

(1)、本市における子ども施策について。

①、本市の方針はどうなっているか。

②、子供に対する水俣市独自で行っている施策はどのようなものがあるか。また、その意義についてどのように考えているか。

(2)、水俣高校への支援について。

①、水俣高校が地域にどのような役割を果たしていると考えているか。

②、水俣高校の課題は何か。それに対して市はどのような支援を行っているか。

次に、大項目2、学校での読書活動の推進について、質問したいと思います。

先ほど、真野議員からも読書についての質問がありました。丹田音読法については、早速習いに行きたいと思っております。

現在は「アテンション・エコノミー」、すなわち人々の関心や注意が経済価値として奪い合われている時代です。また、生成AIの進化により、情報処理能力において、AIが人間と対等、あるいはそれ以上の存在となりつつあります。

こうした時代において、子供たちを取り巻く情報環境は一層変化しました。

インターネット上、あえて言うならば、スマホやタブレット上では、世界の優秀な頭脳がつくるプログラムや仕組みにより、自分が見たいもの、あるいは心地よい情報ばかりが、何もせずとも次々と流れてきます。

しかし、そうした受動的に入ってくる情報は、関心を引くことが優先されたもので、中には、発信元が不明確な情報も混ざり込んでおります。

一方で、「読書」は、自ら本を手に取り、知識を取り込む能動的な活動です。ここには、デジタル情報にはない重要な価値があります。それは責任の所在が明確であるという点です。

本には、必ず著者や編集者の名前が記されております。たとえその内容に議論の余地があったとしても、読み手は情報を検証し、正しさを確かめることができます。

AIが進化し、何が正しいか分からない情報があふれる今だからこそ、確かな情報を基に、自分の頭で考え、深く読み解く力を育む読書活動の重要性は、以前にも増して高まっていると考えております。

このような観点から、今回は学校の読書環境について、伺います。

(1)、学校で行っている読書の取組について。

- ①、読書がもたらす意義をどのように考えているでしょうか。
- ②、市内の小・中学校の読書量はどのようになっているでしょうか。
- ③、具体的な取組はどのようなものがあるでしょうか。

(2)、学校図書館図書標準について。

- ①、文部科学省の定める学校図書館図書標準の達成状況はどうでしょうか。
- ②、学校図書の予算と購入冊数についてはどうでしょうか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、未来への投資について、答弁を求めます。

今別府福祉環境部長。

（福祉環境部長 今別府隆宏君登壇）

○福祉環境部長（今別府隆宏君） 初めに、未来への投資についての御質問のうち、本市における子ども施策について、順次、お答えします。

まず、方針についてはどうか、との御質問にお答えします。

本市では、新たな「子ども・子育て支援事業計画」において、「全てのこども・若者が幸せに暮らし、成長できるまちづくり」、「家庭や子育てに幸せ、喜びを実感できる環境づくり」、「地域全体でこども・若者を支え、育てる気運の醸成」という3つの基本方針のもと、妊娠期から青年期まで、切れ目のない支援の充実を進めております。

次に、子供に対する水俣市で行っている施策は主にどのようなものがあるか。また、その意義についてどのように考えるか、との御質問にお答えします。

本市では、先ほどの3つの基本方針に基づき、妊娠期から青年期まで、健康・保育・教育・相談支援、放課後の居場所づくりなど、切れ目のない支援を総合的に展開しております。

こうした取組によって、計画の基本理念である「誰もが安心して産み育てられ 未来を担う子どもたちが地域で生まれ 幸せに成長できるまち みなまた」の実現を目指しております。

日々の支援の積み重ねが、子供たちの成長の基盤をつくり、将来の地域を支える力へとつながっていくものと考えております。

引き続き、子供を中心に据えた施策を着実に進め、未来を担う子供たちを地域全体で支えてまいります。

○議長（岩村龍男君） 竹本地域振興課長。

（総務企画部地域振興課長 竹本和哲君登壇）

○総務企画部地域振興課長（竹本和哲君） 次に、水俣高校への支援について、順次、お答えします。

まず、水俣高校が地域にどのような役割を果たしていると考えているか、との御質問にお答えします。

水俣高校は、水俣市で唯一の高等学校であり、水俣市だけでなく、近隣の市町からも若者を受け入れる学びの場となっており、地域の未来を支える人材を育成する拠点として、非常に重要な役割を果たしていると考えています。

さらに、水俣高校の教育活動は、単なる学問の提供にとどまらず、水俣高校生徒と地域などとの結びつきを大切にした実践的な取組を数多く行っており、具体的には、産学官連携による商品開発やものづくり、イベントの企画及び参加、小中学生への出前講座なども積極的に取り組んでおり、地域の課題解決や振興に寄与していると考えています。

次に、水俣高校の課題は何か。それに対して市はどのような支援を行っているか、との御質問にお答えします。

水俣高校は、地域の少子化などの影響から定員割れが続いているという課題があり、地域内外から進学先として選ばれるような魅力ある高校づくりにより、入学志願者を増加させる取組を強化していく必要があると考えています。

そこで、本市では、高校の魅力を高める支援として、水俣環境アカデミアの持つネットワークを活用し、スタンフォード大学、慶應義塾大学などの国内外の大学や専門家によるワークショップやオンライン講座、研究機関による探求活動への指導助言などを実施し、国際交流や専門的・先端的な知識に触れる機会を提供するなどの支援を行っています。

また、経済的支援として、肥薩おれんじ鉄道通学者への定期代助成、各種資格検定試験の費用助成、各種大会出場者への奨励金、半導体情報科入学者への学用品助成などを行っています。

○議長（岩村龍男君） 吉野議員。

○吉野 誠君 ありがとうございます。

全ての子供・若者が幸せに成長できるまちづくり、家庭が子育ての喜びを実感できる環境づくり、地域全体で子供・若者を支える気運づくりを柱に、子供を中心に据えた施策を継続して着実に進めていく方針と御答弁を頂きました。

そして、水俣高校についても、地域の未来を支える人材育成の拠点だという御答弁を頂きました。

それでは、水俣高校への支援について、再質問していきたいと思えます。

水俣高校への支援については、既に独自の取組が行われているということでした。

私も調べた中で驚いたのが、通学用バイクの購入費に対する助成制度も、これは全国的に見ても珍しく、交通の便が限られる地域の生徒にとって、とてもいい支援だなと思っております。

また、支援は、そういう経済的な支援だけではなく、教育内容に目を向ければ、スタンフォード大学とのオンライン授業や、水俣環境アカデミア、国立水俣病総合研究センターと連携した探求授業など、水俣でしか学べない、世界レベルの教育カリキュラムが展開されていると言えます。

また、地元出身のエンジニアがメンターとなり、高校生が小学生にプログラミングを教えるといった、そういう循環型の教育も、地域ならではの強みではないかと言えます。

このように、中身において、非常に魅力的な取組が進んでおります。

一方で、来年度からは、国の施策により高校の授業料無償化が予定されており、市外の私立高校への進学が増加することが、危惧されております。さらに、熊本県の県立高校においては、これまで学校からの貸与であった学習用タブレット端末が、来年度からは入学時に自己負担で購入しなければならないと聞いております。

どれほどすばらしい教育カリキュラムがあっても、入り口の段階で経済的なハードルがあっては、なかなか選ばれません。授業料が無償化される私立高校がある一方で、県立高校では新たな負担が発生する。このことは進路選択に大きな影響を与えかねないと思います。

このような中で、水俣高校の生徒を確保していくためには、保護者の経済的負担の軽減も含め、さらなる水俣高校への支援が必要だと思っておりますが、市としてどのようにお考えでしょうか。

御答弁よろしく申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 梅下総務企画部長。

○総務企画部長（梅下俊克君） 吉野議員からの2回目の御質問にお答えします。

御質問は、高校の授業料無償化が予定される中、私立高校への進学が増加が危惧されるどころ、また、県内の公立高校では、これまで貸与であったタブレットが自己負担になるなど、状況が変化している。

このような中で、水俣高校の生徒確保のために、さらなる支援が必要だと思うがどうか、という御質問でありました。

答弁いたします。

議員が御指摘のとおり、令和8年度から高校の授業料無償化が始まる予定と聞いております。

さらに熊本県においては、「県立高等学校あり方検討会」の提言がまとめられ、県立高校全体の募集定員の見直しも含まれるなど、水俣高校をはじめとする県立高校を取り巻く環境は、さらに厳しさを増すことが予想されます。

こうした中、水俣高校の生徒を確保していくためには、保護者や生徒のニーズを捉え、さらなる経済的支援も検討しながら、地域の特色や水俣高校独自の強みを生かし、生徒や保護者から選ばれる高校となるよう継続して支援をしていく必要があると考えております。

○議長（岩村龍男君） 吉野議員。

○吉野 誠君 御答弁ありがとうございます。

今後、保護者や生徒のニーズを的確に捉えて、生徒や保護者から選ばれる高校として、より一層の支援を実施していただきますようお願いしたいと思います。

最後に、2点ほどお伝えしたいと思います。

1点目は、先ほど触れましたとおり、タブレット端末についてです。購入には6万円程度が想定されており、入学時の出費が重なる保護者にとっては、かなりの負担となります。ほかの市がやっていない、だからこそ、来年度の支援策において、このタブレット端末費用に対する助成について、ぜひ御検討していただきたいと思います。

2点目に、卒業後の視点についてです。

卒業した生徒たちが将来水俣に戻ってくるきっかけをつくるために、卒業生のネットワークづくりや、市役所や地元企業でのインターンシップ優先枠など、離れていても水俣とつながっていると感じられるような、仕組みも一つ有効的じゃないかなと考えております。

教育への投資は、送り出して終わりではなく、育てた人材が、水俣に住んで、次の世代を育てる。そうしたサイクルをつくるため、卒業後も見据えた息の長い支援を検討していただくことを併せて要望して、この項目の質問を終わりたいと思います。

○議長（岩村龍男君） 次に、学校での読書活動の推進について、答弁を求めます。

設楽教育課長。

（教育委員会事務局教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 次に、学校での読書活動の推進についての御質問のうち、学校で行っている読書の取組について、順次、お答えします。

まず、読書がもたらす意義をどのように考えているか、との御質問にお答えします。

文部科学省によると、読書の教育的意義は、国語力を向上させ、教養や価値観を身につけることであり、子供の考える力、感じる力、想像する力、表現する力、国語の知識等のいずれにも関わり、これらの力を育てる上で中核となるもので、全ての活動の基盤となる「教養・価値観・感性等」を身につけていくために重要である、とされています。

市教育委員会としましても、読書は、子供たちの、ものの見方や感じ方を広げ、深めていくことで、変化の激しい時代を生き抜くための思考力、問題解決能力の養成につながるものである、と考えます。

次に、市内の小・中学校の読書量はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

学校図書館における年間の貸出冊数について、小学校は、令和4年度9万2,776冊、令和5年度9万4,222冊、令和6年度11万8,512冊、中学校は、令和4年度1万3,964冊、令和5年度9,727冊、令和6年度7,530冊となっております。

次に、具体的な取組はどのようなものがあるか、との御質問にお答えします。

先ほどの真野議員に対する答弁にもありましたように、各学校には学校司書等が配置され、担当教諭と連携しながら、児童生徒の読書に対する好奇心を高める様々な取組が展開されています。

具体的には、「朝読書」やボランティアによる「読み聞かせ」、図書委員会の企画による「スタンプリリー」、親子で本を読み、感想を伝え合う「うちどく」、自分のお勧めの本を紹介し、一番読みたい本に投票をする「ビブリオバトル」等があります。

次に、学校図書館図書標準について、順次、お答えをいたします。

まず、文部科学省の定める学校図書館図書標準の達成状況はどうか、との御質問にお答えします。

学校図書館図書標準とは、学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、学級数に応じ蔵書冊数を定めたものですが、令和7年度の達成状況について確認をしたところ、達成している学校は5校で、全て小学校となっております。未達成の学校は6校で、小学校2校、中学校4校です。

次に、学校図書の購入冊数と予算についてはどうか、との御質問にお答えします。

令和4年度から令和6年度までの購入冊数については、先ほども述べましたとおり、小学校は、令和4年度484冊、令和5年度566冊、令和6年度588冊、中学校は、令和4年度341冊、令和5年度336冊、令和6年度315冊となっております。

次に、予算については、小学校は、令和4年度128万4,000円、令和5年度126万4,000円、令和6年度125万8,000円、中学校は、令和4年度70万2,000円、令和5年度73万4,000円、令和6年度74万9,000円となっております。

○議長（岩村龍男君） 吉野議員。

○吉野 誠君 御答弁ありがとうございます。

読書の意義につきまして、変化の激しい時代を生き抜くための思考力、問題解決能力の養成につながるということの御答弁でした。

私も読書が子供たちの考える力、感じる力、想像する力を育むという認識に共感しております。

小学校の貸出冊数が、令和4年度から令和6年度にかけて2万冊以上も増えております。そして、11万8,000冊を超えているという点。現場の先生方や司書さんの御尽力によって、様々な取

組が行われているということが分かりました。そのほかにも、ブックスタートや、セカンドブック等の幼児期に対しての事業も、これは効果が出てるんじゃないかなというふうに感じました。

また、学校図書館図書標準の達成状況については、スペース等の問題もあり、物理的に蔵書を増やすのが難しい面もあるんじゃないかというふうに理解しております。その不足分を、現在、移動図書館などでカバーしようという、工夫があるんだろうなあと思うところでもあります。

しかし、中学校の状況について見ますと、御答弁によれば、図書標準の未達成校6校のうち、4校が中学校であるとのこと。中学校の貸出数は、令和4年度の1万4,000冊から令和6年度には7,500冊と、2年でほぼ半減しております。

しかし、これは、読書の全国的なデータとも一致しております。全国学校図書館協議会の2024年調査によりますと、小学校の読書量は過去最高を記録した一方で、1か月に1冊も本を読まない不読者の割合は、特に中学生で急増しており、前回比プラス10.3ポイントの23.4%と、2006年以降で最も高い数字となっております。

だからこそ、意図的な環境整備が必要ではないでしょうか。全国的にも中学生になった途端、読書離れが加速しており、これはスマホなどの影響が顕著に出る時期だからこそ、単に本を読みましょうという精神論だけでは太刀打ちできるものではないと想像ができます。

先ほど真野議員からお話のあった、学校司書の整備というのも、とても大切な取組だと考えます。私からは、別の点で1点伺います。

学校図書館図書標準の達成状況について、達成している学校は5校で、未達成の学校は6校とのことですが、達成に近づけるための取組は、今後どのようなことが考えられるでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（岩村龍男君） 蓑田教育長。

○教育長（蓑田誠一君） 吉野議員2回目の御質問にお答えいたします。

学校図書館図書標準の達成状況について、達成している学校は5校で、未達成の学校は6校とのことだが、達成に近づけるための取組はどのようなことが考えられているか、という御質問に対してでございます。

文部科学省が推進する第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」によると、学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、学校司書等の適切な配置が示され、学校図書館の整備充実に努めるものとされております。

各小中学校では、児童生徒が正しい情報に触れる環境整備を行うという観点から、図書の廃棄・更新作業を行っております。

しかしながら、各校においては、図書の保管場所の確保等も必要になることから、図書標準が未達成となっている学校があるものと考えます。

図書の更新については、各校の学校図書館の特性、実情に応じて行われますので、それらを踏まえ、可能な範囲で、標準となる冊数を意識するよう働きかけてまいりたいと考えます。

○議長（岩村龍男君） 吉野議員。

○吉野 誠君 ありがとうございます。

標準となる冊数を意識して働きかけていただけるということで、子供たちが本に触れる機会や環境がよりよいものとなっていくことを期待しております。

私が今回読書推進について質問いたしましたのは、読書活動ができるということは、子供たちの将来を支える基盤になると考えておるからです。

さらに、現代の子供たちにとって特に重要なところが2つあると考えております。

1つ目が、「心の安定」です。英国の研究では、「たった6分間の読書で、68%ものストレス軽減効果がある」と実証されております。これは音楽鑑賞や散歩よりも高い数値です。常にデジタル機器とつながり、情報に追われている中学生や先生方にとっても、静かに本の世界に没頭する時間というものは、心の安定を取り戻す貴重な休憩になると考えております。これは、朝読書がその効果を担っているかなと思います。

2点目は、「図書館という公共施設を活用する力」です。現代社会において、図書館は、経済状況にかかわらず、誰でも公平に利用でき、快適な環境で学ぶことができます。学校で読書習慣を身につけるということは、大人になったときに、この図書館という場所を、自分の居場所として活用できることにつながります。困ったときや学び直したいときに、図書館を候補に挙げられる。この選択肢を持っているということは、将来子供たちが生きていく上でも助けになると考えます。

そのためには、まず、「本への入り口」のハードルを、物理的にも精神的にも下げることが必要かなと思います。

他自治体の事例では、AIによる選書の導入により、貸出冊数が2.4倍に増加し、普段本を読まない層の読むきっかけにつながったという報告もあります。何を読めばいいか分からないという子供たちの課題を、子供たちのなじみのあるデジタルで補うことも有効な手段の一つではないでしょうか。

今後も、ぜひ、学校教育と図書館行政が連携し、将来の支えとなる財産を、子供たちに育んでいただくことを期待し、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩村龍男君） 以上で、吉野誠議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前10時58分 休憩

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、肥山美緒議員に許します。

（肥山美緒君登壇）

○肥山美緒君 改めまして、こんにちは。参政党、参政会の肥山美緒です。

まず、おととい発生いたしました青森県をはじめとする東北地方の地震により、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。これ以上被害が広がらず、今後大きな地震が起こらないことを心から願っております。

さて、国政について少しお話をさせていただきたいのですが、今年は、私の所属する参政党が国政の場で、多くの議席をお預かりすることとなりました。

御存じの方も多いかと思いますが、私たち参政党は、「日本人ファースト」という視点を大切にしております。しかしながら、この言葉だけが独り歩きし、あたかも排外主義であるかのような誤解を招いてしまうこともございます。

私たちが申し上げている日本人ファーストとは、決して外国人の方々を差別したり、切り捨てたりするという意味ではございません。長年にわたり日本人の賃金が上がらない一方で、海外資本や一部の大きな利益だけが優先されてきたのではないかと。その構造を見直し、まずはこの国で暮らす日本人の生活や地域経済をしっかりと立て直すことが、結果として、国際社会との調和にもつながっていく、という考え方であります。

決して「日本人オンリー」を意味するものではないということを、この場をお借りして改めて申し上げておきたいと思っております。

話は変わりますが、昨日、小路議員の一般質問の中で、来年 2 月に行われる水俣市長選挙に、高岡市長が挑戦されることを表明されました。私といたしましては、高岡市長がこれまで懸命に水俣のまちにまいてこられた種からたくさんの花が咲くよう、共に力を尽くしてまいりたいと考えております。

少し余談になるのですが、10月末に水俣で行われました伊佐市・出水市・阿久根市・水俣市の肥薩 4 市議会議員研修会において、研修会後の交流の席に、開催地市長として高岡市長も御出席くださり、自らマイクを握って歌われ、私たち議員と一緒に場を盛り上げてくださいました。その姿を御覧になっていた他市の議員の方々からは、「このような市長がいて羨ましい」、「うちではまずあり得ない」といったお声を頂いたところでございます。

他市の状況についてはよく分からない部分もございますが、先ほどのようなお言葉を他市の議員の皆様から頂戴し、高岡市長においては、まさに「水俣人ファースト」の姿勢を体現しておられる方なのだと、そのときも改めて感じたところでございました。

来年2月の市長選挙に向けまして、高岡市長のこれまでの責任ある思いと歩みが、さらに次のステージへつながっていきますよう心から願うことを申し上げ、質問に入りたいと思います。

大項目1、市内の小中学校におけるICT環境整備体制について。

市内には、教室に通うことが難しい児童生徒が一定数おります。こうした子供たちの学びを保障し、学校とのつながりを保つためにも、ICT環境の整備は大切だと考えております。本市の小中学校の現状や今後の方向性についてお伺いしたく、本項目を質問いたします。

①、病気やけが、心の不調、家庭の事情など、様々な理由で教室に通うことが難しい児童生徒への学びの保障について現在どのように取り組まれているか。

②、ICTを活用した学習支援やオンラインによる授業参加について、学校現場からどのようなニーズや課題が挙げられているか。

大項目2、学校に行けない児童・生徒の支援と福祉との連携について。

学校に行けない子供たちを支えるには、教育の枠だけでは対応が難しい場面もあり、子供たちを取り巻く環境が複雑化する中で、福祉をはじめとした関係分野との連携がこれまで以上に重要になると感じております。水俣市として、現状の課題と今後どのように進められるのかを伺いたく、今回質問させていただきます。

①、学校に行けない児童・生徒の現在の状況や背景をどのように把握しているか。

②、学校に行けない児童・生徒への支援としてどのような点が課題となっていると認識されているか。

大項目3、潜在的な社会的孤立（ひきこもり状態）の方々への支援について。

8050問題をはじめ、社会的孤立やひきこもりの課題は、今後さらに増えることが懸念されております。特に「潜在的なひきこもり」は表面化しにくく、難しい問題であり、早い段階での気づきや丁寧な働きかけといった積極的な支援が一層必要になると感じております。

こうした支援を進めていくためにも、水俣市としての方向性を確認したく、今回質問させていただきます。

①、潜在的な社会的孤立の方々について、現在どのように把握しているか。

②、潜在層への支援が届きにくい要因をどのように分析しているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、市内の小中学校におけるICT環境整備体制について、答弁を求めます。

設楽教育課長。

（教育委員会事務局教育課長 設楽聡君登壇）

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 初めに、市内の小中学校におけるICT環境整備体

制について、順次、お答えします。

まず、病気やけが、心の不調、家庭の事情など、様々な理由で教室に通うことが難しい児童生徒の学びの保障について現在どのように取り組まれているか、との御質問にお答えします。

病気やけが等で入院をしている場合は、水俣市立総合医療センターなど、病院によっては院内学級が設置されており、一時的に転校することで学習ができるようになっています。

心の不調や家庭の事情などにより教室に通うことが難しい児童生徒については、校内教育支援センターや、学校外に市自立支援室を設置するとともに、ICT等の活用により教室以外の場所で学習できるようにしています。

また、必要に応じて、オンラインによる授業や学校から学習プリントを配布するなどの支援を行っております。

次に、ICTを活用した学習支援やオンラインによる授業参加について、学校現場からどのようなニーズや課題が挙がっているか、との御質問にお答えします。

ICTを活用した学習支援やオンラインによる授業を実施する際、授業によっては特別教室への移動が必要となり、機器の設置や調整等に人員を要することや、配信において子供の声を拾うことが難しいなどの意見があり、機器に関する技術的な支援の要望があります。

また、家庭においては、小学生であれば、オンライン授業の準備等に大人の支援が必要な場合があり、保護者が仕事を休まなければならないことになるという御意見もあります。

○議長（岩村龍男君） 肥山議員。

○肥山美緒君 御答弁ありがとうございました。

今回、ICT環境整備について取り上げる大きな理由は、子供たちの「学びの環境」を守りたいという思いにあります。

近年、体調面や心の状態、家庭の事情などにより、教室で学ぶことが難しい子供たちが増えております。学校に行きたい気持ちはあるのに、どうしても登校が難しい、そうした子供たちにとって、オンラインで授業につながる環境は、学びの途切れを防ぐための大切な「学びの保障」になると考えております。

ICT環境を整えば、自宅にいながらでも先生や仲間の学びの輪に参加でき、「学び続けたい」という気持ちを支えるとともに、孤立の防止にもつながります。

しかしながら、ICT活用が進む中で、海外では課題を指摘する動きも出ております。

フィンランドでは、デジタル学習の拡大後、一部の学校で紙の教科書や手書き学習に回帰する例が報じられており、画面中心の学習による集中力や読解力への影響が懸念されております。

スウェーデンでも、学力低下への危機感からデジタル化を抑制し、紙の教科書を重視する方針が示されております。

とはいえ、デジタル教材には、必要な情報をすぐに調べられること、過年度の内容にアクセスできること、動画・音声など多様な学び方が可能になることなど、紙だけでは得られない利点があります。

このように、紙かデジタルかどちらか一方に寄せるのではなく、両者の強みを生かした「ハイブリッド型の学び」が求められていると感じております。だからこそ水俣市として、ICTの利点と課題を丁寧に見詰めながら、「子供たちにとって本当に意味のあるICTの使い方」をどう育てていくか、という視点を大切にしたいと考えております。

先ほどの御答弁からは、教室に入ることが難しい子供たちに対し、オンライン授業やICTを活用した支援が行われる一方で、様々な課題、支援の要望があることが分かりました。

文部科学省の調査では、ICTを活用した学習機会には、全国的にばらつきがあり、学校や地域の環境によっては、「本来確保できるはずの学びの機会が確保できていない」という課題が示されております。

つまり、様々な理由で教室に通うことが難しい場合に、ICT環境が整っているかどうか、「学びを続けられるかどうか」を左右する時代になってきていると言えるのではないのでしょうか。

水俣市の総合計画においても、「障害の有無にかかわらず、学習や生活に困難を抱える児童生徒の教育的ニーズを把握し、きめ細かな指導と支援を充実させる必要がある」と示されております。また、水俣市のGIGAスクール第1期の総括では、端末整備が進んだものの、安定して運用するための管理や環境づくりが引き続き必要であるとされております。

ICT環境の整備は、単に学力向上のためだけではなく、体調や心の状態、家庭の事情などにより、教室に行けないときであっても、「その子の学びを止めないため」に欠かせないものだと考えております。

こうした状況を踏まえまして、2回目、1つ目の質問です。

体調や心の状態により、教室で学ぶことが難しい場合でも、ICTによるオンライン参加が「学びの途切れ」を防ぎ、学校とのつながりを保つ有効な手段になる。本市として、こうしたICT環境の整備が今後ますます重要になるとの認識はお持ちか、お伺いいたします。

そして、続けて2つ目の質問として、ICT環境の整備状況により、学びの格差が生じる懸念があるが、ICT環境の充実を図る必要性について、どのように認識されているか、お伺いいたします。

○議長（岩村龍男君） 設楽教育課長。

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 肥山議員2回目の御質問にお答えをいたします。質問は、2点でございました。

まず、教室で学ぶことが困難な子供と学校とのつながりを保つ手段としてのICT環境の整備の重要性についての御質問にお答えします。

文部科学省が作成しております不登校対策の「COCOLO（こころ）プラン」にも記載がありますように、「学びたいと思ったときに学べる環境」を整えることは、大切なことであると考えています。

その中で、ICT環境の整備につきましては、不登校の児童生徒に限らず、教室で学ぶことが難しい児童生徒の学びを支援する上で、今後さらに重要になってくると認識をいたしております。

次に、学びの格差が生じないためのICT環境の充実の必要性についての御質問にお答えをいたします。

児童生徒が「学びたい」と思ったときに、学ぶことができるようにするための一つの支援策といたしまして、ICT環境の充実を図ることは必要であるというように考えます。以上でございます。

○議長（岩村龍男君） 肥山議員。

○肥山美緒君 本市として、ICT環境の整備が、子供たちの学びの公平性を守る上で重要であるとの認識をお持ちであることが確認でき、必要性が共有できたことはとても心強く感じます。

必要性が明らかになったからこそ、次の段階として大切なのは、「どのように整備を進めていくのか」という方向性です。

子供たちの学びの保障のためのICT環境整備について、適切に充実が図られるよう、確認のためにお尋ねいたします。

今後、どのような計画でICT環境整備を進めていくお考えか、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 設楽教育課長。

○教育委員会事務局教育課長（設楽 聡君） 議員3回目の御質問にお答えをいたします。

オンラインによる授業等が可能となるよう、どのような計画でICT環境の整備を進めていくかという内容の御質問でございました。

市教育委員会といたしましては、教室等の無線LANルーターの設置を、順次、進めており、また、保護者等の要望に応じて、オンラインでの授業参加にも対応をいたしております。

今後は、令和8年度に1人1台端末やソフトウェアの更新を予定しているところであり、学校がより使いやすい機器等への更新を検討していくこととしています。

また、学校現場での技術的なサポートにつきましては、各校のICT機器の保守・サポート業務を委託している業者に、その都度、迅速に対応してもらっているところであり、今後もそのよ

うな体制を継続・充実してまいることといたします。以上でございます。

○議長（岩村龍男君） 次に、学校に行けない児童・生徒の支援と福祉との連携について、答弁を求めます。

菘田教育長。

（教育長 菘田誠一君登壇）

○教育長（菘田誠一君） 次に、学校に行けない児童・生徒の支援と福祉との連携について、順次、お答えします。

まず、学校に行けない児童・生徒の現在の状況や背景をどのように把握しているか、との御質問にお答えします。

学校に行けない児童・生徒の現在の状況や背景については、各校からの毎月の報告により把握しています。このほか、必要に応じて、各校に聞き取りをしたり、市自立支援室や関係機関に問い合わせたりすることで、情報収集を行っています。

次に、学校に行けない児童・生徒への支援としてどのような点が課題となっていると認識されているか、との御質問にお答えします。

学校に行けない児童・生徒は、一人一人、様々な背景や思いを抱えており、その支援は学校だけでなく、家庭や保護者を含め、個々に応じた多様な面からのアプローチが必要となっています。

このような状況の中で、学校だけの支援には限界があるので、児童・生徒を取り巻く様々な関係機関等と如何に連携を図っていくかが課題であると認識しております。

○議長（岩村龍男君） 肥山議員。

○肥山美緒君 御答弁ありがとうございました。

まず、こちらを質問した意図を改めてお伝えさせていただきますと、学校に行けない子供たちの背景には、心の不調や家庭環境、生活リズム、人間関係など、複数の要因が複雑に重なっていることが多く、学校という枠組みでだけでは見えにくい部分が必ずあります。

子供たちが「行けない」と感じたその裏側に、どれだけ早く、どれだけ多面的に支援の手を差し伸べられるか。これは子供の将来に大きく関わる問題であり、市として共通認識を持っておきたいとの思いから、この項目を取り上げております。

今頂いた答弁では、学校からの定期的な報告や関係機関とのやり取りを通して現状を把握されていること、そして一人一人の背景が異なり、学校だけでの支援には限界があるとの認識を共有できました。

実際に学校現場だけで抱え込んでしまうと、支援が遅れる場合もあり、早い段階から福祉的な支援や専門機関につながる体制が必要だと考えております。

そこで、教育委員会・福祉部局・関係機関の現在の連携体制がどのように進んでいるのかについてお伺いします。

また、学校に行けない児童生徒への必要な支援につながるよう、教育と福祉が連携して対応していくという現在の方向性を、今後どのように深化させていくお考えか、2点お尋ねいたします。

○議長（岩村龍男君） 菘田教育長。

○教育長（菘田誠一君） 肥山議員2回目の御質問にお答えします。

2つございましたが、まず、現在、教育委員会・福祉部局・関係機関との連携体制はどのように進んでいるか、についてお答えします。

令和6年度、市こども家庭センターが設置され、18歳までの子供の支援を総合的に行う体制が構築されました。そのことにより、福祉部局と教育委員会との連携がより図られるようになってきています。

具体的には、個別のケースについて、必要に応じて情報共有、支援内容の協議等を行うことで、関係機関への働きかけ等の具体的な支援につながっています。定期的な場での協議ではないものの、その分自由度が高く、臨機応変に対応ができております。

また、教育委員会・福祉部局・関係機関に学校も加えた児童生徒に関わる関係者が一堂に会する場としては、個別のケース会議があります。こども子育て課からの出席要請に応じて、関係者が会議に参加し、情報共有を図ることで、現状把握が可能となり、具体的支援につながっております。

次に、学校に行けない児童生徒への必要な支援につながるよう、教育と福祉が連携して対応していくという現在の方向性を、今後どのように深化させていくお考えか、という御質問についてお答えいたします。

教育と福祉の連携については、現在、主に庁内の関係部局間や、行政と民間の関係機関によって図られているところです。

今後は、「学校」と「福祉」の連携についても、より深めることとし、併せて市教育委員会から学校に対して、効果的な情報提供を行い、多面的での連携を強化してまいりたいと考えます。

○議長（岩村龍男君） 肥山議員。

○肥山美緒君 学校と福祉の連携を強化していくという言葉をお聞きでき、とても心強くうれしく思います。

これまでの縦割りから分野を超えて協力し合う動きへと変わりつつあり、今はその過渡期で手探りの段階にあるとも伺っておりましたので、水俣市としての連携の方向性をこのたび改めて確認させていただきました。この動きが子供たちへの支援が途切れない形につながっていくことを

願っております。

先ほど答弁でもありましたように、福祉の分野にとどまらず、農林水産業や商工・観光など、子供たちのために何か力になりたいと考えておられる民間の団体や事業者、また個人の方々、いわゆる「子供たちの応援団」もたくさんいらっしゃいます。水俣市においては、「地域と共にある学校」にするための仕組みであるコミュニティ・スクールの導入もされております。

昔のように、「地域みんなで子供を育てる」姿を一つの理想としながら、私たち民間の力も頼っていただけるよう尽力いたしますので、地域みんなで水俣の大切な子供たちとその御家族を支えていければと思っております。

引き続きの御尽力をどうぞよろしくお願い申し上げます、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、潜在的な社会的孤立（ひきこもり状態）の方々への支援について、答弁を求めます。

中村福祉課長。

（福祉環境部福祉課長 中村俊彦君登壇）

○福祉環境部福祉課長（中村俊彦君） 次に、潜在的な社会的孤立（ひきこもり状態）の方々への支援について、順次、お答えします。

まず、潜在的な社会的孤立の方々について、現在どのように把握しているか、との御質問にお答えします。

ひきこもり支援は、水俣市生活困窮者自立相談支援事業として、水俣市社会福祉協議会に委託しております。その中で、令和4年度に、研修を受講した民生委員によって、ひきこもりに関する調査を実施したところ、支援対象者は14人でした。

研修の成果もあり、こうした一斉調査によらずとも、日頃から、ひきこもり支援対象者の把握について、民生委員と連携しており、令和7年7月時点での支援対象者は25人となっております。

しかし、令和4年に内閣府が行った調査結果によると、広義のひきこもり数は人口の約2%と推計されております。

そのため、本市においても引き続き、民生委員の協力を得ながら、様々な関係機関とも連携し、継続的な実態把握に努めてまいります。

次に、潜在層への支援が届きにくい要因をどのように分析しているか、との御質問にお答えします。

まず、支援者側の要因としては、「支援に関する情報発信の不足」などが挙げられます。

次に、御本人や御家族側の要因としては、「相談に行くことへの心理的な抵抗」や、「家族が周囲に相談しづらい」という状況であること、また、そもそも御自身が、「困っているという認識

を持っていない」などの要因が考えられます。

○議長（岩村龍男君） 肥山議員。

○肥山美緒君 御答弁ありがとうございました。

まず初めに、日頃から本市におけるひきこもり支援に御尽力いただいております社会福祉協議会の皆様、民生委員の方へ、心より感謝を申し上げます。

私も委託事業の一環であるひきこもり家族交流会に度々参加させていただいているのですが、ひきこもり当事者、またそれ以上に御家族の方々が大きな不安や孤独、後ろめたさを抱えながら日々を過ごしておられることを、私自身、現場でお話を伺う中で感じてまいりました。

よく支援の現場では、顔の見える関係性が大切と言われておりますけれども、それは大前提の話であって、本当に大切なのは、不安や孤独感などを共有できる、影の見える関係性だと私は思っております。

ですので、社協さんがされている取組は、真っ暗なトンネルの中にいる当事者を含む御家族にとっては本当に希望の光であると受け止めております。

その御尽力に、改めて敬意と感謝をお伝えしたいと思います。

今回、この「潜在的な社会的孤立」を取り上げた理由を御答弁を踏まえながら、お話しさせていただきます。

ひきこもりや社会的孤立は、外からは見えにくいまま進行してしまうことが多く、御本人や御家族が声を上げられないまま、長い時間が過ぎてしまうことがあります。

その結果、気づいたときには家族だけでは支え切れないほど深刻な状況になっている、そうした例が、全国でも報告されております。

先ほどの御答弁では、令和4年度の調査で14名、そして社協と民生委員さんの日頃の連携を通して、現在は25名が把握されているとのことでした。

丁寧な積み重ねにより、支援につながっている方が増えていることは、本市の大切な財産であると感じております。

ただ一方で、御答弁いただいたように、内閣府の調査では、15歳から64歳の約2%がひきこもり状態にあると推計されております。

この割合を本市の人口規模に当てはめると、およそ400名近くの方がひきこもり状態にある可能性がある計算になります。

さらに近年では、80代の親が50代の子供の生活を支える、いわゆる「8050問題」など、長期化・高齢化したひきこもりが、家計や介護、親亡き後の生活不安と結びつくことが、全国的な課題として指摘されております。

本市においても、こうした背景を抱えた御家族が一定数おられるのではないかと、私自身、課

題意識を持っております。

また、支援が届きにくい背景には、支援側の情報の発信不足や当事者側の相談すること自体への不安、御本人自身が「自分が困っている」と気づけていないなど、様々な困難があるとのことでした。

水俣だけに限らない、全国的なこうした現状を受け、国は令和6年に「孤独・孤立対策推進法」を施行し、自治体に対して、実態把握の継続、関係機関の緊密な連携、そしてアウトリーチ支援の推進を明確に求めています。

さらに、若者だけではなく、中高年や高齢者まで対象を広げた「世代横断型の支援」を地域で構築されることも、国の方針として示されています。

今はまさに、本市としても、この国の方針にしっかりと沿いながら、支援の入り口を広げ、孤立が固定化する前に手を差し伸べる体制づくりを、関係機関の皆様と力を合わせながら一層進めていく必要があると感じております。

そこで、2回目の1つ目の質問として、現在の支援・連携状況において、潜在層を支えるための縦割りを超えた連携は現在どのように進められているのかを、まずお尋ねいたします。

また、2つ目として、相談につながりにくい層、家族が抱え込む場合などについて、連携上の課題をどのように把握しておられるのか、併せてお尋ねいたします。

○議長（岩村龍男君） 中村福祉課長。

○福祉環境部福祉課長（中村俊彦君） 肥山議員2回目の御質問にお答えいたします。2点いただきました。

まず1点目の、現在の支援・連携状況において、潜在層を支えるための縦割りを超えた連携は、現在どのように進められているか、との御質問にお答えいたします。

現在、潜在的なひきこもりを支援するために、「ひきこもり支援プラットフォーム会議」を年に1度開催し、水俣市社会福祉協議会を中心に、福祉行政、地域包括支援センター、地区民生委員、水俣市公共職業安定所、水俣芦北圏域の就労支援事業所、水俣市教育委員会、医師会、障害者の相談支援事業所、及び市内福祉支援事業所など様々な関係機関が集まり、潜在化しているひきこもりの実態把握や、支援に関する情報共有などに取り組んでいます。

次に、2点目の、相談につながりにくい層、家族が抱え込む場合などについて、連携上の課題はどのように把握しているのか、との御質問にお答えいたします。

現在、多くの関係機関との会議や研修により、支援のための連携の強化を図っていますが、例えば、不登校児童・生徒に対する支援が義務教育終了後に途切れてしまう可能性があることから、御本人の社会的自立を見据えながら、切れ目ない支援の実施が求められています。

また、教育と福祉、福祉と医療といった、異なる分野それぞれにおける経験や知見があり、分

野間を橋渡しできるコーディネーター役を増やしていくことが課題であると考えております。以上でございます。

○議長（岩村龍男君） 肥山議員。

○肥山美緒君 御答弁ありがとうございました。

ただいまの御答弁により、多くの関係機関が連携しながら支援体制の構築に取り組んでおられること、そして、一方で、切れ目のない支援やコーディネーターの必要性など、今後の課題も見えてまいりました。

ここで、共有としてお伝えしておきたいことがございます。

潜在的なひきこもりについては、厚生労働省の調査やひきこもり家族会の実態調査などにおいて、医療機関につながったとしても、途中で受診が中断され、その後御家族だけで抱え込むことで、結果として孤立が深まっていくケースが少なくないことが指摘されております。

こうした背景を踏まえますと、例えば精神科医療機関が把握している受診中断に関する傾向データは、潜在層を早期に把握する上で一つの手がかりになり得るのではないかと考えております。個人情報を除いた匿名の統計データとして、どの範囲まで御協力いただけるかも含めて、定期的に共有できる仕組みを整えば、潜在層の全体像を少しでも的確に捉えることにつながり、本市の孤立予防や早期支援の充実にも寄与するのではないかと感じております。

また、私自身が特にお伝えしたいのは、「支援が重要である」ということに加えて、「どのように支援するのか」という支援方法そのものに、より丁寧な配慮が必要であるという点でございます。

ひきこもりが確認された際には、まず医療につなぐ対応が一般的であります。全ての方にとって医療が最適な選択になるとは限りません。医療や一時的な給付を必要とされる方を否定する意図は全くございませんが、場合によっては薬の副作用によって体調が悪化したり、給付に頼り過ぎてしまうことで、働く意欲や本来持っている力が損なわれてしまうことも指摘されております。また、支援の過程で、買物依存やアルコール依存といった別の課題が表面化し、より深刻化する例も見受けられます。

さらにつけ加えますと、近年、国が示している各種ガイドラインにおいても、ひきこもり支援は、「いきなり医療につなぐのではなく、まず信頼関係の構築と相談支援を重視すること」、そして「アウトリーチを強化すること」が基本方針として明確に位置づけられております。

この国の方向性とも照らし合わせても、医療一辺倒ではなく、多様で柔軟なアプローチを持つことが、今まさに求められているのだと受け止めております。

その参考として、少し紹介させていただきますと、大阪府豊中市では、ひきこもりや無業者等の若者に対して「若者支援総合相談窓口」を設け、まずは安心して相談できる入り口を整えた上

で、生活支援や学び直し、就労準備、医療など、複数の機関へ段階的につなげていくネットワーク型の支援を進めているとされております。

また、市のホームページ上では、ひきこもりに関する相談窓口や支援先が分かりやすく整理されており、「どこに相談すればよいか」が一目で分かるよう工夫されております。こうした「つながりの入り口づくり」と「相談先の見える化」の姿勢は、本市が支援の在り方を検討する際にも、大変参考になる視点ではないかと感じております。

以上のことを踏まえ、潜在層への支援としては、まず「入り口を広げる」ことが重要であると考えております。

水俣市においても、この「入り口を広げる」という点では、これまでも講演会や語りの場の開催など、ひきこもりに対する心のもった取組を続けてこられたことは重々承知しております。

一方で、支援の対象となる当事者の中には、家から出ること自体が難しく、参加したくても参加できない方がおられるという実情もあります。将来への不安や孤立感の中で、声にならないSOSを抱えながら日々を過ごしておられる方々のことを思うと、この問題を決して一部の人の特殊な課題として片づけてはならないと強く感じております。

そうした方々も含めて、支援の入り口を広げていくという観点から、当事者御本人も参加しやすい形での開催の在り方、例えばオンライン配信や少人数での分散開催などについて、本市として御検討いただければと考えております。

ここで、これからのさらなる積極的な支援の推進と、今後の方向性を改めて確認させていただくために、最後の質問に入らせていただきます。

質問の1つ目に、当事者・経験者による語りの場の開催について、若者に限定せず、全年齢の支援にも大きく役立つことから、ひきこもり状態の経験者、ピアや家族による講演会・語りの場の開催が考えられるが、支援対象者も参加できる形での開催を本市でも検討できないかお尋ねいたします。

そして2つ目に、若者・中高年・高齢者を問わず、今後、本市として、アウトリーチ支援を全世代に向けて積極的に進めていく方針があるか、について御答弁をお願いいたします。

○議長（岩村龍男君） 今別府福祉環境部長。

○福祉環境部長（今別府隆宏君） 肥山議員3回目の御質問にお答えいたします。

まず、若者に限定せず、全年齢の支援にも大きく役立つことから、ひきこもり状態の経験者や家族による講演会、語りの場を支援対象者も参加できる形での開催を本市でも検討できないか、との御質問でした。

本市では、これまでも「ひきこもり支援研修会」や「ひきこもり地域支援セミナー」において、ひきこもり経験者による講演会等を開催しておりますが、今後、同様の講演会を、支援が必

要な方に参加いただけるような工夫を検討した上で実施していきたいと考えております。

最後に、若者・中高齢者・高齢者を問わず、今後、本市として、アウトリーチ支援を全世代に向けて積極的に進めていく方針があるか、との御質問にお答えいたします。

現在も、ひきこもり問題は、制度のはざまの問題として捉え、世代や内容を問わず、断らない支援を心がけております。

その上で、アウトリーチ支援については、御家族や御本人からの支援に対する承諾が前提となりますので、今後も引き続き、プラットホーム会議等を通じて、関係機関との連携を深め、当事者だけでなく、家族全員と包括的に関わりながら、全世代に向けて積極的に支援を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、肥山美緒議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明日11日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は、9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時11分 散会

令和7年12月11日

令和7年12月第4回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

令和7年12月第4回水俣市議会定例会会議録（第4号）

令和7年12月11日（木曜日）

午前9時30分 開議

午前11時34分 散会

（出席議員） 16人

平岡 朱 君	杉 迫 一 樹 君	肥 山 美 緒 君
吉野 誠 君	杉 本 康 宏 君	森 川 武 治 君
木戸 理 江 君	岩 村 龍 男 君	高 岡 朱 美 君
藤 本 壽 子 君	小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君
真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君	田 口 憲 雄 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志 君）	主 幹（小路 幹雄 君）
主 任（森 ちひろ 君）	主 査（藤井 美樹 君）

（説明のため出席した者） 16人

市 長（高岡 利治 君）	副 市 長（小林 信也 君）
総務企画部長（梅下 俊克 君）	福祉環境部長（今別府 隆宏 君）
産業建設部長（柿本 英行 君）	教 育 長（蓑田 誠一 君）
病院事業管理者（坂本 不出夫 君）	上下水道局長（永田 久美子 君）
総合医療センター事務部総務課長（竹下 昭博 君）	総務企画部市長公室長（白本 亮 君）
総務企画部総務課長（赤司 和弘 君）	総務企画部財政課長（中村 優志 君）
福祉環境部環境課長（岩田 幸哉 君）	福祉環境部いきいき健康課長（草野 徹也 君）
産業建設部都市計画課長（榮永 哲久 君）	教育委員会事務局教育課長（設楽 聡 君）

○議事日程 第4号

令和7年12月11日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|----------------------------|
| 1 牧下恭之君 | 1 5歳児健診について |
| | 2 市営住宅の連帯保証人について |
| | 3 合併処理浄化槽補助について |
| | 4 多様な子どもが育つ環境づくりのための基金について |
| 2 木戸理江君 | 1 本市のスポーツ推進事業について |
| | 2 国保水俣市立総合医療センターの現状について |

(付託委員会)

- | | | |
|------------|--|--------|
| 第2 議第85号 | 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | (厚生文教) |
| 第3 議第86号 | 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | (厚生文教) |
| 第4 議第87号 | 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | (厚生文教) |
| 第5 議第88号 | 水俣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について | (厚生文教) |
| 第6 議第89号 | 水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | (総務産業) |
| 第7 議第90号 | 水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | (厚生文教) |
| 第8 議第91号 | 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について | (厚生文教) |
| 第9 議第93号 | 令和7年度水俣市一般会計補正予算(第6号) | (各委) |
| 第10 議第97号 | 令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号) | (厚生文教) |
| 第11 議第100号 | 令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算(第3号) | (総務産業) |
| 第12 議第103号 | 工事請負契約の変更について | (総務産業) |
| 第13 議第104号 | 工事請負契約の変更について | (総務産業) |

○本日の会議に付した事件

○議長（岩村龍男君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（岩村龍男君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者、岩田環境課長、草野いきいき健康課長、榮永都市計画課長、設楽教育課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 4 号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第 1 一般質問

○議長（岩村龍男君） 日程第 1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁時間を含まない 1 人 30 分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、おはようございます。公明党の牧下恭之です。

それでは、通告に従い、質問を始めます。

初めに、5 歳児健診について、質問いたします。

これについては、16 年前の平成 21 年 3 月議会より、4 回目の提案となります。

水俣市においては、3 歳 6 か月健診で発達に遅れのある子を、早期に発見することを重点的に考慮して進めてきました。そこでお尋ねいたします。

5 歳児健診について、市の見解についてお尋ねいたします。

次に、市営住宅の連帯保証人について、お尋ねいたします。

本市では、身寄りのない高齢者や、頼れる親族がいない単身の方が、市営住宅に入居を希望されても、連帯保証人がいないという理由で入居を諦めざるを得ない現実があります。住まいは生活の基盤であり、安心して暮らすための大切なよりどころです。私のもとにも、この問題に関する相談が複数寄せられてきます。中には、保証人が確保できないために入居を断念された方もおられます。

また、全国では、鹿児島県、大分県など、多くの自治体が、民間の家賃保証会社を活用するこ

とで、保証人を確保できない高齢者にも入居の道を開いています。そこでお尋ねいたします。

本市では、連帯保証人が確保できず入居ができないという相談は、これまでどの程度寄せられているのか、お尋ねいたします。

本市では、滞納額がない状況であると聞いています。これは大変すごいことであります。担当職員の皆様の日頃の取組の成果であると考えます。

しかし、全国的には、単身高齢者の増加や孤立化の進行に伴い、家賃滞納が急増している自治体も多く、今は滞納がなくても将来的なリスクは十分にあるというのが実情であります。特に、保証人を確保できない高齢者の増加は、滞納リスクの増加にも直結すると言われていています。そこでお尋ねいたします。

家賃滞納状況と市としてどのように分析しているのか、お尋ねいたします。

また、万が一、家賃滞納が発生した際に備え、どのような流れや手続で対応できる体制となっているのか、お尋ねいたします。

次に、合併処理浄化槽補助について、2025年3月末現在、水俣市10,958世帯のうち、くみ取り便槽2,162世帯という状況であります。

高度処理浄化槽への転換は水質改善には重要です。子供と孫が帰省しても、くみ取り便槽が怖いと言って、ホテルに泊まるとの話をよく聞きます。そうなると、行く行くは空き家になる可能性にもつながります。人口減少に向かうばかりであります。

なぜ、合併処理浄化槽に転換できないのか。くみ取り便槽から合併処理浄化槽には、72万2,000円の補助が出ています。しかし、転換工事には、130万円から150万円かかります。年金生活者の場合には、58万円から80万円の手出し負担には耐えられない状況であります。

また、撤去費、配管工事費の高騰を受け、実勢価格との乖離があります。

現在の補助額が実際の工事費に追いついておらず、市民負担が大きい現状を、市はどのように把握しているのか。改善の必要性をどう認識しているのか、お尋ねいたします。

以前は、市内業者加算があったが、なくなったのはなぜか、お尋ねいたします。

制度の利用促進のためにも、申請手続が分かりづらいという市民の声があります。手続の簡素化や支援体制強化に対する市の考え方をお尋ねいたします。

次に、多様な子供が育つ環境づくりのための基金について、水俣市では、スポーツキッズ基金が、大変有効に活用され、子供たちへの支援が広がっています。

一方で、運動が苦手な子供や障害のある子供にも楽しめる環境づくりが必要と考えます。

そこで、本市において、基金を用いて子供たちの活動を支援する制度にはどのようなものがあるか、お尋ねいたします。

基金の財源確保において、寄附をしやすい制度づくり、使途の見える化、寄附を生かす仕組み

をどのように確保しているか、お尋ねいたします。

従来対象とならないような、多様な子供たちを支えるための基金について、どのように考えるか、お尋ねいたします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、5歳児健診について、答弁を求めます。

草野いきいき健康課長。

（福祉環境部いきいき健康課長 草野徹也君登壇）

○福祉環境部いきいき健康課長（草野徹也君） 初めに、5歳児健診について、お答えします。

5歳児健診についての市の見解はいかがか、との御質問にお答えします。

国の通達によりますと、5歳児健診は、言語理解能力や社会性が高まる時期である5歳児に対し、幼児の健康の保持、増進を図ることに加え、社会性の発達並びに行動面の発達を評価し、発達障害の早期発見や適切な支援につなげることが目的とされております。

なお、5歳児健診は法定健診ではなく、市町村の判断で実施する任意健診として位置づけられています。

本市においては、5歳児健診と同様の目的で、3歳6か月児健診を実施し、その後、就学前まで保育園等や児童発達支援センター、教育委員会等の関係機関とフォローが必要な子供についての情報を共有し、対応の方向性を協議しながら、支援を実施していることや、小児科医師の確保が困難であるなどの状況から、5歳児健診は、実施しておりません。

また、現在、5歳児健診の広域実施体制の構築について、県が市町村を支援する動きもありますので、医師会等の関係機関と協議をしながら、今後、県の動向を注視してまいります。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 国は、小学校に入学する前の5歳児健診に、2024年から国の助成事業が始まりました。さらに、今年から発達障害の早期発見に有効として、5歳児健診の普及に向け、自治体への補助を引き上げました。さらに、子供を見る保健師等の研修費、健診を行う医師の養成に向け、医師会などの研修費、発達障害のある子供をサポートする保健師や心理士向けの研修費も新たに補助します。

それはなぜだと思えますか。5歳前後は、言語能力や社会性が高まる時期に当たります。言葉の遅れなどから、発達障害の特性を認知しやすく、就学前に適切な支援につなげることができるからであります。こども家庭庁は、2028年度までに全国での100%実施を目指しています。

国からの通達はどのようになっているか、お尋ねをいたします。

○議長（岩村龍男君） 草野いきいき健康課長。

○福祉環境部いきいき健康課長（草野徹也君） 牧下議員2回目の御質問にお答えいたします。

国からの通達はどうなっているか、というような御質問でございました。

国は、5歳児健診の実施に係る財政的な支援として、令和6年2月に5歳児健診への国庫補助に関する通達を発出されております。令和6年12月には、国補助の増額に関しての通達を受けております。

また、技術的な支援として、5歳児健診を実施する際のマニュアル等も示されております。

令和7年5月には、5歳児健診の実施体制を整備するための支援として、都道府県による市町村等への広域支援や市町村による専門職確保や研修に係る費用等の国庫補助について通達を受けているという状況でございます。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 5歳児健診は、発達障害を含む発達の遅れや異常を早期に発見し、早期に適切な支援を行うための重要な機会となります。全国的にも、早期発見によって学習や社会生活での子供の成長や学校生活の支障を最小限に抑えることができるという成果も報告されております。支援によって、不登校が減少したとの調査結果もあります。また、早期に支援を受けた子供は、後の生活で障害を軽減できる可能性が高く、長期的には社会的・経済的負担の軽減にもつながると言われております。

例えば、東京都や福岡市では、発達障害の早期発見と適切な支援が、治療や特別支援教育に関わる費用を大幅に削減したという報告もあります。

5歳児健診は、発達障害や発達の遅れを早期に発見し、適切な療育や支援ができます。子供一人一人の発達状況を把握することで、学校生活や社会での自信を持てるよう支援ができます。発達に応じた専門的な支援が可能となり、将来的な教育や生活における困難を減少させることができます。このように、多くの成果が報告をされています。一人の人生に大きく関わってまいります。

水俣の市民の生きがいのある人生を築くために、水俣市でも、このような社会的・経済的な効果を踏まえた5歳児健診の導入を検討すべきではないか、お尋ねをいたしまして、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 今別府福祉環境部長。

○福祉環境部長（今別府隆宏君） 牧下議員3回目の御質問にお答えします。

社会的・経済的な効果を踏まえた5歳児健診の導入を検討すべきではないか、との御質問でした。

早期に発達の遅れ等を発見し、適切な支援につなげることは大変重要であると理解をしております。

そのための体制としましては、今後も各乳幼児健診の継続フォローや、関係機関と連携した早

期発見、早期支援の体制を継続してまいります。

5歳児健診の導入につきましては、医師会等の関係機関と協議をしながら、県の支援の動向を注視してまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、市営住宅の連帯保証人について、答弁を求めます。

榮永都市計画課長。

（産業建設部都市計画課長 榮永哲久君登壇）

○産業建設部都市計画課長（榮永哲久君） 次に、市営住宅の連帯保証人について、順次、お答えします。

まず、本市では、連帯保証人が確保できず入居ができないという相談は、これまでどの程度寄せられているのか、との御質問にお答えします。

本市におきましては、市営住宅の入居に際して、水俣市営住宅条例等に基づき、連帯保証人を2人確保いただいておりますが、連帯保証人を確保できないという御相談の件数は、令和7年11月末現在で1件です。

なお、その1件の御相談に当たり、入居希望者に生活状況等の聞き取りを行ったところ、速やかな住宅の提供が必要な状況にあることを確認しましたので、水俣市営住宅条例に規定する「特別の事情があると認める者」に該当すると判断し、連帯保証人1人で入居いただいております。

次に、家賃滞納の状況と市としてどのように分析しているのか、との御質問にお答えいたします。

本市における家賃滞納の状況につきましては、令和3年度以降、年度単位での滞納はございません。

本市としましては、入居者の皆様に、家賃等の納付について御理解いただいているとともに、生活状況に心配な点が見受けられた場合に、現場確認等を行い、必要に応じて関係機関と連携して対応する等、入居者の皆様に寄り添いながら改善に取り組んできたことが、確実な家賃納付につながっているものと分析しております。

次に、万が一、滞納が発生した際に備え、どのような流れや手続で対応できる体制となっているのか、との御質問にお答えします。

先ほど答弁しましたとおり、年度単位での滞納はございませんが、月単位で見ますと、納付の遅れが見受けられる入居者もおられます。

本市では、市営住宅の家賃は、月末までに当月分を納付いただくこととなっておりますが、納付の遅れが確認された場合は、速やかに連絡し、納付を促しております。

また、納付の遅れが多く見られる入居者につきましては、生活状況の聞き取りにより、根本的な原因を確認するとともに、具体的な納付計画を立て、明確に約束いただく等、再発防止を図る

体制となっております。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 ほかの自治体では、少子高齢化や核家族化の進行を背景に、公営住宅の入居時に、身寄りのない住宅困窮者が、連帯保証人を確保できない事例が出ているとのことで、保証人に代わる保証の仕組みとして、家賃保証会社の導入が進んでいます。

家賃保証会社の導入に伴うメリット及びデメリットはどのようなものが考えられるか、お尋ねをいたします。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 牧下議員の2回目の御質問にお答えします。

ほかの自治体では、連帯保証人に代わる保証の仕組みとして家賃保証会社の導入が進んでいるが、家賃保証会社の導入に伴うメリット・デメリットはどのようなものが考えられるか、との御質問でした。

家賃保証会社の導入のメリットとしましては、滞納リスクの軽減や、滞納家賃の督促、収納業務の効率化、連帯保証人の確保が不要であることにより入居しやすくなることなどが挙げられます。

また、デメリットとしましては、入居者が入居時及び更新時に、家賃保証会社に保証料を支払う必要があること、滞納に伴う立替払いが発生した場合、入居者が別途、手数料を支払う必要があること、滞納による信用リスクが発生する可能性があること等が挙げられます。以上です。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 公営住宅の入居者の保証人の取扱いについて、国からの通知が発出され、基本的な方向性として、保証人の確保を前提とする取扱いから転換することが示されております。

市として、家賃保証会社の導入について、どのような考えを持っているか、お尋ねして、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 牧下議員の3回目の御質問にお答えします。

市として、家賃保証会社の導入について、どのような考えを持っているか、との御質問でした。

議員御指摘の通知は、「住宅に困窮する低所得者に住宅を提供するという公営住宅の目的を踏まえ、保証人の確保が困難であることを理由に入居できない事態が生じないよう、保証人の取扱いを検討すること」について、令和2年2月に発出されたものと承知しております。

この通知では、保証人を要する場合に極度額の設定が必要であることや、入居希望者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合、保証人の免除を行うこと、緊急連絡先の登録をもって

入居を認めるなど、住宅困窮者の居住の安定への特段の配慮を求めることなどが示されています。

本市としましては、家賃保証会社の導入に一定のメリットはあるものの、低所得者の経済的負担の増加につながるほか、年度単位での滞納がないこと、緊急時の安否確認や生活状況の改善などにおいて、連帯保証人が有効に機能していることから、現時点では、導入が必要な状況にはないと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、合併処理浄化槽補助について、答弁を求めます。

岩田環境課長。

（福祉環境部環境課長 岩田幸哉君登壇）

○福祉環境部環境課長（岩田幸哉君） 次に、合併処理浄化槽補助について、順次、お答えします。

まず、現在の補助額が実際の工事費に追いついておらず、市民負担が大きい現状を、どのように把握しているのか。改善の必要性をどう認識しているのか、との御質問にお答えします。

合併処理浄化槽補助金には、浄化槽本体工事に係る補助基本額と、既存施設の撤去工事及びトイレ以外の水回りに配管する宅内配管工事に係る加算額があります。

補助基本額は、一般的な区分である5人槽の場合、33万2,000円であり、撤去工事の加算額は、くみ取り槽の場合は9万円、単独処理浄化槽の場合は12万円、また、宅内配管工事の加算額は30万円をそれぞれ上限としております。

令和8年度からは、撤去工事及び宅内配管工事の加算額がそれぞれ3万円増額することが環境省から通知されておりますので、今後の補助額の増加等、国の動向を注視してまいります。

次に、市内業者加算が、なくなったのはなぜか、との御質問にお答えします。

市内業者加算は、くみ取り便所等からの転換を促進することを目的に、平成23年度に導入し、令和2年度で廃止しております。導入後の5年間は設置件数が増加したものの、その後5年間は導入以前の実績を大きく下回り続けました。

そのため、令和3年度から宅内配管工事費を対象とした新たな加算を創設したところです。

次に、制度の利用促進のための、手続の簡素化や支援体制強化に対する市の考え方はどうか、との御質問にお答えします。

申請手続については、ほかの補助金と比較しても特に煩雑ではないものと考えております。市民から直接、申請の手続について簡素化してほしいとの問合せ等はありません。

今後、市民から手続についての問合せがあった場合は、丁寧に対応してまいります。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 環境省から、令和8年度より撤去工事及び宅内配管工事の加算額をそれぞれ3万円

増額が決定したことは本当に喜ばしいことでもあります。

さらに水俣市の地域経済を考えるなら、市内業者を利用した市民に対する市内業者加算を設けるべきであると思います。地元業者を利用することで、地域経済が循環し、雇用維持にもつながります。水俣市が掲げる地域活性化の方針と合致するはずであります。

市内業者加算導入を検討できないか、お尋ねをいたします。

○議長（岩村龍男君） 今別府福祉環境部長。

○福祉環境部長（今別府隆宏君） 牧下議員2回目の御質問にお答えします。

水俣市の地域経済を考えるのであれば、市内業者を利用した市民に対する市内業者加算を設けるべきである。地元業者を利用することで地域経済が循環し、雇用維持にもつながる。導入を検討できないか、という御質問でした。

合併処理浄化槽設置補助に対する市内業者の利用割合は、市内業者加算を設けている期間の中で、市内業者の利用割合が最も高かった平成24年度の81%と比較して、令和6年度は80%、令和7年度は86%程度と高い水準を維持しておりますので、今後の推移を見守っていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 現在、くみ取り便槽の場合、72万2,000円の補助を頂いておりますが、市民負担は依然70万円前後と重く、高齢者世帯では設置自体を断念する状況が生まれております。このままでは未整備のまま放置され、将来の空き家化や環境悪化につながり、結果として市全体の負担が大きくなるおそれがあります。早い段階で補助を拡充し、市民が設置できる環境を整えることこそ、最終的には市の財政負担を軽減し、市民の利益になると考えます。

つきましては、対象を限定した形でも構いませんので、負担軽減策の検討を要望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、多様な子どもが育つ環境づくりのための基金について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、多様な子どもが育つ環境づくりのための基金について、順次、お答えします。

まず、本市において、基金を用いて子供たちの活動を支援する制度にはどのようなものがあるか、との御質問にお答えします。

本市におきまして、基金を活用して子供たちの活動や学びを支援する制度には、目的に応じた複数の基金がございます。

まず、こども施策全般を対象とする「水俣市こども基金」があり、こども施策や次世代育成支援に関する幅広い事業の財源となっております。

スポーツ分野につきましては、「スポーツキッズサポーター基金」により、スポーツ大会出場の奨励金、キッズスポーツクラブへの支援、顕彰事業などを行っております。

また、教育機会の保障としては、「松本眞一同朋奨学基金」及び「水俣市奨学基金」があり、経済的理由により就学が困難な生徒への奨学金の給付や貸付けのための財源として活用しております。

さらに、文化・芸術分野では、「水俣市文化振興基金」により、文化事業や大会出場、顕彰事業などを通じて、市民や児童の文化活動を支援しております。

このように本市では、スポーツ・文化・教育など、多様な分野の基金を活用し、子供たちの成長を総合的に支援しているところです。

次に、基金の財源確保において、寄附をしやすい制度づくり、使途の見える化、寄附を生かす仕組みをどのように確保しているか、との御質問にお答えします。

まず、財源の確保につきましては、水俣市ふるさと大好き寄附条例を改正し、ふるさと納税の使途に新たに「こども施策に関する事業」を追加しております。

これにより、寄附をされる方が「子供への支援に役立ててほしい」という意思を明確に示して寄附できる仕組みが整ったところです。

また、使途の見える化としては、事業ごとの寄附充当状況や事業成果の公表、ホームページ等での寄附メニューの明確化、寄附者への報告体制の整備など、寄附が子供たちのためにどのように生かされているかを分かりやすく示す取組を進めてまいります。

次に、従来対象とならないような、多様な子供たちを支えるための基金について、どのように考えるか、との御質問にお答えします。

水俣市こども基金においては、「こども施策に関する事業」、「次世代育成支援に関する事業」という、非常に幅広い事業を対象に掲げております。

このため、従来の制度では支援対象とならなかった多様な背景を持つ子供や家庭への支援についても、必要に応じて基金事業として位置づけ、柔軟に対応できる枠組みとなっております。

今後は、「子供の居場所づくり」、「社会参加の推進」など、多様なニーズを丁寧に把握しながら、基金の趣旨に沿った事業の充実を検討してまいります。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 こども基金の目的として、運動が苦手な子供も楽しめる活動環境づくり、障害のある子供向けの用具・支援員配置、得意分野を伸ばす備品の提供・音楽・美術・科学などが想定されますが、具体的支援対象事業としてどのようなものが考えられるか、お尋ねをいたします。

既存の基金・支援等との連携、相互補完等についてどう考えるか、お尋ねをいたします。

○議長（岩村龍男君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 牧下議員 2 回目の御質問にお答えします。2 点お尋ねがございました。

まず 1 点目、こども基金の使途の案につきまして、御提案がありました。その中で、市として具体的支援対象事業として、どのようなものが考えられるか、とのお尋ねにお答えします。

こども基金を活用して実施している具体的な取組につきましては、従来制度では十分に支え切れなかった、子供たちの多様なニーズに対応できる事業等を考えております。

具体的な事業実施の枠組みにつきましては、関係する皆様方の御意見などを伺いながら、現在、検討を進めているところです。

次に、2 点目の基金・支援等の連携、相互補完等についてどう考えるか、とのお尋ねにお答えします。

こども基金を運用するに当たりましては、まずはほかの基金や補助制度で対応できるものは、それらを優先して活用することを基本としております。

その上で、こうした制度では埋めきれない部分や、制度の隙間にある子供たちのニーズについて、こども基金により柔軟に補完してまいりたいと考えております。答弁以上です。

○議長（岩村龍男君） 牧下議員。

○牧下恭之君 企業等からも「自分の子供が運動を苦手としており、支援の基金があれば寄附をしたい」という声が上がっています。

企業等からの寄附の意思が具体的に出ている今、市として試行的な基金運用やモデル事業を始める予定はあるか、お尋ねをいたします。

長期的には、多様な子供たちが育ち、将来水俣に戻りたくなるまちづくりにつながる施策が期待されます。

こども基金をその大きな柱として位置づけ、総合的な子供支援政策として推進する考えはあるかをお尋ねいたしまして、全ての質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 牧下議員の 3 回目の御質問にお答えします。

まず 1 点目、企業等から寄附の意思が具体的に出ている今、こども基金について、試行的な基金運用やモデル事業を始める予定はあるか、とのお尋ねでした。

企業等から寄附の御意向が示されていることにつきましては、大変心強いことであり、市としても大きな励みとして受け止めております。

今後、寄附者にも納得していただけるよう、意向を踏まえた事業スキームを検討し、こども基金の中で適切に活用してまいりたいと考えております。

次に2点目、こども基金を、子供たちが、将来水俣に戻りたくなるまちづくりにつながる施策の大きな柱として位置づけて、総合的な子供支援政策として推進する考えはあるか、とのお尋ねでした。

本市では、こども基金を、国が進める「こどもまんなか」の考え方に沿った、子供支援の大切な柱として位置づけております。

今後、子供や現場の声、寄附者の思いをしっかりと受け止めながら、事業の組立てを丁寧に進めていくことが何より大切だと考えており、その部分に力を入れて取り組んでまいります。

そして、将来水俣に戻りたいと思えるまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。答弁以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、10時20分まで休憩します。

午前10時6分 休憩

午前10時20分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、木戸理江議員に許します。

（木戸理江君登壇）

○木戸理江君 皆さん、おはようございます。真志会の木戸理江です。

今、1階のロビーに、いきいき健康課・食育推進協議会による展示物があります。

その中で、市内全ての学校に呼びかけて集められた「令和7年度健康づくり作品野菜をつかった料理」は、夏休みの宿題として、日常の中での野菜を使った食事メニューを子供たちが提案し、実際に作っている料理を紹介してあります。アイデア満載ですばらしいものばかりです。この後も参考にしたいので、これは冊子になればいいなと思っているところです。

さて、国会でも予算委員会が始まっています。

これまで以上に注目を集めている国会ですが、女性初の総理大臣の注目度は皆様御存じのとおりです。これまで男女平等や女性の活躍推進をしっかりと訴えてきた方々は、女性である高市首相が、この国の政治のトップとなられた姿を、さぞ誇らしく見ておられることでしょう。

個人的には、男女関係なく、努力する人が報われるべきと思っていますし、これまでできなかったことが実現できたら、その成果は、男女関係なく、みんなでたたえ合って喜ばばいいじゃない、と思っています。

男性には男性の、女性には女性の、得意な分野があり、足りないところを補えばよいです。

今の高市政権を見ていると、男女関係なく、それぞれの持ち味を生かした業務を、それぞれの

皆さんが信頼関係を持ってお仕事をされていると感じます。

自分たちができなかったことを棚上げて、遠くでいろいろ言うのは誰でもできますが、ここまで国民の関心度と支持率を上げる首相を、私は応援したいと思いますし、それは高市首相が女性だからというわけではありません。

頑張る人と頑張ってきた人へのリスペクトは当たり前だと思います。

私も、女性だから、ということは関係なく、働いて働いて働いてまいりたいと思い、以下、通告に従い、質問いたします。

大項目 1、本市のスポーツ推進事業について。

①、これまでの大規模なスポーツ大会・合宿の誘致の実績や、主催者・参加者からの評価はどのようなものがあるか。

また以前から、宿泊施設の不足や食事の確保等の課題が挙げられているがどのようなになっているか。

②、本市でのニュースポーツの推進のために、どのような取組を行っているか。

③、スポーツ施設の詳細と現状について、総合体育館の空調整備により利用に変化があったか。また、その反応はどうか。

④、第八次水俣・芦北地域振興計画の重点施策にサイクルツーリズムの推進とうたっているが、本市でのサイクルツーリズム推進の現状はどうか。

大項目 2、国保水俣市立総合医療センターの現状について。

①、今は医療機器の性能や医療技術がめざましく進歩しているが、医療センターで活用している最新の設備や高度な医療技術はどのようなものがあるか。それに伴うドクターの配置や医療従事者のスキルアップも求められると思うが、現状はどうか。また、ICT活用推進の現状はどうか。課題はあるか。

②、メグセンターの役割について、設置してある脳磁計とMRIは何ができるのか、検査方法と、その環境や体勢・費用負担はどのようなものか。また、検査についてどのように評価されているか。あわせて、MRIはメグセンター受診に限らず医療センターの受診者でも利用していると思うが、現在の稼働状況はどうか。

③、以前の質問で、市内各地域からの利用者への対応としてたまり場を設けることや、SNSの活用など提案をしたが、その後利用者増、収益増に向けて努力した取組はどのようなものがあるか。

最近では健康教室等でUD eースポーツや音楽レクリエーションなども注目されており、待ち時間の解消や介護予防で取り入れることはできないか。あわせてスポーツのリハビリや錬成プランで医療センターで提案できることはないか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 初めに、本市のスポーツ推進事業について、答弁を求めます。

柿本産業建設部長。

（産業建設部長 柿本英行君登壇）

○産業建設部長（柿本英行君） 初めに、本市のスポーツ推進事業について、順次、お答えします。

まず、これまでの大規模なスポーツ大会・合宿の誘致の実績や、主催者・参加者からの評価はどのようなものがあるか。

また以前から、宿泊施設の不足や食事の確保等の課題が挙げられているがどのようになっているか、との御質問にお答えします。

令和3年12月のスポーツコミッションの設立以降、エコパーク水俣での実績として、ソフトボール国内最高峰の「日本男子ソフトボールリーグ熊本大会」や「九州ガールズソフトボールリーグ大会」が開催されました。

フライングディスク競技では、アルティメットやディスクゴルフ大会、個人総合選手権大会には、国内のみならず、海外からの選手も出場され、盛り上がりを見せました。

ソフトテニスでは、九州内の大学生や高校生による数々の大会や合宿が開催されています。

また、空調設備が導入された総合体育館の実績として、九州内の高校男子バレーボール大会や合宿が開催されました。

これまで、エコパーク水俣や総合体育館において多くの大会・合宿が開催されており、年々増加傾向にあります。

それらの主催者、参加者の評価として、エコパーク水俣のソフトテニスコートは16面、ソフトボール場は4面が確保できること、また、多目的に利用できる潮騒の広場は、スポーツ施設としてのポテンシャルを高く評価いただいております。

さらに、駐車場を多く有していることや、行き届いた芝生の管理について、評価される主催者・参加者も多く見られます。

総合体育館においては、空調設備が大小アリーナに整備されていること、バレーボールのアウトコートが広く使えてよいといった評価があります。

本市へのアクセス面では、九州内から集まりやすいといった意見を頂いております。

課題である宿泊施設の不足につきましては、一部の宿泊施設で、受入れが困難となったことから、市内での宿泊が難しい状況となっておりますが、さきの新聞記事にもありました、民間事業者による、市内の遊休施設を利用した合宿施設の整備の動きがあっていることから、今後の受入れ拡大に期待しているところです。

また、市内には、夕食や朝食の提供をされない宿泊施設が多く、宿泊の際の食事の確保も課題となっており、これまで、昼食の弁当対応に加え、朝、夕の提供ができるお店の紹介を行っています。

今後は、学生の団体等の受入れができるような市内飲食店の紹介を行えるよう、関係事業者との連携の取組も行ってまいります。

次に、本市でのニュースポーツの推進のために、どのような取組を行っているか、との御質問にお答えします。

本市では、市民へのニュースポーツの推進の取組を、委員35人で構成される水俣市スポーツ推進委員協議会と、連携しながら行っております。

地域や学校などからの要請により、実施する出前教室では、モルックやペタンク、公式ワナゲなどの種目を体験いただくなど、令和6年度実績は、計6回、443人の参加がありました。

また、市スポーツ推進委員協議会が主催し、ペタンク大会やモルック大会を年に各1回開催しており、令和6年度は、2大会合計で124人の参加がありました。

そのほか、令和5年度、6年度には、市の主催で、県モルック協会の協力を得て、モルック大会を開催し、令和5年度が約300人、令和6年度が約170人の参加がありました。

近年、市モルック協会も設立されるなど、取組の成果が上がっております。

次に、スポーツ施設の詳細と現状について、総合体育館の空調整備により利用に変化があったか。またその反応はどうか、との御質問にお答えします。

水俣市立総合体育館の空調設備は、2階大アリーナを令和6年3月、3階小アリーナを令和7年3月に整備しました。

これにより、「天皇・皇后杯バレーボール大会熊本県ラウンド」や県内工業高校のハンドボール大会、高校バレーボールや空手道の合宿など、新たな大会や合宿が開催され、さらなる新規の大会などの検討も行われております。

また、他会場から総合体育館に変更し、開催された大会もあり、熱中症を心配することなく、大会の運営が可能となりました。

平日の練習などでの利用においても、子供たちが集中してプレーできるようにと、空調設備を利用される団体もおられます。

利用いただいた皆様には、「メインアリーナ、サブアリーナともに、整備されている施設は少なく、両アリーナを使い、大規模な大会も開催できる」、「大会・合宿での利用により、空調設備の使用料が半額になる支援はありがたい」、「風が吹かない空調システムであり、バドミントン種目の大会も、水俣で開催してほしい」といった意見を頂いております。

次に、第八次水俣・芦北地域振興計画の重点施策にサイクルツーリズムの推進とうたっている

が、本市でのサイクルツーリズム推進の現状はどうか、との御質問にお答えします。

令和3年度に、熊本県が中心となり、八代市、水俣・芦北管内の自治体、その他関係機関によって構成される「八代、水俣・芦北地域サイクルツーリズム推進協議会」が設立され、地域が有する八代海の景観を楽しめる海岸線や、アップダウンの激しい山間部など、恵まれた自然を活用し、初心者から上級者のサイクリストが訪れやすい地域を目指し、様々な取組が行われております。

地域内に4つのサイクリングコースを紹介したサイクリングマップには、そのコースの高低差や観光地、特産品が紹介されており、マップを片手に訪れるサイクリストを楽しませ、地域の魅力を味わうことができます。

また、道路上の安全な通行を促すため「矢羽根」の設置や、事業所によるレンタサイクル及び荷物の預かりサービス開始により、自転車を気軽に利用できるための環境整備なども行っております。

地域の海の幸や山の幸を楽しむことができるサイクリングイベント「おれんじシーサイドライド」は、昨年は155人が参加しました。

本市においては、市の経済観光戦略課、スポーツ推進課、土木課が連携し、市内での取組推進や、イベントへの開催協力に加え、市内の関連事業者と共にサイクリストの受入れやSNSを活用したPRなどを積極的に行っています。

○議長（岩村龍男君） 木戸議員。

○木戸理江君 昨年度、初めて開催されたみなまたスポーツフェスタは、多くの子供たちの参加が見られました。

そこでまず質問します。

開催内容や当日の状況などを振り返って、スポーツ推進の目的である次のステップに結びついていたか、お尋ねします。

また、昨年と比べて本年度はどうでしたか、あわせて本年度改善したことや、次年度以降の課題があればお聞かせください。

続いて、ニュースポーツ関連では、モルックやペタンクが紹介されました。

私どもも、今年3月に開催されたモルック大会に数名の議員で参加しました。

当日は、市内だけでなく、八代や熊本からも多くの参加者があり、年齢層も広く、チーム編成も多様でした。

競技自体は、ボウリングのように整列させたピンを、同じような重さの木の棒を投げ、倒すという簡単なものなのですが、倒し方や倒した本数・位置によって点数が変わるので、技術だけでなく、運のよさや偶然というのも影響してきます。

そのため、小さい子供でも高齢者でも、ゲームに勝つ可能性が高い楽しみがあります。

実際に私どもは、熊本から参加の小さな男の子とお父さんのペアに、あっさり負けてしまいました。

また、私どものチームリーダーは、隣で試合をしていた大学生らしき女子チームに、水俣の特産や見どころをいろいろ紹介しながら、ゲームの粋も、対戦場所すらも超えて、楽しそうに交流していました。

このように、市外からの参加者も多く、本市のPRにも役立つと思うのですが、今後の開催予定はあるか、お尋ねします。

あわせて、答弁の中に、公式ワナゲという言葉がありました。どのようなもので、実際に市民が既に体験しているものなのか、また、今後体験できるような予定があるか、お尋ねします。

続いて、空調設備についてお尋ねします。

今、総合体育館は、安心安全快適に利用できるようになっていますが、武道館の利用者からも、武道館への空調整備の要望が出されたと聞きました。

同じように設置するとなれば、多額の費用と工事期間が見込まれます。

そこでもし、武道館に実際に空調設備を設置するとしたら、どの程度の費用が見込まれるでしょうか、お尋ねします。

私も武道館を利用しており、期待しているところですが、建築当初に遡って、今さらなのですが、神棚の正面に柱があることに違和感を覚えています。

もし空調設備の工事が実現するとしたら、ここの改修もぜひ視野に入れていただきたく、これは要望といたします。

おしまい、サイクルツーリズムの件ですが、金子国土交通大臣も、自転車活用推進議員連盟の幹事長であり、サイクルツーリズムを推進しておられます。

先日も、超党派の国会議員で構成する、自転車活用推進議員連盟の年末総会が開かれ、その中で、令和7年度予算の重点項目と、第3次自転車活用推進計画案が議論されました。

「B i c y c l e C l u b」のホームページによりますと、「自転車交通の役割拡大による、地域の良好な移動環境の形成、地域公共交通計画との連携も含め、自転車を地域の足として位置づけ直す」というものや、「サイクルツーリズム等の推進による観光・地域活性化の推進、サイクルツーリズムの拡大や『V e l o c i t y』関連の情報発信など、地域の魅力を走りながら体験する文化の定着を図る」という方針が明らかになりました。

熊本県内でも、ツール・ド・九州のコースとして阿蘇が使われたり、マウンテンバイクやロードバイク人口も増えてきています。

実際に2年前から「くまもと★みなみ おれんじシーサイドライド」が開催され、本市と八代

市を結んで、両方向から出発・ゴールとなる約70キロのサイクルイベントがあり、大臣も八代会場で参加されています。

そこで質問します。

これからも、さらなるサイクルツーリズムの推進を目指し、本市の山間地を活用することで、そのフィールドとして生かす考えはないかお尋ねして、2回目の質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 木戸議員の2回目の御質問にお答えします。質問は、4点ありました。

まず1点目が、昨年度、初めて開催したみなまたスポーツフェスタは、多くの子供たちの参加が見られたが、スポーツ推進の目的である次のステップに結びついていたのか。

また、本年度改善したことや、次年度の課題はどのようなことがあるか、との御質問にお答えします。

みなまたスポーツフェスタは、市スポーツ協会に加盟する種目団体や、キッズスポーツクラブに協力を頂き、20種類を超える種目を一度に体験でき、ステージイベント等も楽しめるイベントとして、令和6年度に初めて開催し、今年度で2回目を迎えました。

前回に引き続き、未就学児から小中学生を中心に、多くの来場を頂きました。

本イベントは、スポーツを始めるきっかけや、なかなか触れることのない種目を実際に体験することで、子供たちの選択肢を広げることを目的の一つとしておりますが、令和6年度、令和7年度ともに、イベントの開催後は、一部の種目において、キッズスポーツクラブへの見学や加入が増加したといった報告を頂いております。

令和6年度、初めての開催ということもあり、駐車場や飲食店が不足していたことから、令和7年度は、駐車場の拡大と、飲食店を増やし、かつ提供を頂く数を増やしていただくといった対応を行いました。

次年度の課題につきましては、みなまた競り舟大会や、市民駅伝大会と並ぶ三大イベントとして、スポーツに気軽に親しんでもらうために、幅広い世代の方々に、お越しいただけるような工夫や取組が必要であると考えております。

次に、2点目です。

モルックは市外からの参加も多く、本市のPRにも役立つと思うが、今後の開催予定はあるか。

また、あわせて、公式ワナゲとはどういうもので、実際に市民が体験しているか、今後体験できる予定はあるか、との御質問にお答えします。

モルック大会の開催については、市スポーツ推進委員協議会が、12月7日、日曜日に大会を開

催したところであり、今後も年1回、開催を予定しております。

また、公式ワナゲは、縦・横・斜めの数字の合計が15になるように、1から9まで数字が割り振られているワナゲ台に向かって、2メートル離れた距離から、9本のリングを続けて投げ、入った輪の結果で得点を計算します。1列に入ること、得点を上乘せするといったルールがあり、少人数から大人数でもお楽しみいただけます。

スポーツ推進委員による出前教室や地域行事などの中で、既に多くの方々に体験いただいております。

今後も、出前教室や公式ワナゲの用具の貸出しも行っておりますので、市民の皆様にご体験いただきたいと考えております。

3点目です。

武道館利用者からも空調整備の要望が出されたと聞いたが、実際に設置するとなれば、どの程度の費用が見込まれるか、との御質問にお答えします。

武道連盟からの要望を受け、武道館への空調設備の整備について見積りをお願いしましたところ、室内機・室外機本体や、配線・配管工事、それらの設置に係る屋内外の足場設置などの工事費のみの概算で約1億2,000万円の見積結果でありました。

そのほかにも、武道館の吹き抜けとなっている構造や、近年の物価高騰、実施設計などが別途必要になることを考慮すると、さらに工事費が大きく膨らむこととなります。

また、大規模な工事となるため、長期間の工事期間が必要であり、その間、武道館の利用停止も想定されます。

4点目です。

国土交通大臣も、自転車活用推進議員連盟の幹事長であり、サイクルツーリズムを推進。ツール・ド・九州をはじめ、マウンテンバイクやロードバイク人口も増えてきています。

本市の山間地を活用し、サイクルツーリズムのフィールドとして生かす考えはないか、との御質問にお答えします。

先ほど答弁しました八代、水俣・芦北地域サイクルツーリズム推進協議会で作成しております地域内の4つのサイクリングコースの中にも、山間部を活用した「水俣・芦北山間部ルート」が含まれていますので、サイクルツーリズムのフィールドとして、山間地の活用も考えております。以上です。

○議長（岩村龍男君） 木戸議員。

○木戸理江君 先日、水俣市しょうがい者スポーツレクリエーション大会が開催され、2つの競技が中心に行われた横でUD e スポーツのコーナーがありました。

障害のある方も、小さな子供も、高齢者も、初めてチャレンジするゲームに大勢の人が楽しん

でいました。

次回以降のスポーツフェスティバルで会場の一角にコーナーができれば、付添いの保護者や小さい子供たちや高齢者も気楽に参加できるのではないかと期待して、これは要望といたします。

公式ワナゲについては、よく分かりました。

先日の老人会連合会の運動会でも行われたものと思います。

ルールも細かく決められているようですが、地域のレクリエーションなどで、地域ならではの状況に沿ったルールとかができてもいいと思います。

大事なのは、みんなで集まって体を動かし、笑い合うことだと思います。

武道館の空調設置・整備については、武術では大抵厚く重たい道着を着用し、剣道などはその上に防具もあります。

このところの異常気象で大変な暑さを我慢しなくてはなりませんし、できれば今後、武道館を使って、県や国レベルの大きな大会が開催できればという夢もあります。

あわせて、武道館は、避難所としても指定されていることから、スポーツだけでなく、利用者が安全に快適に利用してもらうためには、必要と思われるので、ぜひ設置の検討をお願いしたいと思い、これも要望といたします。

最後に、サイクルツーリズムについて、年明け2月には、第3回目のくまもと★みなみ おれんじシーサイドライドが計画されており、今回は八代スタートで水俣ゴールの1本のルートになり、200名の参加者が予定されています。

これは、不知火海沿岸の道路をスポーツサイクルで駆け抜けるイベントですが、レースではありません。能力に応じて、それ相応のスピードを出せるライダーもいますが、安全走行が最優先のルールです。

競争し合ったり、無理な走行で地域の交通に迷惑がかかることのないよう、参加者もスタッフも最大の注意をしてイベントが開催されています。

八代と水俣を結ぶ海沿いのすばらしい景色を見て、自転車を走らせながら、御当地の特産品や地域の人たちとの交流も楽しめるという大人気のイベントです。

市内・県内だけでなく、県外・海外からの参加者もある人気の大会でありますので、本市のPRにも役立たせるために、各関係者と協力体制を整えるべく準備をしてはいかがか、お尋ねします。

加えて、市民からも多く意見があるものですが、今はまだ国道3号線沿いや、海側・山側の道路は自転車で走るには危険な箇所が少なくありません。

気軽にロードバイクを楽しめる環境づくりも併せて、通勤・通学での利用者のためにも、自転車で安全に通行できるような道路維持管理など必要だと思います。

ここは、担当課を超えて、一緒に自転車の利用促進を具体的に検討してほしいと思いますがいかがかお尋ねして、質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 柿本産業建設部長。

○産業建設部長（柿本英行君） 木戸議員の3回目の御質問にお答えします。

まず、来年2月に、第3回目のおれんじシーサイドライドが計画されており、市・県内だけでなく、海外からの参加もある大会、本市のPRにも役立つであろうから、協力体制を整えるべく準備してはいかがか。

また、自転車で安全に通行できるような道路維持管理など、担当課を超えて一緒に自転車の利用促進を具体的に進めてほしいがいかか、との御質問にお答えします。

これまでのおれんじシーサイドライドにおいても、実行委員会を中心に、ゴールしたサイクリスト向けに、市の観光や地域製品の購入につながるPRや、台湾サイクリストに向けた繁体字によるパンフレットでの案内を行っております。

また、市内の一部の宿泊施設については、タイアップ企画ができるように、イベント概要の詳細を情報共有し、地域内での機運醸成を図れるよう協力体制を強化しました。

「八代、水俣・芦北地域サイクリングマップ」には、先ほど申しあげました水俣・芦北山間部ルートのほか、八代からエコパーク水俣までの海岸線をコースとする「八代～水俣シーサイドルート」があり、湯の児海岸線において、令和6年度から令和7年度にかけて、矢羽根の設置を行っております。また、令和7年度から熊本県において、市町村道路整備代行業により、梅戸町からエコパーク水俣までの梅戸・明神町線、汐見町1号線の道路整備を行っております。

さらに、令和11年度以降には、湯の児海岸線の一部舗装の更新と、水俣大橋からリブ・ラン扇までの区間となる昭和・白浜町線の道路整備を予定するなど、引き続きサイクリングマップに掲げるルート間の整備を行ってまいります。

これらの取組については、関係部署で連携して対応してまいります。以上です。

○議長（岩村龍男君） 次に、国保水俣市立総合医療センターの現状について、答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

（病院事業管理者 坂本不出夫君登壇）

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 次に、国保水俣市立総合医療センターの現状について、順次、お答えします。

まず、今は医療機器の性能や医療技術が目覚ましく進歩しているが、医療センターで活用している最新の設備や高度な医療技術はどのようなものがあるか。それに伴うドクターの配置や医療従事者のスキルアップも求められると思うが、現状はどのようなか。また、ICT活用推進の現状はどうか。課題はあるか、との御質問にお答えします。

当院で導入した医療機器としましては、令和5年度に、当時国内では2台目となる心臓カテーテル検査のための高性能バイプレーン血管撮影装置を導入しています。

令和6年度には、歯科用のパノラマ・CT撮影装置を導入し、患者さんの負担を少なく、高解像度で低被曝の撮影ができるようになっていきます。

また、人間ドックで実施する胸部レントゲンに関し、AIが医師の診断を補助するシステムを導入し、検査の迅速化と医師の負担軽減に活用しています。

医療技術としましては、整形外科で実施する人工関節置換術において、正確な手術を支援するコンピューターナビゲーションシステムの導入や、脳神経外科では、顕微鏡下手術のほかに、神経内視鏡を用いた低侵襲手術も実施しています。外科におきましては、令和7年7月に熊本県下で初めて、多関節構造の新規腹腔鏡手術器具を導入しました。このことにより、低コストでありながら質が高い手術の提供と安全性の向上が図られています。

また、当院は、認知症治療において、アルツハイマー病治療薬レカネマブの投与資格要件も満たしております。

なお、最新の設備や技術の導入に当たっては、院内スタッフが技術習得に向け、それぞれ研修や実技の修練を重ね、必要な資格の取得や維持など体制を整えているところです。

今後も、患者さんの負担軽減や、よりよい医療の提供に向けて取組を進めてまいります。

ICT活用推進に関しましては、院内外での医療情報等の迅速で正確な共有や、コミュニケーションの向上のため、くまもとメディカルネットワークだけでなく、様々なコミュニケーションツール等について、活用の検証を行っています。

また、9月議会での田口議員の御質問にもお答えしましたように、救急医療においても活用を推進しているところです。

課題としましては、ICTの活用に関する医療圏の考え方や、診療報酬の設計がございます。制度として、県境を越えたICT連携などが認められることや、医師間のオンライン連携等が診療報酬の対象となることで、さらに取組が進められ、患者さんにとっても医療従事者にとってもより有益な取組にできるものと考えております。

次に、メグセンターの役割について、設置してある脳磁計とMRIは何ができるのか、検査方法と、その環境や体勢・費用負担はどのようなものか。また、検査についてどのように評価されているか。あわせてMRIはメグセンター受診に限らず医療センターの受診者でも利用していると思うが、現在の稼働状況はどうか、との御質問にお答えします。

メグセンターについて、国立水俣病総合研究センターに確認をしましたところ、脳磁計は、脳から発生する僅かな磁気をリアルタイムに計測し、脳の神経細胞の働きを調べるものです。

MRIは、頭部の撮影を行い、脳の形態の情報や脳の萎縮の程度を計測するものです。

これら2つの機器から得られるデータを用いることで、より客観的に脳の状態を評価することができます。

検査方法としましては、事前の食事やお薬の内服などに係る制限はなく、検査時は検査着に着替えていただき、リラックスした状態で検査ができます。

検査時間は、脳磁計検査が、準備も含めて約60分ほど、頭部MR I 検査が35分程度で、準備や移動を含めると、全体で2時間程度の検査となります。

なお、脳磁計検査を受ける体勢としましては、あおむけで寝ていただいた状態で、天井の記号を見てもらったり、手首に微量の電気刺激をしたときの脳活動を計測します。痛みや身体拘束、侵襲を伴うものではなく、事前の準備を除いた実際の検査の時間は30分ほどで、MR I 検査と同程度です。また、検査の途中で水分補給など休憩を取ることもでき、なるべく検査を受ける方の心身に負担がかからない形で検査を行っています。

費用負担につきましては、国立水俣病総合研究センターが行っている検査においては、検査を受ける方の費用負担はございません。

これらの検査は、機器としても高い性能を持つものを導入しており、脳の形態や機能を確認する上で、現在、最も優れた検査であると評価されているとのことです。

また、メグセンター所有のMR I に関しましては、メグセンターを利用しない当院の受診者にも利用させていただいております。

令和4年度の装置更新時を除き、毎年度1,000件以上の撮影を行い、検査に活用しています。

次に、以前の質問で、市内各地域からの利用者への対応としてたまり場を設けることや、SNSの活用など提案をしたが、その後利用者増、収益増に向けて努力した取組はどのようなものがあるか。

最近では健康教室等でUD e スポーツや音楽レクリエーションなども注目されており、待ち時間の解消や介護予防で取り入れることはできないか。あわせてスポーツのリハビリや錬成プランで医療センターで提案できることはないか、との御質問にお答えします。

まず、SNSに関しましては、6月にInstagramのアカウントを開設いたしました。スタッフの取組や、当院からのお知らせ、日々の出来事などを投稿しており、フォロワーも少しずつ増えています。

なお、現在、東館4階の東4病棟を改修しており、年明けの2月頃には完成予定です。夏に改修が終わりました東5病棟と併せ、改修が完了いたしますので、よりよい医療環境の提供にさらに取り組み、収益増加などにもつなげてまいります。

議員御提案のたまり場に関しましては、東館の病棟改修が完了することで、これまで東6病棟として利用していました6階フロアに空きができます。6階フロアの今後の活用の一つの要素と

して検討に加えられればと考えます。

UD e スポーツや音楽レクリエーションなどについては、当院における実施のニーズや、提供に係るスペースやスタッフの問題、ほかの事業者等との連携の可能性など、様々な検討が必要となりますので、市の関係部署も含め、状況の把握などを行ってまいりたいと考えます。

また、スポーツのリハビリや錬成プランに関しましても同様と考えますので、地域やスポーツ団体のニーズ等を関係部署に伺えればと考えます。

○議長（岩村龍男君） 木戸議員。

○木戸理江君 自身の体験をお話ししますと、昨年親知らずを3本いっぺんに抜きました。

そのときの不安な気持ちは、歯科口腔外科でたくさんのしろっぱくんが消してくれました。

レントゲン撮影に関しては、堅い板を口に押し込んで撮影が終わるまでそれを押さえて我慢するという方法かと思っていたんですけども、ところが、椅子に腰かけて台の上に顔を載せたら、機械が顔の周りをぐるっと回って終わりでした。

手術も静脈麻酔でしたので、診察台に座って口を開けて、麻酔が入り、次に目が覚めたのは、1泊入院する部屋のベッドの上でした。音も振動も、もちろん痛みも何も分からないまま、手術が終了しました。

実際に体験してみないと分からない、医療技術は進化していると感じました。

紹介がありましたように、様々な技術と設備の導入、それに関わるスタッフの体制づくりがよく分かりましたし、期待できます。

そして、利用者の期待に応えられるよう、少子化問題解決でもぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思っています。

過去に質問しました、産婦人科への無痛分娩導入など、市民の要望もまだ多数、現実問題としてあります。

無痛分娩に関しては、前回質問した際の答弁で、医者不足も導入が実現できない理由の一つに挙がっていましたが、改めてお尋ねします。

産婦人科に限らず、医療センターに従事するドクターが、本市で働きたくなる取組ができないか、お尋ねします。

次に、メグセンターのことについて、お尋ねします。

機械の性能や活用の内容についてはよく分かりました。

映画やドラマで見るような無理な体勢で拘束されたまま1ミリも動けないようなものではないことが分かり安心しました。

実際に機械で計測し、正確な数値を把握できると、その後の判断と処置が違ってくると思います。

例えば、胃が痛くても、それが食べ過ぎなのか胃潰瘍なのか、もっとひどい病気のせいなのかは、機械を通して診ることで判断基準が明確になります。

それと同じで、脳活動の反応を数値で見ることができるわけですから、言語化することや、体で表現することが難しい人でも、今の脳神経の状態を機械が正確に読み取ってくれるのなら、それにこしたことはありません。

検査方法については、心配する必要はないようですから、これから受診を考えておられる方も安心だと思います。

病院において、痛くない・怖くないというのは、安心の最大の入り口だと思います。

そしてMRIは日常的に病院内で利用されているとのことで、利用者の診察時において、様々な症例の解析に役に立っています。

そこで質問します。

実際にメグセンターを利用している人はどのような人がいて、今後利用者をどう広げていく考えなのか。また、個別の動きについてお尋ねしますが、実際にメグセンターを受診した後はどのような展開になるのか、お尋ねします。

最後に、3つ目の質問のたまり場設置について、より具体的な活用方法を検討されていることが分かり、楽しみになっていました。

UD eスポーツに関しましては、先ほども紹介したとおり、いろいろな種類があって、身体的にも精神的にも、その人に合ったゲームを選ぶことができます。

ぜひこのたまり場で利用できるようになることを望みます。

たまり場の定義として、バスで病院に来ても、次のバスの都合がつきにくい人、子供が迎えに来るまで行くところがない人、そのような利用者の時間潰しの場所がいいと思うのです。

血圧や脈拍の検査はもちろん、認知症の検査もでき、それに沿った予防や健康教室などが定期的に行われる。

専門家による終活援助などを開催されても面白いのではないのでしょうか。

詐欺防止や犯罪に巻き込まれないように、警察の指導や防災管理などの講話を定期的に行ってもいいと思います。

そして何より、それが通い慣れた場所でいろいろなことができ、一人暮らしの高齢者の安否確認や健康管理、ひきこもり防止など、多くの利点があり、大きな可能性を持った場所が、医者や看護師がいる安心の病院という夢のある計画に思います。

市内の温泉や海や山など、豊富なフィールドを活用するためにも、組織や団体は違えども、各所が連携して、市内一円で、いろいろな受入方法を試せるように進めてもらいたいと思い、以下、質問します。

たまり場の活用を、地域事業者にも協力を仰ぎ、備品や製品のデモや提供、終活援助や認知症予防、企業支援等いろいろな活用ができると思うのですが、いかがでしょうか。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長（岩村龍男君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 歯科用のパノラマCT装置、効果を実感していただきまして、誠にありがとうございます。

ドクターが本市で働きたくなる取組につきましては、ICTの活用推進など、当院が行っている取組を広く発信することと併せて、生活環境としての水俣市の魅力の発信なども行っていきたいと考えています。

次に、実際にメグセンターを利用している人、そしてどのような展開があるかという御質問でございますけれども、これは、国立水俣病総合研究センターに伺ったところ、現在、メグセンターにおいて、脳磁計とMRIによる検査を利用されているのは、水俣病の認定患者さんのほか、一般の方もおられるとのこと。国立水俣病総合研究センターが、水俣市や出水市で実施している介護予防事業の際に、メグセンターについての紹介を行っておられ、興味のある方、検査を受けてみたい方が国立水俣病総合研究センターに連絡し、日程調整などを行って、検査を受けられているということです。

メグセンターで検査を受けられた方には、再度来院いただき、検査結果についての説明を行うとともに、看護師から認知症にならないための生活指導などを行い、今後の生活に役立ててもらえるようにしているとのことでした。国立水俣病総合研究センターにおいては、検査データを活用して、水俣病の客観的評価法の確立を目指しておられます。

今後の広げ方としましては、水俣病患者や健常者を対象に、引き続き検査を実施し、実態の把握に係る研究を行っていくとのこと。また、現在、報道等もされておりますが、メチル水銀による健康影響に関する疫学調査に係るフィージビリティ調査に活用されているとのこと。

さらに、メグセンターとは別に、11月から国立水俣病総合研究センターから当院のリハビリテーション技術科に、歩行障害や嚥下機能を改善するリハビリテーション機器を貸出しいただいております。水俣病の未認定の患者さんや、地域の高齢の方も含め、症状の改善や痛みの軽減や緩和などに役立てたいとお話を伺っております。

また、医療センターのたまり場の活用、また、地域事業者の協力についてでございますけれども、今後の検討を進めるに当たり、地域事業者の皆様にも協力や様々な資源の提供を頂けるのであれば、ありがたいことと考えております。検討を進める中で、時機を見て相談させていただく可能性はあるものと考えております。

また、当院では、温泉旅館と連携した人間ドック「湯けむりドック」を造成しており、今後もさらに取組を進めていきたいので、市の観光担当課などとも連携できればと考えております。

○議長（岩村龍男君） 木戸議員。

○木戸理江君 さて、国立水俣病総合研究センターから、リハビリテーション機器を貸出しされているということですが、歩行障害や嚙下機能改善のリハビリとは、具体的にどのようなもので、現在どれだけの利用者があるか、お尋ねします。

次に、たまり場ができると、遠方から通院される利用者だけでなく、その家族の安心感にもつながります。

一つ気がけていただきたいことは、そこがのんびり昼寝をする場所にはならないでほしいというものです。

あくまで通院の過程で、自身の筋肉強化からの転倒防止、脳トレからの認知症予防、手足や関節を定期的に使うことでの介護予防など、目標を定めた上での利用であること、高齢者に限らず、ひきこもりや不登校で何らかの医療行為を受ける利用者もあってほしい、産前産後のケアで利用する方もあるかもしれません。

多角的にニーズに応え、利用者と家族の気分転換や見守り・トラブル抑制につながればよいものです。

そのように楽しみな中で、湯けむりドックに非常に興味を持っていますが、どのような構想でしょうか、可能な段階で教えてください。3回目の質問は以上です。

○議長（岩村龍男君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 国水研からのリハビリテーション機器と、具体的にどのようなものか、利用者は、ということでございますけれども、今回貸出いただいた機器は、運動が困難な方の腹部や足にベルトを装着し、電流を流すことで、筋力低下やこわばりを改善する機器、足腰に不安がある方の症状改善のため、振り子とばねの力で足の振出しをサポートし、歩行をアシストする機器、複合低周波電流により体の深部の筋肉まで運動を促し、嚙下運動と嚙下反射を改善する治療機器の3種類です。

利用者は、当院の入院患者のうち、医師がリハビリ機器の利用が必要と判断した方で、かつ、国立水俣病総合研究センターへ共同研究のデータを提供することに同意した方です。11月半ばから開始しており、現在、2名に御利用いただいております。

湯けむりドックは、令和4年度から試験的に開始し、令和5年度からは、湯の児と湯の鶴のそれぞれ2軒、合計4軒のホテルや旅館に御協力いただいております。

当院の人間ドックのうち、2日ドックを御利用の方が対象で、1日目の検査が終了した後、夕食とお泊まりを湯の児、湯の鶴のホテルや旅館で過ごしていただくというものです。

御利用に際しては、宿泊料など別途必要となりますが、温泉とおいしいお食事でゆっくりとぜひいたく時間を過ごしていただくことができるものと考えています。

また、水俣市のPRにもなるものと考えていますので、今後、市の観光部局などとも連携して継続していきます。

また、たまり場のことですが、十分我々も検討したいと思うんですけど、政策医療の中に新たに新規感染症というのがございます。

これは十分にですね、そのことも考えながら病院として対応していきたいと思います。以上です。

○議長（岩村龍男君） 以上で、木戸理江議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、11時30分まで休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第85号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第2、議第85号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第86号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第3、議第86号水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第87号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第4、議第87号水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第88号 水俣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第5、議第88号水俣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第6 議第89号 水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第6、議第89号水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第7 議第90号 水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第7、議第90号水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第8 議第91号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩村龍男君） 日程第8、議第91号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第9 議第93号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第6号）

○議長（岩村龍男君） 日程第9、議第93号令和7年度水俣市一般会計補正予算第6号についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第97号 令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（岩村龍男君） 日程第10、議第97号令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第100号 令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（岩村龍男君） 日程第11、議第100号令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第3号についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第103号 工事請負契約の変更について

○議長（岩村龍男君） 日程第12、議第103号工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認めます。

日程第13 議第104号 工事請負契約の変更について

○議長(岩村龍男君) 日程第13、議第104号工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これまで質疑を終わりました議第85号から議第91号、議第93号、議第97号、議第100号、議第103号及び議第104号の議案12件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、18日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、17日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午前11時34分 散会

令和7年12月18日

令和7年12月第4回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

令和7年12月第4回水俣市議会定例会会議録（第5号）

令和7年12月18日（木曜日）

午前10時0分 開議

午後1時35分 閉会

（出席議員） 16人

平岡 朱君	杉迫 一樹君	肥山 美緒君
吉野 誠君	杉本 康宏君	森川 武治君
木戸 理江君	岩村 龍男君	高岡 朱美君
藤本 壽子君	小路 貴紀君	桑原 一知君
真野 頼隆君	牧下 恭之君	田口 憲雄君
松本 和幸君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 4人

事務局 長（岡本 広志君）	主 幹（小路 幹雄君）
主 任（森 ちひろ君）	主 査（藤井 美樹君）

（説明のため出席した者） 11人

市 長（高岡 利治君）	副 市 長（小林 信也君）
総務企画部長（梅下 俊克君）	福祉環境部長（今別府 隆宏君）
産業建設部長（柿本 英行君）	教 育 長（蓑田 誠一君）
上下水道局長（永田 久美子君）	総合医療センター事務部総務課長（竹下 昭博君）
総務企画部市長公室長（白本 亮君）	総務企画部総務課長（赤司 和弘君）
総務企画部財政課長（中村 優志君）	

○議事日程 第5号

令和7年12月18日 午前10時開議

- 第1 議第85号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議第86号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第87号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第88号 水俣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第5 議第89号 水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第90号 水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第91号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議第93号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 第9 議第97号 令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第10 議第100号 令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第11 議第103号 工事請負契約の変更について
- 第12 議第104号 工事請負契約の変更について
- 第13 陳第11号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情について
- 第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第8号 安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める陳情について
- 1 陳第9号 介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情について
- 1 陳第10号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情について

いて

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について
議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

議会改革特別委員会

1 陳第6号 水俣市役所新庁舎建設工事に係る松本市議会議員の政治倫理行為に関する調査・しかるべき処遇を求める陳情について

1 議員定数、議員報酬、水俣市政治倫理条例、一般質問のあり方について、その他議会改革に関する事項

(付託委員会)

第15 議第105号 令和7年度水俣市一般会計補正予算(第7号)

(各委)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長(岩村龍男君) ただいまから本日の会議を開きます。

○議長(岩村龍男君) 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

各常任委員会、議会運営委員会及び議会改革特別委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、補正予算1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 議第85号 水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議第86号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議第87号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例の制定について

- 日程第4 議第88号 水俣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議第89号 水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第90号 水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第91号 水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議第93号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第9 議第97号 令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議第100号 令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議第103号 工事請負契約の変更について
- 日程第12 議第104号 工事請負契約の変更について
- 日程第13 陳第11号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情について

○議長（岩村龍男君） 日程第1、議第85号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第13、陳第11号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情についてまで、13件を一括して議題とします。

順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長、真野頼隆議員。

（総務産業委員長 真野頼隆君登壇）

○総務産業委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第89号水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和7年人事院勧告等に基づく国家公務員の給与改定等及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第93号令和7年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第7款土木費に、県道路整備事業負担金、第8款消防費に、水俣芦北広域行政事務組合負担金（消防費）などを計上している。

財源としては、第12款分担金及び負担金、第15款県支出金、第19款繰越金、第21款市債をもって調整している。

このほか、債務負担行為の補正として、広報みなまた印刷業務外9件の追加を計上している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業外1件の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第100号令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、令和7年度水俣市公共下水道事業会計予算第4条に定める資本的収入の額を130万円増額して、2億4,625万円に、資本的支出の額を130万円増額して、5億1,569万1,000円とするものである。

補正の内容としては、資本的収入において、企業債の増額を、資本的支出において、大規模下水道管路特別重点調査等事業に伴う委託費の増額を行っている。

このほか、企業債の補正として、公共下水道事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、大規模下水道管路調査の見通しをただしたのに対し、1月に調査を行い、2月末までに調査結果をまとめ、国に報告するとの答弁がありました。

あわせて、調査対象となる管路の延長や地域をただしたのに対し、調査対象となるのは、直径が2メートルを超える暗渠であり、延長は2.3キロメートルである。主な箇所は、高齢者福祉センター付近から浄化センターへ向かう道路下、桜ヶ丘のちどり保育園付近から白浜町の有限会社開田建設付近へ向かう道路下、多々良町の踏切付近から生協くまもと港町店横を通り、新百間排水路につながる水路であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第103号工事請負契約の変更について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備（護岸その8）工事請負契約の変更について、護岸に使用する石材の単価が上昇したため、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第104号工事請負契約の変更について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備（護岸その9）工事請負契約の変更について、護岸上部工の施工条件が海上施工から陸上施工に変更となったため、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、厚生文教委員長、木戸理江議員。

（厚生文教委員長 木戸理江君登壇）

○厚生文教委員長（木戸理江君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第85号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、虐待防止体制の強化を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、本案の改正を受け、どのような対応を考えているのかただしたのに対し、今回、新たに保育施設等での虐待現場を見聞きした場合の通報が義務化されたため、国からの通知や様式を活用しながら、事業者に対し周知等の準備を進めるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第86号水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴い、健康管理の円滑な実施等を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、地域限定保育士制度について、試験の合格基準を緩くして、保育士の人数を確保する目的だと認識しているが、そもそも試験が障壁となっているのかただしたのに対し、保育士の試験は県が実施しており、これまでの特区の事例としては技能試験の基準を緩めるのではなく、技能の講習として実施している。ピアノや工作などは、技能が得意な保育士にお願いすればよく、肝腎なのは子供と愛着を持って接することなので、地域限定保育士制度については心配していないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第87号水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、児童福祉法等の一部改正に伴う地域限定保育士制度の導入等のため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第88号水俣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について申し上げます。

本案は、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の創設に伴い、設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、本制度は、全国の保育所での利用が可能とのことだが、利用したいときにすぐ利用できる体制なのかただしたのに対し、事前にオンライン面接などで、子供の特性を把握した上で利用開始となるとの答弁がありました。

また、例えば東京で保育園に預けていて、里帰り出産で熊本に帰ってきている人は利用できるのかただしたのに対し、保育所や認定こども園を既に利用中の場合は、対象外であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第90号水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和7年人事院勧告等に基づく国家公務員の給与改定等及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第91号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、昨今の物価、光熱水費等の高騰及び人件費の上昇等により文書作成に要する経費や施設の維持管理等を含む各種コストが増加していること等から、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、文書料などの料金設定はほかの病院を参考にしたとのことだが、同程度の料金なのかただしたのに対し、県内の公立病院や近隣の公立病院を参考にしており、ほかの公立病院と比較しても新料金は妥当であるとの答弁がありました。

本案については討論があり、医療センターは市立病院であり、市民に喜ばれる病院であってほしいため反対であるという意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第93号令和7年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、後期高齢者医療制度経費、放課後児童健全育成事業、第4款衛生費に、先端環境技術等開発促進事業などを計上している。

財源としては、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整している。

このほか、債務負担行為の補正として文化会館舞台照明設備改修工事の追加、塵芥収集車購入の変更を計上している。

また、地方債の補正として、災害復旧事業の追加を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、後期高齢者医療広域連合負担金の療養給付費が当初の見込みを上回ったことについて、ほかの自治体の状況をただしたのに対し、広域連合が過去5年間の市町村ごとの実績をもとに概算払いを行っており、今回、決算後に本市と同様に追加負担が発生したのは、約半数の21市町村であるとの答弁がありました。

また、放課後児童健全育成事業の料金改正について、改正の時期と対象者についてただしたのに対し、秋頃に改正があり、4月に遡って全体の基準額の増額があったもので、毎年改正されているものであるとの答弁がありました。

また、ペロブスカイト太陽電池について、市役所に設置する場合の発電量をただしたのに対し、市役所の3階のベランダへの設置を想定しており、発電量は普通の冷蔵庫と同程度であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第97号令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ54万6,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ38億712万7,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費において、水俣芦北広域行政事務組合負担金及び第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国庫支出金等返還金等を計上している。

これらの財源としては、第7款繰入金及び第8款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、陳第11号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、教育環境の整備等への異論はないが、加配教員の増員や処遇改善のための予算措置など、多岐にわたる項目で増員や財政措置が求められており、財政規律の観点から容認できないという意見や、採用試験に合格しても7割の人が辞退する中で、財政措置を講じたり、加配教員を増員しても人が来なければ、教員不足の解決にはつながらないのではないかとの意見がありました。

討論では、加配教員の削減が離職につながるため、新規採用も考えて持続的に教員を確保すべきと考えるため賛成であるとの意見がありました。

採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和7年12月12日

総務産業常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第89号	水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第93号	令和7年度水俣市一般会計補正予算（第6号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第100号	令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第103号	工事請負契約の変更について	原案可決	全員賛成
議第104号	工事請負契約の変更について	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和7年12月12日

厚生文教常任委員長 木 戸 理 江

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
-------	-----	-------	-----

議第85号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第86号	水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第87号	水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第88号	水俣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第90号	水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第91号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数
議第93号	令和7年度水俣市一般会計補正予算（第6号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第97号	令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決	全員賛成
陳第11号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情について	不採択	賛成少数

○議長（岩村龍男君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長報告について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

議第91号について、平岡朱議員から、陳第11号について、平岡朱議員、藤本壽子議員から、それぞれ討論の通告があります。

これから発言を許します。

初めに、平岡朱議員。

○平岡 朱君 日本共産党の平岡朱です。

議第91号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

私たち日本共産党水俣市議員団は、定例会に上程された議案を毎回独自の議会だよりで市民にお知らせをし、御意見を聞くようにしております。

本条例改正については、それぞれの文書作成料等が幾ら値上げになるのか、一覧をつくって掲

載いたしました。すると、市民からは予想以上に、この議案への拒否反応がありました。市民は、あらゆるものが値上がりし、お米を食べることすら我慢せざるを得ない生活にうんざりし、怒りを覚えています。中には、1日3食もままならないという市民もおられます。

私たち日本共産党水俣市委員会が、この間行った市民アンケートには、364通の回答がありました。暮らしの実感を尋ねると、53%が「不安が多くゆとりもない」と回答されています。

物価高騰が医療機関の経営を悪化させており、これまで健全な経営を維持されてきた医療センターまでが赤字になっていること、その中で、新しい技術を取り入れるなど、様々な工夫をされ、踏ん張っておられることは重々承知をしております。

しかしながら、医療センターは公立の病院であり、市民の病院です。

公共の役割とは、誰もが平等に、安心してサービスを受けることができる、言わば最後の受け皿であることです。

本市では、住民の平均所得が低く、加えて多くの市民が物価高騰に苦しんでいます。医療機関を利用する人は、さらに困難に直面しているということになります。診断書や証明書は、こうした方々が支援にアクセスするために不可欠な書類であり、こういうときだからこそ、医療センターには市民の最後のとりでとしての役割を果たしていただき、より親切であってほしいと願い、本条例改正案には反対いたします。

ただし、医療機関の経営の安定化は当然無視できるものではありません。国民の生存権に関わる問題であり、国の責任で改善されるべき課題です。

日本共産党は国会質問や市民運動を通じて、必要な社会保障財源の確保を強く求めていることを申し添え、討論を終わります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

続けて、議第11号について、賛成討論を行います。

私は、議第11号ゆたかな学びの、すいません、失礼いたしました。

私は、陳第11号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情について、賛成の立場で討論いたします。

本陳情は、子供たちの豊かな学びの実現、学校の働き方改革を実現するために、教職員定数の改善を求めるものです。陳情を扱う所管の厚生文教委員会では、学校現場や教職員の厳しい現状について、必死の訴えがあったと聞いております。陳情書にある項目はどれも早急に実現をお願いしたいものです。

文部科学省は2022年に4回目となる教員実態調査を実施しています。調査によると、文科省指針で定める「月45時間」の上限を超える時間外勤務をしていた小学校教諭は64.5%、中学校教諭は77.1%に上っています。残業が月80時間を超える「過労死ライン」には、小学校で14.2%、中

学校で36.6%が該当したといます。このような長時間過密労働が常態化することによって、教職員の体と心の健康が危ぶまれています。

実際に、教員の過労死の認定数は、2015年から2023年の9年間で62件にも上ります。また、精神疾患を理由に休職している公立学校の教員は年々増えており、2023年度には7,119人と過去最多になりました。

悲鳴を上げているのは、教職員だけではなく。子供たちにおいても登校拒否や不登校の児童生徒数が過去最多を更新しています。

子供たち一人一人に向き合う時間や教材準備に充てる時間の確保が難しいなど、このような現状は、まさに豊かな学びを奪うものであり、教職員のやりがいや心身の健康を守るためにも、要求項目は早急に実現すべきと考えます。

教育に人とお金を投じない国は、将来、社会全体がその代償を支払うこととなります。

子供たちの教育の機会をきちんと保障するためには、教職員の働く環境を改善することが必要不可欠です。そのために、今できることの一つとして、水俣市議会として国へ意見書を上げ、実現を後押しすることは当然の役割だと思います。

よって、改めて、本陳情には賛成です。

議員各位の賛同をお願いいたしまして、討論いたします。

○議長（岩村龍男君） 次に、藤本壽子議員。

○藤本壽子君 おはようございます。I's水俣の藤本壽子です。

私は、陳第11号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情について、賛成の立場で討論いたします。

学校現場における教職員の待遇改善については、長きにわたり改革をと、様々な訴えをお聞きしてまいりました。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校など抱え切れない問題がある中、子供たちの対応や教材の準備などにも十分な時間が割けないという中、教職員自身が精神的にも追い込まれていくという状況があると思っています。

そして、肝腎なのは、そのことで、また子供たちの教育にも影響を及ぼしてくるということでもあります。

この意見書の中では、少人数学級の提案がありますが、これも教師、そして学校にとってもきめ細かい対応ができることではないか、また、加配教員の増員、削減は行わないこと、さらに、「業務の3分類」をはじめとした施策に必要な財政措置が必要であるという要望の趣旨については、私は重く受け止めております。

中央教育審議会の答申で示された、いわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づ

き、業務の考え方を明確化した上で、役割分担や適正化を推進することと答申をしています。

その3つの中身については、具体的には、「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、そして3つ目が「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」、例えば、一つの事例を申し上げますと、支援が必要な児童生徒、家庭への支援などを行う。そういうことだと思います。

そこに財政措置を十分に行ってほしいという内容であります。

この意見書提出により、教師だけでなく、生徒へも豊かな学びの実現へと結びつけることができると確信をいたします。

陳情の趣旨に御賛同を頂き、議員の皆様にはよろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（岩村龍男君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第85号水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第90号水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまで、6件を一括して採決します。

本6件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

本6件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本6件は、いずれも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（岩村龍男君） 次に、議第91号水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、電子表決システムにより採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件を委員長報告のとおり決定することに対し、賛成または反対のボタンを押してください。

（「賛成」の議員は賛成ボタンを、「反対」の議員は反対ボタンを押す）

○議長（岩村龍男君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） ボタンの使用を終了します。

賛成13、反対2。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（岩村龍男君） 次に、議第93号令和7年度水俣市一般会計補正予算第6号、議第97号令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号、議第100号令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算第3号、議第103号工事請負契約の変更について及び議第104号工事請負契約の変更について、以上5件を一括して採決します。

本5件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

本5件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって本5件は、いずれも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（岩村龍男君） 次に、陳第11号ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、電子表決システムにより採決します。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、陳情本件についてお諮りします。

採決は、賛成または反対のボタンを押してください。

（「賛成」の議員は賛成ボタンを、「反対」の議員は反対ボタンを押す）

○議長（岩村龍男君） ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） ボタンの使用を終了します。

賛成4人、反対11人であります。

したがって本陳情は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第14 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第8号 安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者

の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める陳情について

1 陳第9号 介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情について

1 陳第10号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情について

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

議会改革特別委員会

1 陳第6号 水俣市役所新庁舎建設工事に係る松本市議会議員の政治倫理行為に関する調査・しかるべき処遇を求める陳情について

1 議員定数、議員報酬、水俣市政治倫理条例、一般質問のあり方について、その他議会改革に関する事項

○議長（岩村龍男君） 日程第14、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会及び議会改革特別委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申出がありました。

お諮りします。

各常任委員会、議会運営委員会及び議会改革特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、下記のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和7年12月12日

総務産業常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 岩 村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	理 由
-------	-----	-----

一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
--	----------------

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、下記のとおり閉会中もお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和7年12月12日

厚生文教常任委員長 木戸理江

水俣市議会議長 岩村龍男様

記

事件の番号	件名	理由
陳第8号	安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第9号	介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第10号	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和7年12月11日

議会運営委員長 小路貴紀

水俣市議会議長 岩村龍男様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、下記のとおり閉会中もお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和7年12月12日

議会改革特別委員長 小路貴紀

水俣市議会議長 岩村龍男様

記

事件の番号	件名	理由
陳第6号	水俣市役所新庁舎建設工事に係る松本市議会議員の政治倫理行為に関する調査・しかるべき処遇を求める陳情について	慎重審査を要するため
	議員定数、議員報酬、水俣市政治倫理条例、一般質問のあり方について、その他議会改革に関する事項	実情を調査する必要があるため

日程第15 議第105号 令和7年度水俣市一般会計補正予算（第7号）

○議長（岩村龍男君） 日程第15、議第105号令和7年度水俣市一般会計補正予算第7号についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第105号令和7年度水俣市一般会計補正予算第7号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億2,826万3,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ167億4,038万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款総務費に、物価高騰対策生活応援商品券事業、第3款民生費に、物価高対応子育て応援手当支給事業を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第14款国庫支出金をもって調整いたしております。

このほか、繰越明許費の補正として、物価高騰対策生活応援商品券事業外1件の追加を計上しております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第105号について、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩村龍男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

この際、議案調査のため休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時35分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑に入ります。

ただいま、市長から提案理由の説明がありました議案について、質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案は、議事日程記載のとおり、所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時36分 休憩

午後 1 時30分 開議

○議長（岩村龍男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど各常任委員会に付託しておりました議案について、委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

順次、委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長、真野頼隆議員。

（総務産業委員長 真野頼隆君登壇）

○総務産業委員長（真野頼隆君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

議第105号令和7年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、第2款総務費に、物価高騰対策生活応援商品券事業を計上している。

財源としては、第14款国庫支出金をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、物価高騰対策生活応援商品券事業の追加を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、商品券がどのような店舗で多く使われたのかこれまで調査を行ったことがあるかただしたのに対し、プッシュ型で商品券を発行する事業は今回初だが、これまで商工会議所が実施されたプレミアム商品券では、2割から3割は商店街などで使われているとお聞きしたことがあるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩村龍男君） 次に、厚生文教委員長、木戸理江議員。

（厚生文教委員長 木戸理江君登壇）

○厚生文教委員長（木戸理江君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について御報告いたします。

議第105号令和7年度水俣市一般会計補正予算第7号中付託分について申し上げます。

補正の内容としては、第3款民生費に、物価高対応子育て応援手当支給事業を計上している。

なお、財源としては、第14款国庫支出金をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、物価高対応子育て応援手当支給事業の追加を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、対象者への支給漏れ防止のための対応と、新生児に対する案内の対応方法について

てただしたのに対し、児童手当の受給者には案内チラシの送付を予定しており、新生児については、市民課と連携し、出生の状況を把握して支給漏れがないよう努めたいとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和7年12月18日

総務産業常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 岩村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第105号	令和7年度水俣市一般会計補正予算（第7号）中付託分	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和7年12月18日

厚生文教常任委員長 木戸 理 江

水俣市議会議長 岩村 龍 男 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第105号	令和7年度水俣市一般会計補正予算（第7号）中付託分	原案可決	全員賛成

○議長（岩村龍男君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長報告について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

議第105号について、討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩村龍男君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第105号令和7年度水俣市一般会計補正予算第7号について採決します。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩村龍男君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長(岩村龍男君) 以上で、本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで令和7年第4回水俣市議会定例会を閉会します。

午後1時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 岩村 龍男

署名議員 森川 武治

署名議員 桑原 一知

令和7年12月第4回水俣市議会定例会（11月27日～12月18日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
議第 84 号	水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	11月27日	総務産業	11月27日 原案可決	
議第 85 号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	11月27日	厚生文教	12月18日 原案可決	
議第 86 号	水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	11月27日	厚生文教	12月18日 原案可決	
議第 87 号	水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	11月27日	厚生文教	12月18日 原案可決	
議第 88 号	水俣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	11月27日	厚生文教	12月18日 原案可決	
議第 89 号	水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	11月27日	総務産業	12月18日 原案可決	
議第 90 号	水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	11月27日	厚生文教	12月18日 原案可決	
議第 91 号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	11月27日	厚生文教	12月18日 原案可決	
議第 92 号	令和7年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	11月27日	各 委	11月27日 原案可決	
議第 93 号	令和7年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	11月27日	各 委	12月18日 原案可決	
議第 94 号	令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	11月27日	厚生文教	11月27日 原案可決	
議第 95 号	令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	11月27日	厚生文教	11月27日 原案可決	
議第 96 号	令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	11月27日	厚生文教	11月27日 原案可決	
議第 97 号	令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	11月27日	厚生文教	12月18日 原案可決	
議第 98 号	令和7年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	11月27日	総務産業	11月27日 原案可決	
議第 99 号	令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	11月27日	総務産業	11月27日 原案可決	

議第100号	令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	11月27日	総務産業	12月18日 原案可決	
議第101号	令和7年度水俣市病院事業会計予算の追認について	11月27日	厚生文教	11月27日 原案可決	
議第102号	令和7年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	11月27日	厚生文教	11月27日 原案可決	
議第103号	工事請負契約の変更について	11月27日	総務産業	12月18日 原案可決	
議第104号	工事請負契約の変更について	11月27日	総務産業	12月18日 原案可決	
議第105号	令和7年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	12月18日	各委	12月18日 原案可決	

〔前回から継続審査となっている議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
議第74号	令和6年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月29日	総務産業	11月27日 認定及び 原案可決	
議第75号	令和6年度水俣市公共下水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月29日	総務産業	11月27日 認定及び 原案可決	
議第76号	令和6年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月29日	厚生文教	11月27日 認定及び 原案可決	
議第80号	令和6年度水俣市一般会計決算認定について	9月11日	一般会計 決算特別	11月27日 認 定	
議第81号	令和6年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月11日	厚生文教	11月27日 認 定	
議第82号	令和6年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月11日	厚生文教	11月27日 認 定	
議第83号	令和6年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月11日	厚生文教	11月27日 認 定	

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	12月18日	総務産業	12月18日 継続調査	

環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	12月18日	厚生文教	12月18日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	12月18日	議会運営	12月18日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				
議員定数、議員報酬、水俣市政治倫理条例、一般質問のあり方について、その他議会改革に関する事項	12月18日	議会改革 特 別	12月18日 継続調査	

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
令和6年 陳第3号	介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める陳情について	熊本市中央区神水1-21-8 熊本県医療介護福祉労働組合連合会 執行委員長 一二三 美香	厚生文教	令和6年 11月28日	11月27日 撤回承認
陳第2号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情について	水俣市洗切町4番地20号 徳永 極	厚生文教	8月29日	11月27日 撤回承認
陳第6号	水俣市役所新庁舎建設工事に係る松本市議会議員の政治倫理行為に関する調査・しかるべき処遇を求める陳情について	水俣市栄町2丁目2番23号 橋本 哲次	議会改革 特 別	8月29日	12月18日 継続審査

〔陳 情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第8号	安全・安心の医療・介護提供体制を守るため、すべてのケア労働者の処遇改善につなげる報酬10%以上の引き上げを求める陳情について	熊本市中央区神水1-21-8 -202 熊本県医療介護福祉労働組合連合会 執行委員長 一二三 美香	厚生文教	11月27日	12月18日 継続審査
陳第9号	介護保険制度の抜本改善、大幅な処遇改善を求める陳情について	熊本市中央区神水1-21-8 -202 熊本県医療介護福祉労働組合連合会 執行委員長 一二三 美香	厚生文教	11月27日	12月18日 継続審査

陳第10号	夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める陳情について	熊本市中央区神水 1-21-8-202 熊本県医療介護福祉労働組合連合会 執行委員長 一二三 美香	厚生文教	11月27日	12月18日 継続審査
陳第11号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書提出を求める陳情について	水俣市洗切町4番地20号 徳永 極	厚生文教	11月27日	12月18日 不採択

令和7年12月第4回水俣市議会定例会会議録
(提出議案)

令和7年12月第4回水俣市議会定例会提出議案一覧

議案番号	件名	提出年月日	ページ
議第84号	水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	令和7年11月27日	1～12
議第85号	水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年11月27日	13
議第86号	水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年11月27日	14～15
議第87号	水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年11月27日	16
議第88号	水俣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	令和7年11月27日	17～25
議第89号	水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年11月27日	26
議第90号	水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年11月27日	27
議第91号	水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について	令和7年11月27日	28～30
議第92号	令和7年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	令和7年11月27日	31～35
議第93号	令和7年度水俣市一般会計補正予算（第6号）	令和7年11月27日	36～42
議第94号	令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	令和7年11月27日	43～45
議第95号	令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	令和7年11月27日	46～48
議第96号	令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	令和7年11月27日	49～51
議第97号	令和7年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）	令和7年11月27日	52～54
議第98号	令和7年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	令和7年11月27日	55～56
議第99号	令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	令和7年11月27日	57～58
議第100号	令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	令和7年11月27日	59～60

議第101号	令和7年度水俣市病院事業会計予算の追認について	令和7年11月27日	61
議第102号	令和7年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	令和7年11月27日	62～65
議第103号	工事請負契約の変更について	令和7年11月27日	66
議第104号	工事請負契約の変更について	令和7年11月27日	67
議第105号	令和7年度水俣市一般会計補正予算（第7号）	令和7年12月18日	68～71

議第84号

水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(水俣市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市長等の給与に関する条例(昭和26年告示第18号)の一部を次のように改正する。

第4条中ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の177.5」に改める。

第2条 水俣市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年告示第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第14条の2第1項の表中「4,400円」を「4,700円」に改める。

第14条の4第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第14条の7第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に、「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500

	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700					
87	266,500	306,100	356,100					
88	266,800	306,400	356,500					

89	267,100	306,700	356,700					
90	267,400	307,000	357,100					
91	267,700	307,300	357,500					
92	268,000	307,600	357,900					
93	268,300	307,800	358,100					
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					
110		312,600						
111		313,000						
112		313,300						
113		313,500						
114		313,700						
115		314,000						
116		314,400						
117		314,600						
118		314,800						
119		315,100						
120		315,400						
121		315,700						
122		315,900						
123		316,200						
124		316,500						
125		316,800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第4条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号を削り、第2号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

第8条の2第1項各号列記以外の部分中「いずれか」を「いずれか」に改め、同項第2号中「第3号」を「第2号」に、「第5号」を「第4号」に改める。

第8条の3第2項を次のように改める。

- 2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級地 100分の20
- (2) 2級地 100分の16
- (3) 3級地 100分の12
- (4) 4級地 100分の8
- (5) 5級地 100分の4

第10条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員

- 19,700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
22,800円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
25,900円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
29,100円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
32,300円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
35,500円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

第14条の4第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第14条の7第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

第16条の4第2項中「第8条、第8条の2及び第9条」を「第8条及び第8条の2」に改める。

(水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の177.5」に改める。

第6条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第7条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成22年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の177.5」に改める。

第8条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第9条 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000

第8条第1項中「、第14条の7」を削る。

第8条第2項を次のように改める。

- 2 特定任期付き職員に対する給与条例第14条の4第2項及び第14条の7第2項第1号の規定の適用については、給与条例第14条の4第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第14条の7第2項第1号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とする。

(水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第10条 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

- 2 第3条の規定(水俣市一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第14条の4第2項及び第3項並びに第14条の7第2項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の給与条例(次条において「改正後の給与条例」

という。)の規定及び第9条の規定(水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第8条第2項の改正規定を除く。次条において同じ。)による改正後の任期付職員条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の給与条例又は第9条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

第3条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において給与条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号級の調整)

第4条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則別表(附則第3条関係)

号給の切替表

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35

5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0	
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1	
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2	
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3	
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4	
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5	
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6	
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7	
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8	
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9	
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0	
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1	
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2	
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3	
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4	
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5	
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6	
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7	
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8	
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9	
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0	
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1	
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2	
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3	
8 6	8 2	7 8	7 8		
8 7	8 3	7 9	7 9		
8 8	8 4	8 0	8 0		
8 9	8 5	8 1	8 1		
9 0	8 6	8 2	8 2		
9 1	8 7	8 3	8 3		
9 2	8 8	8 4	8 4		
9 3	8 9	8 5	8 5		
9 4	9 0				
9 5	9 1				
9 6	9 2				
9 7	9 3				
9 8	9 4				
9 9	9 5				
1 0 0	9 6				
1 0 1	9 7				
1 0 2	9 8				
1 0 3	9 9				
1 0 4	1 0 0				

1 0 5	1 0 1				
1 0 6	1 0 2				
1 0 7	1 0 3				
1 0 8	1 0 4				
1 0 9	1 0 5				
1 1 0	1 0 6				
1 1 1	1 0 7				
1 1 2	1 0 8				
1 1 3	1 0 9				

(提案理由)

令和7年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものである。

議第85号

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水俣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名中「並びに特定子ども・子育て支援施設等」を削る。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部改正に伴い、虐待防止体制の強化を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第86号

水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第23条第2項中「修了した保育士」の次に「（熊本県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は熊本県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を加える。

第29条第1項、第31条第1項、第44条第1項及び第47条第1項中「保育士」の次に「（熊本県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は熊本県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。））」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

(提案理由)

児童福祉法等の一部改正に伴い、健康管理の円滑な実施等を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第87号

水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（熊本県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は熊本県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部改正に伴う地域限定保育士制度の導入等のため、本案のように制定しようとするものである。

議第88号

水俣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
水俣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定することとする。

令和7年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

(3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合において

		<p>ては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（熊本県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければなら

ない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号）（保育所に係るものに限る。）

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例（平成19年熊本県条例第12号）

(3) 幼保連携型認定こども園 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関

する条例（平成26年熊本県条例第58号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の創設に伴い、設備及び運営に関する基準を条例で定める必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

議第89号

水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
水俣市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第15条第2項中「時間の」の次に「全部又は」を加え、「（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を削る。

第20条中「、第6条の2」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

（提案理由）

令和7年人事院勧告等に基づく国家公務員の給与改定等及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の制定に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第90号

水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定
について

水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定することとする。

令和7年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
水俣市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成22年条例第4号）の一部
を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上
げる。

第21条第2項中「時間の」の次に「全部又は」を加え、「（2時間を超えない範囲内の時間
に限る。）」を削る。

第26条中「、第8条」を削り、同条中「若しくは第22条の5」を「又は第22条の5」に
改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、公布の日から
施行し、令和7年10月1日から適用する。

（提案理由）

令和7年人事院勧告等に基づく国家公務員の給与改定等及び地方公務員の育児休業等に関する
法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の制定に伴い、本案のように制定しようとする
ものである。

議第91号

水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
令和7年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
水俣市病院事業使用料及び手数料条例（昭和28年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (10) 診療録開示手数料は、2,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。
別表1を次のように改める。

別表1（第2条関係）

種別	単位	金額	摘要
普通診断書	1通につき	2,200円	
身体障害者手帳交付用診断書	〃	5,500円	
死体検案書	〃	5,500円	
死亡診断書	〃	3,300円	2枚目以上1枚につき 2,200円
恩給診断書	〃	5,500円	
傷害事故診断書	〃	5,500円	
裁判用診断書	〃	5,500円	
生命保険診断書	〃	6,600円	病状（症状）調書入院証明書（医師記載）
健康診断書	〃	3,300円	就職用診断書
休職、復職診断書	〃	2,200円	
国民年金、厚生年金診断書	〃	5,500円	障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当

自賠法（交通事故）診断書	〃	5,500円	
自賠法関係診療内容証明書	〃	4,400円	
出生（死産）証明書	〃	2,200円	
妊婦届証明書	〃	2,200円	
スポーツ傷害保険等診断書	〃	2,200円	
市町村交通災害共済用診断書	〃	2,200円	
学校感染症の証明書	〃	660円	園児を含む。
交通事故後遺症診断書	〃	6,600円	
支払証明書等	〃	660円	支払証明に準ずるもの
諸証明書（医師記載）	〃	2,200円	診断書に準ずるもの
諸証明書（事務記載）	〃	1,100円	

備考

算出した文書手数料は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

別表2を次のように改める。

別表2（第2条関係）

区分	病院別	総合医療センター 1日につき
特別室A		6,600円（6,000円）
特別室B		5,500円（5,000円）
特別室C		3,850円（3,500円）
特別室D（2人室）		1,100円（1,000円）
2人室を専用で使用する場合		2,200円（2,000円）
特別室E（1人室）		2,200円（2,000円）

備考

算出した使用料は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。ただし、助産に係る使用料は（ ）書きとし、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表1の規定は、この条例の施行の日以後の文書の交付に係る手数料について適用し、同日前の文書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表2の規定は、この条例の施行の日以後の特別室の使用に係る使用料について適用し、同日前の特別室の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

昨今の物価、光熱水費の高騰及び人件費の上昇等により文書作成に要する経費や施設の維持管理等に係る経費を含む各種コストが増加していること等から、本案のように制定しようとするものである。

議第92号

令和7年度

水俣市一般会計補正予算書

令和7年度 水俣市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度水俣市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,656千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,200,367千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第5号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
19 繰越金		13,402	53,006	66,408
	1 繰越金	13,402	53,006	66,408
20 諸収入		219,496	1,650	221,146
	4 雑入	207,965	1,650	209,615
補正されなかつた款に係る額		15,912,813		15,912,813
歳入合計		16,145,711	54,656	16,200,367

(単位：千円)

歳 出

款	項	既定額	補正額	計
1 議会費		139,517	1,344	140,861
	1 議会費	139,517	1,344	140,861
2 総務費		2,345,450	20,527	2,365,977
	1 総務管理費	1,956,403	14,493	1,970,896
	2 徴税費	203,115	3,752	206,867
	3 戸籍住民基本台帳費	97,137	1,480	98,617
	4 選挙費	40,374	269	40,643
	5 統計調査費	24,167	226	24,393
3 民生費	6 監査委員費	24,254	307	24,561
		5,843,592	7,704	5,851,296
	1 社会福祉費	3,206,914	3,669	3,210,583
	2 児童福祉費	2,118,339	2,517	2,120,856
	3 生活保護費	518,339	1,518	519,857
		2,071,393	5,762	2,077,155
4 衛生費	1 保健衛生費	466,264	2,718	468,982
	2 清掃費	1,027,419	671	1,028,090
	4 環境対策費	135,161	2,373	137,534
		463,755	3,523	467,278
5 農林水産業費	1 農業費	248,626	2,357	250,983
	2 林業費	165,608	694	166,302
	3 水産業費	49,521	472	49,993
6 商工費		232,199	2,070	234,269
	1 商工費	232,199	2,070	234,269
7 土木費		1,103,504	7,060	1,110,564
	2 道路橋りょう費	382,198	3,251	385,449
	5 都市計画費	505,283	3,082	508,365

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
9 教育費	6 住宅費	175,799	727	176,526
		1,349,890	6,666	1,356,556
	1 教育総務費	370,840	2,499	373,339
	4 社会教育費	313,736	1,961	315,697
	5 保健体育費	389,730	2,206	391,936
11 公債費		2,090,684	0	2,090,684
		2,596,411		2,596,411
	補正されなかつた款に係る額	16,145,711	54,656	16,200,367
	歳出合計			

議第93号

令和7年度

水俣市一般会計補正予算書

令和7年度 水俣市一般会計補正予算（第6号）

令和7年度水俣市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ211,751千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,412,118千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加・変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表地方債補正」による。

令和7年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第6号）

歳入	款	項	既定額	補正額	計
12	分担金及び負担金		59,710	187	59,897
14	国庫支出金	1 分担金	11,140	187	11,327
		1 国庫負担金	2,573,494	2,906	2,576,400
		2 国庫補助金	1,901,723	240	1,901,963
15	県支出金		656,476	2,666	659,142
			1,245,582	55,168	1,300,750
19	繰越金	2 県補助金	374,486	55,168	429,654
			66,408	135,852	202,260
		1 繰越金	66,408	135,852	202,260
20	諸収入		221,146	2,938	224,084
		4 雑入	209,615	2,938	212,553
21	市債		757,800	14,700	772,500
		1 市債	757,800	14,700	772,500
	補正されなかつた款に係る額		11,276,227		11,276,227
	歳入 合計		16,200,367	211,751	16,412,118

(単位：千円)

(単位：千円)

歳 出	款	項	既 定 額	補 正 額	計
3	民生費		5,851,296	133,878	5,985,174
		1 社会福祉費	3,210,583	39,199	3,249,782
		2 児童福祉費	2,120,856	32,404	2,153,260
		3 生活保護費	519,857	62,275	582,132
4	衛生費		2,077,155	58,336	2,135,491
		4 環境対策費	137,534	58,336	195,870
7	土木費		1,110,564	13,300	1,123,864
		2 道路橋りょう費	385,449	8,550	393,999
		3 河川費	20,263	4,750	25,013
8	消防費		490,666	6,237	496,903
		1 消防費	490,666	6,237	496,903
		補正されなかつた款に係る額	6,670,686		6,670,686
	歳 出	合 計	16,200,367	211,751	16,412,118

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事	項	期	間	限	度	額
広報みなまた印刷業務 (市長公室)		自 令和 至 令和	7年度 8年度			千円 6,843
市民活動総合補償保険料 (地域振興課)		自 令和 至 令和	7年度 8年度			516
ふれあいセンター管理委託料 (地域振興課)		自 令和 至 令和	7年度 8年度			4,267
東部センター管理委託料 (農林水産課)		自 令和 至 令和	7年度 8年度			2,325
久木野ふるさとセンター管理委託料 (農林水産課)		自 令和 至 令和	7年度 8年度			6,133
はげのき館管理委託料 (農林水産課)		自 令和 至 令和	7年度 8年度			2,489
フィッシングパーク管理委託料 (農林水産課)		自 令和 至 令和	7年度 8年度			5,211
湯の鶴温泉保健センター管理委託料 (経済観光戦略課)		自 令和 至 令和10	7年度 年度			31,168
地域活性化起業人制度活用負担金 (経済観光戦略課)		自 令和 至 令和	8年度 8年度			8,000
文化会館舞台照明設備改修工事 (教育課)		自 令和 至 令和	7年度 8年度			148,500
総合体育館南部館管理委託料 (スポーツ推進課)		自 令和 至 令和	7年度 8年度			6,298

2 変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
塵芥収集車購入 (環境課)	自令和7年度 至令和8年度	30,190	自令和7年度 至令和10年度	30,190 千円

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
				限度額	償還の方法
災害復旧事業	千円 300	証書借入又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金等について、利率の見直しを行つた後においては、当該見直しの利率。)		政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	300				

2 変更

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
公共事業等(河川事業)	千円 2,600		千円 6,700	
	679,100		689,400	
過疎対策事業	76,100		76,100	
補正されなかつた事業に係る額				
計	757,800		772,200	

議第94号

令和7年度

水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算書

令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,646千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,371,291千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第3号)

歳 入		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
6	繰入金	331,910	1,646	333,556
	1 他会計繰入金	241,659	1,646	243,305
	補正されなかつた款に係る額	3,037,735		3,037,735
	歳 入 合 計	3,369,645	1,646	3,371,291

歳 出		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
1	総務費	74,818	1,646	76,464
	1 総務管理費	36,253	867	37,120
	2 徴税費	29,726	779	30,505
	補正されなかつた款に係る額	3,294,827		3,294,827
	歳 出 合 計	3,369,645	1,646	3,371,291

議第95号

令和7年度

水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算書

令和7年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和7年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ730千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ558,435千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第3号)

歳 入		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
3 繰入金		193,088	730	193,818
	1 一般会計繰入金	193,088	730	193,818
補正されなかつた款に係る額				
歳 入	合 計	557,705	730	558,435

歳 出		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 総務費		554,941	730	555,671
	1 総務管理費	18,019	483	18,502
	2 徴収費	10,864	247	11,111
補正されなかつた款に係る額				
歳 出	合 計	557,705	730	558,435

議第96号

令和7年度

水俣市介護保険特別会計補正予算書

令和7年度 水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,687千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,806,581千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第3号)

歳 入		(単位：千円)		
款	項	既定額	補正額	計
7	繰入金	634,894	△1,687	633,207
	1 一般会計繰入金	615,252	△1,687	613,565
	補正されなかつた款に係る額	3,173,374		3,173,374
	歳 入 合 計	3,808,268	△1,687	3,806,581

歳 出		(単位：千円)		
款	項	既定額	補正額	計
1	総務費	102,840	△1,687	101,153
	1 総務管理費	45,831	△1,911	43,920
	2 徴収費	7,674	224	7,898
	補正されなかつた款に係る額	3,705,428		3,705,428
	歳 出 合 計	3,808,268	△1,687	3,806,581

議第97号

令和7年度

水俣市介護保険特別会計補正予算書

令和7年度 水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ546千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,807,127千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第4号)

歳 入		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
7	繰入金	633,207	540	633,747
	1 一般会計繰入金	613,565	540	614,105
8	繰越金	40,808	6	40,814
	1 繰越金	40,808	6	40,814
補正されなかつた款に係る額		3,132,566		3,132,566
歳 入 合 計		3,806,581	546	3,807,127

歳 出		(単位：千円)		
款	項	既 定 額	補 正 額	計
1	総務費	101,153	540	101,693
	3 介護認定審査会費	48,758	540	49,298
6	諸支出金	41,598	6	41,604
	1 償還金及び還付加算金	40,214	6	40,220
補正されなかつた款に係る額		3,663,830		3,663,830
歳 出 合 計		3,806,581	546	3,807,127

議第 9 8 号

令和 7 年度

水俣市水道事業会計補正予算書
(第 1 号)

水俣市上下水道局

令和7年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度水俣市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 水道事業収益	429,287 千円	△ 226 千円	429,061 千円
第1項 営業収益	372,123 千円	0 千円	372,123 千円
第2項 営業外収益	57,162 千円	△ 226 千円	56,936 千円
第3項 特別利益	2 千円	0 千円	2 千円
	支 出		
第1款 水道事業費	403,083 千円	△ 1,037 千円	402,046 千円
第1項 営業費用	396,270 千円	△ 1,037 千円	395,233 千円
第2項 営業外費用	5,712 千円	0 千円	5,712 千円
第3項 特別損失	101 千円	0 千円	101 千円
第4項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額322,832千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額322,794千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額37,457千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額37,459千円」に、「過年度分損益勘定留保資金85,375千円」を「過年度分損益勘定留保資金85,335千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第1款 資本的支出	539,653 千円	△ 38 千円	539,615 千円
第1項 建設改良費	497,277 千円	△ 38 千円	497,239 千円
第2項 企業債償還金	41,376 千円	0 千円	41,376 千円
第3項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第7条第1号中、職員給与費「79,931千円」を「79,131千円」に改める。

令和7年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

議第99号

令和7年度

水俣市公共下水道事業会計補正予算書
(第2号)

水俣市上下水道局

令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度水俣市公共下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度水俣市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 公共下水道事業収益	838,517千円	1,733千円	840,250千円
第1項 営業収益	419,686千円	0千円	419,686千円
第2項 営業外収益	418,829千円	1,733千円	420,562千円
第3項 特別利益	2千円	0千円	2千円
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 公共下水道事業費	835,666千円	1,733千円	837,399千円
第1項 営業費用	814,868千円	1,733千円	816,601千円
第2項 営業外費用	19,698千円	0千円	19,698千円
第3項 特別損失	100千円	0千円	100千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	244,755千円	195千円	244,950千円
第1項 企業債	57,700千円	0千円	57,700千円
第2項 出資金	75,013千円	0千円	75,013千円
第3項 負担金	341千円	0千円	341千円
第4項 補助金	111,700千円	195千円	111,895千円
第5項 固定資産売却代金	1千円	0千円	1千円
支 出			
第1款 資本的支出	514,196千円	195千円	514,391千円
第1項 建設改良費	201,455千円	195千円	201,650千円
第2項 企業債償還金	311,741千円	0千円	311,741千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条第1号中「職員給与費 58,443千円」を「職員給与費 60,371千円」に改める。

（他会計からの補助金等の補正）

第5条 予算第9条中「402,763千円」を「404,691千円」に改める。

令和7年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

議第100号

令和7年度

水俣市公共下水道事業会計補正予算書
(第3号)

水俣市上下水道局

令和7年度水俣市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度水俣市公共下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出の補正）

第2条 予算第4条括弧書中「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,126千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,245千円」に、「当年度分損益勘定留保資金228,458千円」を「当年度分損益勘定留保資金228,339千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 資本的収入	244,950 千円	1,300 千円	246,250 千円
第1項 企業債	57,700 千円	1,300 千円	59,000 千円
第2項 出資金	75,013 千円	0 千円	75,013 千円
第3項 負担金	341 千円	0 千円	341 千円
第4項 補助金	111,895 千円	0 千円	111,895 千円
第5項 固定資産売却代金	1 千円	0 千円	1 千円
	支 出		
第1款 資本的支出	514,391 千円	1,300 千円	515,691 千円
第1項 建設改良費	201,650 千円	1,300 千円	202,950 千円
第2項 企業債償還金	311,741 千円	0 千円	311,741 千円
第3項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

（企業債の補正）

第3条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

変更

起債の目的	補正前	補正後
	限 度 額	限 度 額
公共下水道事業	千円 58,700	千円 60,000

令和7年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

議第101号

令和7年度水俣市病院事業会計予算の追認について

令和7年度水俣市病院事業会計予算について、次のとおり定めることとする。

令和7年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

令和7年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）について、次のとおり定めることとする。

予算第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項		期 間	限 度 額
総合医療 センター	LED照明リース	自 令和 7年度 至 令和17年度	160,809千円
	カーテンレンタル	自 令和 7年度 至 令和12年度	29,832千円
	会計業務支援委託	自 令和 7年度 至 令和 8年度	495千円

（提案理由）

水俣市議会の議決に付すべき債務負担行為を定めるため、本案のように提案するものである。

議第102号

令和7年度

水俣市病院事業会計

補正予算書

(第2号)

令和7年度 水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度水俣市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業

	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
建設工事費	総合医療センター 139,413千円	△20,482千円	118,931千円
固定資産購入費			
（器械備品購入費）	総合医療センター 188,644千円	14,300千円	202,944千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 総合医療センター事業収益	8,344,798千円	9,205千円	8,354,003千円
第2項 医 業 外 収 益	545,137千円	9,205千円	554,342千円
収 益 的 収 入 合 計	8,352,562千円	9,205千円	8,361,767千円
支 出			
第1款 総合医療センター事業費	8,336,239千円	9,205千円	8,345,444千円
第1項 医 業 費 用	8,221,160千円	3,900千円	8,225,060千円
第2項 医 業 外 費 用	46,750千円	5,305千円	52,055千円
収 益 的 支 出 合 計	8,349,185千円	9,205千円	8,358,390千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額734,115千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額734,033千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,823千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,261千円」に、「過年度分損益勘定留保資金302,696千円」を「過年度分損益勘定留保資金303,176千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 総合医療センター資本的収入	234,454 千円	△6,100 千円	228,354 千円
第1項 企 業 債	227,300 千円	△6,100 千円	221,200 千円
資 本 的 収 入 合 計	234,454 千円	△6,100 千円	228,354 千円
支 出			
第1款 総合医療センター資本的支出	968,569 千円	△6,182 千円	962,387 千円
第1項 建 設 改 良 費	328,057 千円	△6,182 千円	321,875 千円
資 本 的 支 出 合 計	968,569 千円	△6,182 千円	962,387 千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

追 加

事 項		期 間	限 度 額
総合医療 センター	米購入業務	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	単価契約額に使用 量を掛けた額
	A重油購入業務	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	単価契約額に使用 量を掛けた額
	ガソリン購入業務	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	単価契約額に使用 量を掛けた額
	軽油購入業務	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	単価契約額に使用 量を掛けた額
	L P ガス購入業務	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	単価契約額に使用 量を掛けた額
	入院診療等保証	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	565 千円
	寝具・病衣借上	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	単価契約額に入院 患者数を掛けた額
	保安警備業務委託	自 令和 7 年度 至 令和 10 年度	96,573 千円
	消防設備等保守点検業務委託	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	1,903 千円
	電気保安管理業務委託	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	2,244 千円
	医療廃棄物処理業務委託	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	単価契約額に排出 数量を掛けた額
	看護衣等洗濯業務委託	自 令和 7 年度 至 令和 8 年度	単価契約額に枚数 を掛けた額

	未収金債権回収業務委託	自 令和 7 年度 至 令和 12 年度	未収金債権回収額 に報酬率を掛けた 額
	看護学生奨学金貸付金 (令和 8 年度貸付分)	自 令和 7 年度 至 令和 12 年度	17,700 千円

(企業債)

第 6 条 予算第 6 条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

変 更

起債の目的		補 正 前				補 正 後			
		限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
総合医療 センター	病 院 施 設 整 備 事 業	千円 63,100				千円 42,700			
	医 療 機 械 器 具 等 整 備 事 業	千円 164,200				千円 178,500			
計		227,300				221,200			

(重要な資産の取得及び処分)

第 7 条 予算書第 1 1 条に定めた重要な資産の取得を次のとおり補正する。

追 加

	種類	名称	数量
1 取得する資産	リース資産	LED照明	1 式

削 除

	種類	名称	数量
1 取得する資産	建物	クリーンルーム空調機更新工事	1 式

令和 7 年 1 1 月 2 7 日 提 出

水 俣 市 長 高 岡 利 治

議第103号

工事請負契約の変更について

令和6年9月市議会において議決された生態系に配慮した渚造成整備（護岸その8）工事の工事請負契約のうち、契約金額「196,680,000円」を「206,541,783円」に変更することとする。

令和7年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

（提案理由）

生態系に配慮した渚造成整備（護岸その8）工事請負契約について、護岸に使用する石材の単価が上昇したため、本案のように提案するものである。

議第104号

工事請負契約の変更について

令和7年6月市議会において議決された生態系に配慮した渚造成整備（護岸その9）工事の工事請負契約のうち、契約金額「460,900,000円」を「456,415,849円」に変更することとする。

令和7年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

（提案理由）

生態系に配慮した渚造成整備（護岸その9）工事請負契約について、護岸上部工の施工条件が海上施工から陸上施工に変更となったため、本案のように提案するものである。

議第105号

令和7年度

水俣市一般会計補正予算書

令和7年度 水俣市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度水俣市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ328,263千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,740,381千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和7年12月18日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第7号）

歳 入		(単位：千円)		
款	項	既定額	補正額	計
14 国庫支出金		2,576,400	328,263	2,904,663
	2 国庫補助金	659,142	328,263	987,405
	補正されなかつた款に係る額	13,835,718		13,835,718
	歳 入 合 計	16,412,118	328,263	16,740,381

歳 出		(単位：千円)		
款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		2,365,977	268,510	2,634,487
	1 総務管理費	1,970,896	268,510	2,239,406
3 民生費		5,985,174	59,753	6,044,927
	2 児童福祉費	2,153,260	59,753	2,213,013
	補正されなかつた款に係る額	8,060,967		8,060,967
	歳 出 合 計	16,412,118	328,263	16,740,381

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	物価高騰対策生活応援商品券事業	千円 265,843
3 民生費	2 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当支給事業	58,706